

平成 26 年第 4 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 26 年 9 月 9 日 開会

平成 26 年 9 月 19 日 閉会

鋸南町議会

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第 1 号	鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 5 号	平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 号	平成 25 年度決算認定について 1. 平成 25 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第 7 号	平成 25 年度決算認定について 1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算
報告第 1 号	平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第 2 号	平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第 3 号	平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）
請願第 1 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
発議案第 1 号	手話言語法制定を求める意見書（案）について

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (9 月 9 日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	10
小藤田一幸 君	10
三国幸次 君	21
緒方猛 君	33
渡邊信廣 君	51
笹生正己 君	70
散会の宣言	85

第2号（9月10日）

議事日程	86
本日の会議に付した事件	86
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	87
本会議に職務のため出席した者の職氏名	87
開議の宣言	88
議事日程の報告	88
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第4号の上程、説明	92
議案第5号の上程、説明	96
議案第6号の上程、説明	97
議案第7号の上程、説明	106
報告第1号の説明	112
報告第2号の説明	113
報告第3号の説明	113
請願第1号の上程、説明、委員会付託	114
散会の宣言	116

第3号（9月19日）

議事日程	117
本日の会議に付した事件	117
出席議員	118
欠席議員	118
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	118
本会議に職務のため出席した者の職氏名	118
開議の宣言	119
議事日程の報告	119
3番緒方猛議員の発言	119
議長の発言	120
議案第4号の質疑、討論、採決	120
議案第5号の質疑、討論、採決	127
議案第6号の質疑、討論、採決	128
議案第7号の質疑、討論、採決	133
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	136
追加日程の決定	141
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
閉会の宣言	144

鋸南町告示第43号

平成26年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年9月4日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成26年9月9日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 26 年 9 月 9 日・午前 10 時開会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 諸般の報告
日 程 第 4 一般質問〔5名〕
2 番 小藤田一幸 議員
12 番 三国幸次 議員
3 番 緒方 猛 議員
1 番 渡邊信廣 議員
9 番 笹生正己 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 番 渡 邊 信 廣 君 | 2 番 小 藤 田 一 幸 君 |
| 3 番 緒 方 猛 君 | 4 番 鈴 木 辰 也 君 |
| 5 番 手 塚 節 君 | 6 番 黒 川 大 司 君 |
| 7 番 伊 藤 茂 明 君 | 9 番 笹 生 正 己 君 |
| 10 番 平 島 孝 一 郎 君 | 11 番 中 村 豊 君 |
| 12 番 三 国 幸 次 君 | |

欠席議員（1名）

- 8 番 松 岡 直 行 君

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 町 長 白石 治和 君 | 副 町 長 川 名 吾一 君 |
| 教 育 長 富 永 清人 君 | 会 計 管 理 者 篠 原 一 成 君 |
| 総務企画課長 内 田 正 司 君 | 税 務 住 民 課 長 福 原 傳 夫 君 |
| 保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君 | 地 域 振 興 課 長 菊 間 幸 一 君 |
| 教 育 課 長 前 田 義 夫 君 | 水 道 課 長 山 崎 友 之 君 |
| 監 査 委 員 川 名 洋 司 君 | 総 務 管 理 室 長 福 原 規 生 君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局

事務局 長 増 田 光 俊

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

上着を脱いでいただいで結構ですので、申し添えます。

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、8 番 松岡直行君より欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

4 番 鈴木辰也君、12 番 三国幸次君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件については、去る 9 月 2 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありました。

ありましたので、去る9月2日の午前10時から議会運営委員会を開き、平成26年第4回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案7件と、報告3件、請願1件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日10日は、午前10時から会議を開き、議案の審査であります。議案第1号から第3号については、順次上程の上、説明、質疑、討論、採決まで。

議案第4号から議案第7号までの補正予算及び平成25年度各決算関係については、順次上程の上、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号については、説明のみ受けることといたします。

また、請願第1号については、上程、説明の後、総務常任委員会に付託をし、散会したいと思います。

なお、平成25年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議をされていることを、併せて御報告いたします。

11日から18日までの8日間は、議案調査のため休会といたします。

19日は午後2時から会議を開き、議案第4号から議案第7号までの、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。

一般質問についてであります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には小藤田一幸君・三国幸次君・緒方猛君・私、渡邊信廣、そして笹生正己君から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員会での協議結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から19日までの11日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には5名から通告がなされております。一般質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回

数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から19日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会には説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成26年第4回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともお忙しいところを御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は7件であります。そして、報告3件ありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、行政委員報酬を5%増額改定するものであります。

議案の第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、非常勤特別職の報酬を5%増額改正する他、新た

に鳥獣被害対策実施隊員にかかる報酬を追加をしようとするものです。

次に、議案の第3号「鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、3階病棟を療養型病床とすること等に伴い、現在の病床数71床を66床に改正するものです。

次に、議案の第4号は「平成26年度鋸南町一般会計補正予算第2号」についてですが、1億1,397万2,000円を追加をし、補正後の総額を49億9,135万5,000円にしようとするものでございます。

初めに、歳出の主なものを説明申し上げます。

総務費では、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料209万8,000円、地域活性化講演会委託費30万8,000円、都市交流施設整備費では、商業アドバイザー報償費40万円、耐震改修判定料32万4,000円をお願いしました。

徴税費では、町税還付金150万円、民生費では、笑楽の湯、温泉化に伴い、案内看板等の修繕料70万円、衛生費では、みずぼうそう予防接種事業費154万7,000円をお願いをいたしました。

農林水産事業費では、農地等情報総合管理システム改修委託費182万8,000円、鳥獣被害対策実施隊員報酬40万円、地すべり防止施設維持管理委託料57万2,000円の増額をお願いをいたしました。

災害復旧費では、6月の豪雨による、道路災害復旧工事費300万円を計上をいたしました。

諸支出金では、財政調整基金に9,452万7,000円を財政調整基金に積み立てる他、豊かなまちづくり基金に535万2,000円を積み立てるものであります。

次に歳入であります。歳入に充当する特定財源のうち、がんばる地域交付金550万円については、消防ポンプ購入事業に充当するものであります。

特定財源以外では、介護保険特別会計から平成25年度の清算分として、360万4,000円の繰入金、豊かなまちづくり寄付金446万5,000円等を計上いたしました。

また、前年度繰越金は3,127万5,000円を増額、町債は6,540万5,000円を増額し、既決予算の財源変更等をさせていただきました。

議案第5号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号」についてですが、2,647万1,000円を追加し、補正後の総額を11億9,897万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、平成25年度に係る繰越金の精算でございます。

国、県及び社会保険診療報酬支払基金に合計2,171万円を償還、町一般会計に360万5,000円を繰出金として精算し、介護給付費準備基金に91万円を積み立てようとするものであります。

議案第6号は、「平成25年度の鋸南町一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の4つの会計の歳入歳出決算」について、地方自治法

の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第7号は、「平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計及び鋸南町水道事業会計決算」について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第1号から第3号までは、財政健全化法第3条及び第22条の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて、報告するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、老人福祉センター「笑楽の湯」について申し上げます。

念願でありました「笑楽の湯」の温泉化について、平成20年度より調査・検討を進めてまいりましたが、このたび、7月30日付けで温泉利用が許可されましたので、温泉供用を開始をいたしました。

この間、源泉用地地権者の方をはじめ、町議会、さらには地域の方々に御協力をいただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

湧出する温泉成分は、療養泉として一般的適応症のほか、「切り傷・末梢循環障害・冷え症・うつ状態・皮膚乾燥症」に効果があるということでございます。

今後は、佐久間の里の天然温泉「笑楽の湯」として、町民の皆様に御利用いただくとともに、町外に向けて情報発信や宣伝を強化し、集客数の増加を図ってまいりたいと思っております。

次に、鋸南町を舞台に撮影をされた映画「ふしぎな岬の物語」が、第38回モントリオール世界映画祭で最優秀作品賞に次ぐ「審査員特別賞グランプリ」を受賞されました。大変、おめでとうございます。

次に、海水浴客の入込状況について、報告を申し上げます。

8月1日から8月17日までの間、町内5カ所の海水浴場を開設をいたしました。

暑い天候にはめぐまれたものの、全体的には波の高い日が続き、8月10日の日曜日には台風11号の影響で全浜遊泳禁止となるなどしましたが、幸い大きな事故もなく開設を終了いたしました。

全体の入込客数は1万7,801人で、前年比18%減の入込込みとなりました。

夏期の観光につきましては、レジャー形態の変化等で海水浴離れは進んでおりますので、海水浴以外の夏期観光の推進にも目を向け、今後の町活性化につなげたいと思っております。

次に、防災訓練について、申し上げます。

9月28日日曜日に鋸南町総合防災訓練を実施いたします。

南海トラフを震源とする巨大地震が発生いたしますと、鋸南町では5メートルの津波が到達する予測が示されております。

これらを踏まえ、昨年同様、全町民の皆さんを対象に津波警報時に高台への避難訓練といたしまして住民の皆様をはじめ、消防団、安房消防等、関係者の方々の御協力をいただき実施をいたします。

次に、敬老の日の祝い品の配布について、申し上げます。

今年も90歳以上の方々260名に対し敬老の日を記念をし、9月11日から心ばかりのお祝品をお届けいたします。今年度100歳を迎えられる2名の方を含め、100歳以上の方は13名いらっしゃいます。どうぞ健康に留意されまして、いつまでもお元気で御長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、結婚50周年祝賀会の開催について、申し上げます。

今年も結婚50周年を迎える御夫婦に対しまして10月8日、「すこやか」にて祝賀会を開催させていただきます。今年は15組の御夫婦の皆さんに、記念品の贈呈、記念撮影等、粗宴ではありますが、お祝いをさせていただきます。今後とも御夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

教育委員会について、申し上げます。

初めに、文化祭について、であります。今年、11月1日及び11月2日の両日、中央公民館で開催をいたします。町では、地域文化・芸術活動を推進をしており、町民の皆様が日頃公民館等で学習をした成果を発表する機会として開催いたしますので、御来場いただきたく思います。

次に、教育の日についてであります。毎年、11月の第3土曜日は「鋸南町教育の日」です。

今年、11月15日に、鋸南中学校を会場として教育の日の行事を行います。

各スポーツ大会等で活躍された選手・生徒の表彰及び見返り美人絵画コンクールの表彰、並びに青山学院大学講師の竹田忠夫先生を迎え、家庭教育と学力向上についての教育講演を予定をしておりますので、御来場いただきたく思います。

次に、2014 B & G 全国ジュニア水泳競技大会についてであります。8月2日に、東京江東区の辰巳国際水泳場で開催されました。

当町の B & G 海洋センターから34名が参加をし、小学校5・6年生男子の部50メートル平泳ぎ、男子200メートルメドレーリレー、男子200メートルフリーリレーでそれぞれ優勝を飾るなど目覚ましい活躍をいたしました。

次に、第22回全国中学生空手道選手権大会が、8月22日金曜日から24日日曜日まで神戸市で開催され、団体組手に勝山会所属の鋸南中生徒3名が出場し、2回戦進出と健闘されました。

今後の御活躍を期待しております。

最後に、菱川師宣記念館の企画展について、申し上げます。

10月の7日火曜日から12月の14日日曜日まで、企画展「書でいざなう房総文学散歩 幕田 魁心展」を開催をいたします。

君津市在住の書家、幕田魁心氏が、古くは万葉の防人の、あるいは明治大正の漱石、鷗外、芥川などの文豪による、房総で生まれた歌などの作品を「書」という形で表現いたします。

ぜひ、御観覧下さい。

また、善意の寄付について申し上げます。

役場前にございます、勝建設株式会社の事務所及び用地について、去る9月3日付で寄付の申し入れがございました。土地は540平方メートル、約163坪。建物は鉄骨造り銅板葺2階建てで1階が46.20平米、2階が205.67平米でございます。町発展のために公共用財産として、活用をしてくださいとのことで、まことにありがたく申し入れを受けいたしました。

善意の気持ちに答えるべく、活用の検討をしております。

以上で、諸般の報告を終了させていただきます。

○議長（伊藤茂明）

町長から、提案理由の説明、並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、なにか確認したいことがありましたら挙手願います。

○議長（伊藤茂明）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸君

○議長（伊藤茂明）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、5名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

小藤田一幸君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

なお、質問者から資料の配布を求められましたので許可いたしました。

資料を配布してください。

[2番 小藤田一幸君 質問席に着席]

○議長（伊藤茂明）

2番 小藤田一幸君。

【ベルが鳴る】

○2番（小藤田一幸君）

私は竜島の極楽寺の南の方に、南隣に住んでいますが、私の家の周りは、一番多いのは独居老人です。

その次に65歳以上の夫婦二人、周りに子どもは一人もいません。ちなみに今年幼稚園の入園式に行って驚いたんですが、竜島から幼稚園に入園したのはたった1名でありました。いかに少子高齢化が進んでいるか、これでわかるかと思います。

したがって、今回の質問は、介護政策について質問をしたいと思います。

本町は人口減が進む一方で高齢化率は高く、これからも延びていくと推計される。さらには、独居老人の世帯も増加しており、介護支援の必要性が高まっていると考える。

1、本町では介護予防事業が積極的に展開されており、その成果も著しい。しかし、介護予防活動に参加することが困難な高齢者への、の方への対応は。

2点目、独居で認知症の方については日常生活そのものに困難が生じていると思うが、どのような対応を行っているのか。

3点目、特別養護老人ホームの待機者数はどのくらいで、待機者への介護サービスの提供はどのように行われているか。また、近隣市においては、小規模特別養護老人ホームを行政が建設し、民間に運営を委託している例があるが、町長の考えはどうか。

以上、質問をいたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

「介護政策について」お答えをさせていただきます。

この御質問につきましては、過去何度か答弁をさせていただいております。

同様の答弁内容となりますが、御了承をお願いいたします。

御質問の1点目、「介護予防活動に参加することが困難な高齢者の方への対応は」についてであります。現在、鋸南町では高齢者の方々の身体状況別に通所型介護予防事業、また、生活機能向上事業、自主グループ活動支援事業の3つの介護予防事業を展開しており、65歳以上の高齢者人口の12%にあたる423人の方に参加をいただいております。

国の目標値は5%の参加となっておりますので、介護予防の活動は、順調に推進しているものと認識をしております。

事業への参加が困難な高齢者の方への対応であります。御本人の心身の状態により参加が困難な方につきましては、介護保険サービスの利用対象となりますので、介護保険の申請からサービス利用までの支援を行っております。

また、通所や地域で行う事業の内容に馴染まないという理由で参加をされない方につきましては、男性も参加しやすいポールウォーキングの導入など、事業内容の見直しを行うことや、介護予防の知識や取り組みの必要性を啓発するための事業を実施をして、参加を促しております。

このように、介護予防活動に参加することが困難な高齢者の方には、参加できない要因に応じた対策を講じており、介護予防活動の拡大につながる事業展開に努めております。

御質問の2点目、「独居で認知症の方については、日常生活そのものに困難が生じていると思うが、どのような対応を行っているのか」についてであります。町では、介護保険申請時の疾患に関する調査を行った結果、認知症が上位であったことから、介護予防事業や普及啓発事業など、認知症予防に関する事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、高齢化が進んでいる現状では、ひとり暮らしで認知症になる方もおられ、地域包括支援センターにおいて相談支援を行っております。

相談の初期段階におきましては、医師への相談を行います。支援が必要な状態まで症状が進行している方は、介護保険の申請も併せて行い、ホームヘルプサービスなどの介護サービスの利用を開始をいたします。

また、重症に、重症な方につきましては、介護保険施設への入所へ結びつける場合もございます。

ただいま申し上げたのは、認知症の方全般についての対応であります。ひとり暮らしということに焦点を当てますと、早い段階から、介護付きの集合住宅への入居やグループホームへの入居に関する情報提供や相談支援を行います。また、権利擁護や金銭管理の観点から本人を保護する必要性も生じますので、後見支援センターなど関係機関と共同して、支援を進めております。

併せまして、要介護者や、町外におられる御家族等の方に対しまして、最善の方法をとるよう助言をさせていただいております。

御質問の3点目、「特別養護老人ホームの待機者数はどのくらいで、待機者への介護サービスの提供はどのように行われているのか、また近隣市においては、小規模特別養護老人ホームを行政が建設し、民間に運営を委託している例があるが、町長の考えはどうか」についてであります。本年7月1日現在の特別養護老人ホームへの待機者数は、82人となっております。

待機者の内、老人保健施設など、他の施設に既に入所をされている方は33人、病院に長期入院されている方は10人、残る39人の方は、自宅にてホームヘルプサービスやデイサービスなどのサービスを組み合わせて利用をし、生活されております。

入所待機者数につきましては、半年ごとに集計しておりますが、平成24年の102人をピークに、年々減少をしております。

人口問題研究所では、鋸南町の65歳以上の高齢者数は、2015年から減少すると推計を

しております。

また、今回の介護保険法改正を受け、国の指針にて、特別養護老人ホームの入所対象が「原則要介護3以上」になることなどから、長・中期的な見通しでは、入所対象者は減少するものと予想をされます。

なお、介護保険制度が導入されてからは、施設と個人との契約行為により施設入所が成立をし、入所する方に適した環境やケアの内容などを選び、施設を決める仕組みに転換されました。

そのため、町内の施設への入所にこだわらず、安房や君津圏域など一定のエリアから特別養護老人ホームを選んでいただいております。

また、入所相談にきた方には、特別養護老人ホームだけではなく、比較的に入所しやすい老人保健施設を含め、入所を検討するよう勧めております。

現在、町には介護施設として改修できるような施設はございませんし、民間事業者からの要望や計画等はございません。

特別養護老人ホームの建設、運営は、民間に委ね、町の果たすべき役割は、介護予防の推進、在宅介護ができる環境を整えることであり、地域ケア会議の充実などを図ってまいります。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、再質問はありますか。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

それでは最初に、保健福祉課長に3点ほど御質問をさせていただきます。

先ほども言いましたけれども、独居老人が非常に増えてきている。介護の問題も、まあ、新聞等でいろいろ出ていますが、老々介護の中で殺人事件まで起きている現状があるわけですが、まず1問目、独居老人の人数は町として何人くらいいるのか。

また、竜島地区にはどのくらいいるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

独居老人の人数でございますが、平成25年4月1日現在で住民基本台帳によりますと、840人でございます。

今年の平成26年4月1日現在での独居老人の数ですと、871名でございます。

またあの、竜島地区では何人かということでございますが、昨年の25年4月1日現在では、110人。今年の平成26年4月1日現在では121人と、それぞれ増となっております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

前の年が確か50人増えているということでしたので、まあ、2年間で平均とっちゃああれですが、80人で、40人くらい毎年増えているという、そういうことになるかと思っています。

ちょっと竜島が独居老人がなんか増えているなっていう感じで質問したんですが、11人増えたという、そういうお答えがありました。

続きまして、答弁の中に、介護付き集合住宅。あるいはグループホームという言葉がありました。それに入居する、情報提供をしているということでしたけれども、定員が何人くらいで、いくらで入居できるかを教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

まず、介護付き集合住宅でございますが、それにつきましては隣の富津市の金谷でございます。鋸南町から7名の方が入所、あ、入居をしております。

介護付き集合住宅につきましては、20部屋ございまして、三食付で1カ月当たりその施設によりまして、約15万程かかるそうでございます。

次にグループホームでございますが、グループホームにつきましては町内に1カ所ございまして、定員は9名でございます。現在は満床で9名の方全員が鋸南町の方が入所なさっております、1カ月当たり、約18万円程度と伺っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

集合住宅で15万、グループホームで18万というあれがありましたけれども。

えー、鋸南町でですね、国民年金はどのくらい貰っている人がいるのかなっていうことでちょっと調べたんですが、ちょっとそういうデータはなんかできない、わからないそうでした。

で、特養、略して特養と言いますが、これは1カ月大体5・6万円なんですよね。で、国民年金が大体年間80万。そのうちいろいろ引かれて5・6万くらいですかね。

だから特養でなければ入れない人たちが鋸南町には結構いるんじゃないかと、そういうふうに思うんです。

で、特養はなぜ良いかっていうと、まあ、最後まで入っていられますよね。他の施設だと出なきゃいけないんですよ。何カ月か後に。実際問題、そう、出されている人

も私も周りにいるんです。で、私の母親と同じ頃に死んだ方はね、鋸南病院で手術をして、墓へ行って、墓に、岩井のね。それから金谷へ行って、それから、あの、君津の特養ありますね、そこへ行って。で、向こうへ行くとね、やっぱり体が悪くなるんだそうです。具合がね、手術したからね。それでまた鋸南病院に戻ってくると良くなって、また君津に行くと悪くなる。なんかやっぱりこう、雰囲気があるんでしょうね。鋸南は良いけれども、向こうへ行くと全然こっちと違う人たち、風土があるんでしょうね。

まあそういうことを話していました。

やっぱり地元が良いっていうのはそういうところからあるのかなと思いますね。

で、今回特養というのをちょっとね、あれしますけれども、とにかく周りに、お金持ちだけじゃないんですよ。国民年金だけで暮らしている人も結構いますんでね。そういう人たちが、今町長の答弁ありましたけれども、歳をとって、健康でいられる、いろんな、ポールウォーキングだとかいろいろね、まあ、地域包括支援センターではいろいろ認知症予防をやっています。ポールウォーキングは大津波が来た時に自分の力で逃げられない人がいたから、じゃあ体力づくりっていうことで、ポールウォーキングを始めたようですけれども。

とにかく、やはりこういう施設、安心してやっぱり、介護になっても安心してこの鋸南町に暮らせるような施設が私は必要なんじゃないかということで、取り挙げたわけです。

じゃあ、3つ目ですが、あの、私の両親ね、大変あの、地域包括支援センターに世話になったんです。急に介護が必要になって、全然私なんかは教養がないんでね、どこに相談していいかわからない。やっとそこに行って、いろいろ相談いただいたわけですが、非常にがんばっていると思います。

3回、3つ目の質問ですが、介護予防等をがんばっているようですけれども、地域包括センターの職員は何人いるのかということで、質問をさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、今議員さんおっしゃいましたとおり、高齢者の方々の相談は全て地域包括支援センターでお受けしてございます。

その地域包括支援センターの職員でございますけれども、介護保険法で職員の配置基準が規定されておまして、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等がその職員になれる基準となっております。

その資格を持っております、現在3名の職員で現在対応をさせていただいているところでございます。

まああの、年々相談件数は増加しておりますけれども、委託できるものはなるべく委託してですね、業務をこなしているような状況でございます。

また、27年度からは、今度は大幅に介護保険制度がちょっと変わりました、要支援者向けサービスが市町村に移行となります。

平成29年度からは完全実施となりますので、そこいら辺がまあ、事務量が增大するようなことも予想されますので、現在3名の職員で対応しておりますけれども、今後は事務量を見ながらですね、職員がまあ、不足するようであれば、人事担当課と協議しながら、適正な配置に努めていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まず、ね、24時間体制でやるような、そういう制度がきっと各自治体に入ってくるんじゃないかと思えます。

まあ、その件についてはこれ以上言いません。

とにかくあの、こうやって見ていまして、まあ、健康づくりね、歳をとっても健康でいる、いわゆる介護予防ですね、認知症に対する。ポールウォーキング、いろいろあの、3名の職員で一生懸命やっている。私は頭の下がる思いです。本当にいつも電話しても忙しいあれですね、あの大変で、これからもっと大変になるんで、えーまあ、そういう、まあ、人事って言うんですかね、そういうことも将来必要になるんじゃないかと、まあ、そう思います。

それではあの、続きまして町長に2点質問をさせていただきたいと思えます。

一つは今配布しました資料をちょっと見ていただいて、人口問題研究所ですね。

まず1点目ですが、町長はこれを以前見たことがあるかどうかちょっと質問をさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

人口問題はですね、興味がございますので、この資料はですね、見たような記憶がございます。

はい。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

その時の印象というか、感想はどうでしたでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

我々の世代がですね、ある程度やっぱり人数が多いもんですから、増加をする傾向があるのかなと、そんな認識はもっておりました。

が、しかし、いつかはこれはあの、減少していくわけでありますので、まあ、今の時点ではですね、増加傾向にあるし、いつかは下がっていくだろうと、そんなことを思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

この資料はいろんなことを教えてくれます。

まず、個人的ですが、2040年は私は93になった時ですね。

えーまあ、両親とも93で亡くなったんで、えーまあ生きてるか、あまり酒飲まなければ生きているかなというぐらいでみました。

で、このあれをね、一番あの、日本創成会議は問題にしている。あるいは鋸南町が一番見なきゃいけないところは、えー、傍聴の方も資料はあるんですか。あります。そうですか。

えっと2010年の20から24歳の人口を見てください。223名ですね。で、これが2040年になると105人になっています。以下、下の方をちょっと読みます。

なぜこれを挙げるかっていうと、日本創成会議は20代・30代の女性が2010年と2040年を比較した時に半数以下に減った時は、その都市は消滅可能性都市、都市が消滅しますよ。そういうことを言っているわけです。

じゃあ下に見ていきます。

25歳から29歳は286人。40歳が123人。続いて30から34歳は355人が2040年は136人。35歳から39歳が2010年が409人、これが187人になる。全部の5年ごとの世代で半減するわけですね。

上のトータル、総数を見ればわかりますけれども、2040年は4,724名に鋸南町の人口はなってしまうわけです。

で、これがなぜ大事かと言うと、この半減した都市と言うのは、介護保険だとか健康保険、そういう社会保障制度が維持できなくなるんだそうです。当然これは雇用だって全然ダメになっちゃいますよね。まあ、そういうことでもって、私が生きている間にこういう現実が生まれる可能性があるわけですね。

それで、2番目の質問を町長にさせていただきます。

特養の質問ですが、特別養護老人ホームへの待機者、平成26年7月1日82名となっています。これ全体の待機者は185名です。他の町村からも入りたいという人がいますから。鋸南町だけでは82名。

で、途中から読みます。

入所待機者数につきましては、半年ごとに集計しておりますが、何行目ですかね、答弁の2・4・6・7・8・9、あ、8行目ですか。人口問題研究所の推計では、2015年からは65歳以上の高齢者人口が減少することや、今回の介護保険法改正を受け、国の支援にて、特別養護老人ホームの入所要件の見直しが挙げられており、入所対象が原則要介護3以上になることなどから、長・中期的な見通しとして入所対象者が減少することが予想されております。

まあこういうことをあれして、いわゆる特養は造らないんだと、そういうことを言っているわけです。

で、先ほど答弁の中で特養をですね、自由に選べるんだと、その下の、下から4行目にあるんです。自由に選んでいただいております。こういう言葉もあるわけですね。ところが実際には特養は自由に選べないんですよ。空きがなければ入れませんからね。だからあっちへ行ったり、こっちへ行ったり、自分の力で探さなければいけないんです。

で、まあ、もう少し詳しく言いますとね、現在特養に入っている人は介護度3以下でもそのまま入れるんだそうですね。今の人はそのまま入れる。だから急に減るわけじゃないんですが、もう一度この人口問題研究所のこの資料を見ていただきたいんですが、2040年、ちょっと極端な話をしますね。90歳以上を見てください。2010年が192人、5年ごとに言います。247名、2020年が316名、2025年が358名、6名ですか。2030年が367名、35年が393名、2040が471名。だんだん増えてますね。我々の年代はだんだんこれ、増えているんです。

まあ、85歳から89歳が一番増えるのが、2035年、495名。で、認知症というのを調べたらね、大体85歳くらいから大体半分は認知症になっていますね。特に女性の方が認知症になるんですね。これ、よけいなんですよ。

で、90歳以上、90になった時に471名。私がこれに入るかどうかですがね。

だからこれから認知症も増えて、独居老人も増えて、もうこの頃はもう半分は、鋸南町の人口の半分は65歳以上ですから。

したがって、ねえ、国民年金しかもらっていない方が相当増えてくると思うんですよ。お金がある人はね、東京に行って、3,000万くらいのね、あのあれを、あれを払って、年間17・8万、20万くらいのね、その、あれを払って、入ればいいですけれども、この鋸南町の地域の実情を考えた場合には、これは少なくとも30人くらいの特養を造る必要があるんじゃないかと。まあ、そう思います。

で、後30分ですね。

あの、まあ、自分のあれを言うわけじゃないですけれども、あの、まあ、今岩井がつくっていますね、あの市庁舎を。今3億5,000万ですか。改修すると非常に金がかかるんですね。1.5倍くらいかかるから、まあ3億あれば30人くらいの規模のあれができるんですが、岩井も言っていますけれども、30人規模だと、24・5人の、あの、雇用が生

まれるんですよ。だからまあ、山形の方なんかはある町のあれは、東京都なんかは各区でもって、大体 1,300 人くらいの特養待機者がいますから、それを山形の方で引き受けるなんていう記事も載っていましたがね。

で、現在まあ、特養に入っているのは 51 万だそうです。だけど、希望者が 52 万いるそうです。鋸南町も 80 人の定員ですね。鋸南苑が、それに対して 80 人はずっといるんですよ。80 人はずっといるんですよ。これは全国と同じようなあれでいると思うんですがね。したがってあの、まあ、費用対効果ということをちょっと言いますと直売所はね、12.6 億の金をかける。しかも、これから先、2 割・3 割は増えるんじゃないかね。あの、東日本大震災で向こうは工事が増えています。それからオリンピックで需要が増えています。最近聞くとあの、木更津市の方が新しい庁舎を建ててるのに、もうお金が値が上がってどうしようもないからってということで、庁舎をオリンピックが終わるまでやめたそうです。プレハブで我慢するそうです。

○議長（伊藤茂明）

小藤田議員。

質問は完結をお願いします。

○2 番（小藤田一幸君）

あ、わかりました。はい。

で、なにを言いたいかと言うと、やっぱりね、歳をとって、あの、健康を保つ、そういう面では鋸南町は非常に良くやっているといます。だけれども、介護が必要になっても、やっぱり安心して暮らせるようなそういう町づくり、しかも、健康なまちづくりのやっぱり具体的なね、プランってというのが必要なんじゃないかと。

だからもっと、福祉行政にね、力を入れるべきじゃないかと。私はそう思います。今費用対効果の話をしましたけれども。

えー、で、で、これに対する町長さんのちょっと答弁をお願いしたいんですが。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

小藤田議員のおっしゃっていることもよく理解をしているつもりでありますし、当然私はですね、先ほどの答弁の中でですね、特養が必要ないというような言い方はしておりません。

当然これは必要になればですね、町としてですね、必要であるというような表現をしていかなければならないことではございますが、まあ、平成 12 年のですね、介護保険がスタートしてですね、それ以前はある意味では高齢者の皆様のケアをするのはですね、措置という形でですね、行政が責任を持っているんことをやっていたと。しかし、介護保険がスタートしてですね、これはもうお互いの支え合いの中でですね、やっていくべきだろうというような国の流れになったわけでありまして、ある意味では独居の老人

の高齢者の方々もおられるかもしれません。まあ、地域全体でですね、そしてまた地域外の、例えばお子さんですとか、いろんな形のかかわる皆さんと一緒に、我々の地域の福祉を進行をさせていかなければならないと思っていますし、現在でも、我々の町はですね、福祉については、かなり重要視をしてですね、いろんな展開をしている自治体であると、そうも理解をしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

えっと私もいろいろ言わせていただきました。

で、なぜこういうことを言うかっていうと、課長さんいますけれどもね、今年、今後3年間のプランをつくらなきゃいけないんですよ。福祉行政のね。そういう年なんです。それから、中・長期的なプランも今年つくっていかなくちゃいけない、そういう年なんです。

だから、今年具体的にどういうふうにするのかということがないと、また3年後、この福祉行政の具体的なその、やり方、方法というのが3年後になっちゃうんですよ。まして、中・長期的なあれも今年つくれという形で出てきていますからね。

だから私は具体的に今日質問させていただいたんですが、それについて町長はどう考えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

確かにあの、今年度介護保険計画を策定する年となっております。

この計画につきましては、施設につきましては、もう県の認可を受けて具体的に建設するようなものがあれば、この計画に載せていくような計画でございます。

町の総合計画のように、具体的な計画ではなくて、目指すべき施設を載せるという計画ではなくてですね、介護保険料をいくらに、次の3年間いくら保険料を取っていくかというような計画でもございますので、具体的な計画として、現在お話がない以上は、計画には盛り込むことはできません。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まあ、具体的なあれがないということでもって、まあ、結論が今出ましたけれども、やはりあの、今の鋸南町の実状ですか。人口減少率が県下で1位、8.4%、鴨川市が1.

何%ですね。まったく差が出てます。

それから高齢者率が県下で2位です。

こういう現状をですね、やっぱりしっかりと、認識して、行政というのは10年後、20年後、30年後を見据えた、そういうことはこれはもう、先見性が必要ですので、やはりこれから、福祉行政を大事にしていただきたいなということでもって、これは要望ですね。私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

再開は11時15分といたします。

…………… 休憩 ・ 午前11時01分 ……………

…………… 再開 ・ 午前11時15分 ……………

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番（三国幸次君）

私は、子ども医療費助成についてと子ども・子育て会議についての2件の質問をします

一件目は、子ども医療費助成についてです。

私は、これまでも、子ども医療費助成の拡充を求めてきました。千葉県が平成24年12月から入院分について中学3年まで対象を拡大したこともあり、平成25年度に新たに12自治体が対象年齢の拡大や窓口一部負担金、所得制限の撤廃など改善を図りました。

そして、通院・入院ともに中学校3年生までとしている自治体が大幅に増加しました。さらに、平成26年度にも子ども医療費の助成を拡充したところが増えてきています。

そこで、3点質問します。

1点目、県及び各自治体での子ども医療費助成の現状はどうか。

2点目、鋸南町での子ども医療費助成の拡充についてどのような検討をしてきたか。
3点目、鋸南町でも、中学生まで入院・通院とも助成することを求めますがどうか。
2件目は、子ども・子育て会議についてです。

私は、昨年9月議会での「介護・医療・年金・保育の改革プログラム法案」について質問しました。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から新しい制度に移行します。

保育の分野では、公的責任を投げ捨てる新システムや株式会社の参入を促進する待機児童解消加速化プランの着実な実施をうたいました。

施設の基準緩和や「子育て支援員」制度の創設などには多くの問題が指摘されています。これらは都市部では影響がありますが、鋸南町では実質的な影響はないと考えます。

来年4月から新しい制度になるわけですから、前向きに主体的な対応が必要です。

その中で準備のためにも市町村の合議制機関として、子ども・子育て会議の設置が努力義務とされています。

そこで、3点質問します。

1点目、子ども・子育て新システムについての認識はどうか。

2点目、近隣の自治体で、子ども・子育て会議設置の動きはどうか。

3点目、鋸南町でも、子ども・子育て会議を設置した方が良いと考えるがどうか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「子ども医療費助成について」お答えをさせていただきます。

子ども医療費助成の制度は、子どもの医療保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援のため、子どもの疾病にかかる医療費を助成をしております。

御質問の1点目、「県及び各自治体での子ども医療費助成の現状はどうか」についてですが、千葉県の医療費助成の対象は、入院は「中学3年生まで」で、通院につきましては「小学3年生まで」となっております。

自己負担は、入院につきましては1日につき300円、通院につきましては1回につき300円で、市町村民税所得割非課税世帯は無料となっております。

補助基準の範囲内で2分の1が市町村に交付されますが、所得制限が設けられており、限度額以上の方の医療費については、補助対象外となっております。

次に安房管内の状況ではありますが、入院につきましては、いずれも「中学3年生まで」

を助成の対象としております。

通院につきましては、各市町で異なっており、南房総市、鴨川市、鋸南町では、「小学3年生まで」を対象としておりますが、館山市におきましては、本年の8月から「小学6年生まで」に引き上げております。

なお、館山市と南房総市では、所得制限を設けて実施をしております。

御質問の2点目、「鋸南町での子ども医療費助成の拡充についてどのような検討をしてきたか」についてであります。鋸南町では、平成24年の12月から入院医療費につきまして、千葉県に準じて、助成対象を従来の「小学3年生まで」から「中学3年生まで」に拡大するなど、子ども医療保健対策の充実と、保護者の経済的負担の軽減を図ってきたところでございます。

また、館山市が、本年3月議会におきまして、通院の助成対象を「小学6年生まで」と条例改正を行ったことから、鋸南町でも、鴨川市や南房総市と連携を図り、助成対象の拡充等について検討を行ってきたところでございます。

御質問の3点目の、「鋸南町でも、中学生まで入院・通院とも助成することを求めるかどうか」についてであります。鋸南町では、県内の状況を踏まえ、平成27年度から通院の助成対象を、現行の「小学3年生まで」から、さらに拡大する方向で検討を進めております。

子育てしやすいまちづくりを推進をするため、より深く検討してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2件目の「子ども・子育て会議について」お答えいたします。

御質問の1点目、「子ども・子育て新システムについての認識はどうか」についてであります。まず、「子ども子育て支援新制度」は、御承知のとおり、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が公布をされ、平成27年4月のスタートに向け、現在国の方針を受け、全国自治体において、それぞれが、準備が、進められております。

この関連3法に基づく新制度は、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、国が主導をして、「幼児期の学校教育・保育」、「地域の子ども・子育て支援」を総合的に推進する仕組みを導入をし、消費税の引き上げによる財源によって、認定こども園の普及による「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、小規模保育等の認可改善による「保育の量的拡大・確保と教育保育の質的改善」、さらに、学童保育など「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図ろうとするものであります。

「新システムについての認識はどうか」についてであります。子どもは次代をつくる希望と光であり、子どもたちを安心して産み育てることのできる社会を実現することは、それぞれの地域における責務と考えております。

しかしながら、都市部における待機児童の問題、一方で過疎化が進む地方での少子化問題等、それぞれの自治体が個々に行う施策では、根本的に解決ができない日本社会全

体の課題と考えております。

したがって、子どもを産み育てたいという個人の希望が最大限叶えられるような環境をつくる。支援体制の充実を図るため、取り組む総合的な新制度への移行は、国に委ねられた時代の要請と認識をしております。

しかしながら、当町の子育て環境の現状をみますと、保育所、幼稚園、学童保育所ともに町営で運営をしており、都市部におけるような待機児童の問題も生じていないことなどから、子育て施設環境は基本的には充足をしているものと認識しております。

なお、「保育に要する認定制度」、公定、「公定価格制度」が新たに導入をされます。未だ確定した情報を得ておりませんので、詳細がわかり次第検討させていただくこととなります。

御質問の2点目の、「近隣の自治体で、子ども・子育て会議設置の動きはどうか」と、また、3点目の「鋸南町でも、子ども・子育て会議を設置した方がよいと考えるがどうか」について、併せてお答えいたします。

まず、「子ども・子育て会議」について申し上げます。

「子ども・子育て会議」は、子ども子育て支援法第72条に規定され、「内閣府に置く」となっております。委員は25名で、国が子ども子育て施策を推進していく上での重要事項の調査・審議、意見具申等の権限が与えられ、25年4月から本年7月末までで17回開催をされております。

一方、市町村等におけるいわゆる「地方版子ども・子育て会議」につきましては、法第77条において「市町村は、条例で定めるところにより、市町村子ども子育て支援計画等の事務を処理するため、審議会その他の機関を置くよう努めるものとする」と規定され、努力義務とされております。

しかしながら、法の趣旨から市町村においては条例に頼らなくとも、何らかの会議体を設置して取り組むよう求められており、また必ずしも「子ども子育て会議」という名称でなくてよいとされております。

内閣府が公表した本年2月末時点での資料によれば、条例のほか規則・要綱・申し合わせ等による会議体の設置状況は、全国1,742市町村のうち設置済が83%、設置予定15%で、その時点で98%が何らかの会議体を置く状況となっております。

早いか遅いかの違いはありますが、「地方版子ども子育て会議」の未設置はほとんどないものと思われます。

本年8月末現在の千葉県内の設置状況であります。

本年8月末の千葉県内の設置状況は、70市中36市が条例で設置済であり、町村の部では鋸南町を含む17町村全てが設置済みで、条例設置13町村、要綱等による設置4町となっております。

なお、近隣の安房3市では2市が条例で設置をしており、全国的には、特別区や市の中でも要綱等により設置をしているところも多く、都道府県ごと、あるいはそれぞれの

自治体ごとの事情により、対応はまちまちであります。

鋸南町においては、7月の18日に「子ども子育て支援事業計画策定委員会設置要綱」を制定をし、小学校・幼稚園・保育所・学童保育所の各施設及びその他子ども・子育て支援にかかわる団体等の関係者で構成する会議体を設置をいたしました。

今後、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映させるため、定期的に委員会を開催をし、平成27年度から5カ年間の計画策定に取り組んでいくこととなっております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問ありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まず1点目の、あ、1件目の1点目、の関係で再質問します。

私、平成25年度までは大体情報を得ておりますけれども、26年度の情報というのがマスコミなどで報道された範囲でしか私わかりません。そういう意味で、平成26年度に、新たに中学3年生まで、通院・入院とも助成を拡大した自治体が増えているかどうか。具体的につかんでいましたらお答え願いますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

お答えいたします。

千葉県内の各市町村の子ども医療費の助成内容につきまして、平成26年8月1日現在で県の方から資料が届いてございます。まず、入院につきましては、県と同様に中学3年生まで、助成対象としている市町村は、54団体中50団体が中学3年生までとしております。高校2年生まで拡大しているものが1団体。高校3年生まで拡大している自治体が3団体ございます。

一方、通院につきましては、県の助成対象であります小学3年生までは7団体。小学6年生まで拡大している団体が6団体。中学3年生まで拡大している団体が37団体。高校2年生まで拡大している団体が1団体。高校3年生まで拡大している団体が3団体でございます。

なお、自己負担額がない市町村が12団体ございます。

また、所得制限を設けている市町村は7団体となっております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今の答弁でもわかるように、通院・入院、これずいぶん増えているんですね。今これは現時点での数だと思うんですが、26年度に新たに増えたというところまでは調べてないのかな。

どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

大変申し訳ありません。

26年度に新たに挙がった団体は、近隣では館山市の情報を得ておりますけれども、県内の状況はちょっとつかんでおりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

わかりました。

今の答弁からもわかるように、とにかく、子どもの医療費助成については、各自治体が助成の拡充をしているという状況だと思います。

それで、3点目の問題に入ります。

答弁で小学校3年生、あ、助成対象を小学3年生からさらに拡大する方向で検討を進めているとありましたけれども、具体的にはもう少しどうでしょう、検討内容、例えば中学3年まで通院も含める方向なのか。あるいは個人負担はどうか。

その辺で、もう少し具体的に答えられたら答えてほしいんですがどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

まだ検討している状況でございます、私からどこまで拡大するかということが。財政協議や条例改正の協議もまだ済んでおりません。

私からははっきり申し上げられませんが、ある程度それに沿った形で延ばせたらと思っておりますけれども。自己負担額につきましては、県の規定と同様にですね、入院は1日につき300円、通院は1回につき300円を予定して考えております。また、非課税世帯は無料として考えてございます。

また、鋸南町では現在所得制限は設けてございません。まあ、例えば小学校3年生までからさらに拡大した部分につきましては、ある程度所得制限を設けたらいいのか現在そこら辺も、現在検討している状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まあ、担当課長の方からはまだ財政とかなんとかの検討もしてないのでという答えがありました。えー、町長に伺います。

町長としては、この助成の拡大についてどのように考えているのか。どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

まああの、ただいまの三国議員の御質問に対して、千葉県全体で見ればほとんどが、かなり多くの自治体が中学3年生まで入院と、そして通院も助成をしているということがあるわけでありまして、南房総エリアについては、このエリアについてはですね、それぞれがいろんな考え方を持っている。しかし、外房エリアについてはですね、もうすでに一部は高校生までとかいうような話もございますし、我々の町は特に少子高齢化と言いますか、人口減ですとか、さまざまな要件があるわけでありまして、できることであるとすればですね、先ほどの答弁の中でも、お答えをさせていただきましたが、より深く検討をしてみたいと、そんなことを思っているということで答弁をさせていただきましたが、実際はですね、中学3年生まで、通院と入院が助成ができれば、これは、これに越したことはない。そしてまた、他の自治体と同じようなレベルのですね、子育ての支援ということになるかと思えます。できれば、財政が許せば、中学3年生まで、通院と入院を助成していければと、そんなことを思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

町長の方から、できればそうしたいという答えがありました。

私からは最後に、ぜひともその、通院・入院とも、そして所得制限はできればかけない方向でいってほしい。さらに言えば、自己負担もできるだけ少なくという要望をして、次の質問に移りたいと思います。

ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

2件目の1点目の質問ですけれども、えー、子育て施設環境は基本的には充足しているものと認識しているという答弁がありました。鋸南町では幼稚園・学童保育については今後施設をどうするかという計画もあります。

その辺でこの充足しているという点で、えー、もう少しこれからの方向も含めた考えがあればお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、前田、教育課長。

○教育課長（前田義夫君）

施設が充足しているかということでございますけれども、基本的にですね、保育所・幼稚園・学童保育所、この3つに関して申し上げますと、ここ数年ですね定数内に収まっておるといことと、待機待ちの、待機児童等の状況は発生していないということをもってですね、そのような表現をさせていただきました。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

えー、まあ現在の施設で一応必要数は確保しているという答えですけれども、鋸南町の方向として、幼稚園も小学校の施設に移したいという考え、それから学童保育の方の施設の建設なども検討課題に挙がっておりますし、議会も含めてこれまで検討してきておりますので、現在の町として、あるいは町長の考えでいいですので、その辺もう少し具体的にお答え願えればと思うんですがどうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

いずれにしてもですね、あの、教育施設そして保育施設、これは集合させた方がですね、より利便性が高まるというような認識をもっておりますので、少しでもですね、ある意味ではやっぱりそういった形での方向性をですね、探っていく必要があるだろうと、そう思っております。

当然あの、充足をしているというような考え方もあるわけではありますが、さらに子育てしやすい環境というものは整えていかなければならないわけでありまして、特に我々の町は先ほどもお話をさせていただきましたが、若年齢の皆さんをですね、ぜひあのここで生活をしていただければと思うわけでありまして、その部分についてはですね、これからも一生懸命整備をしてまいらなければならないものと、そう認識をしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

施設についてはね、委員会を含めて検討をしていることですので、これ以上は質問はやめたいと思います。

しかしながら、現在あの、小学校と別の場所にある幼稚園あるいは学童保育なんかっ

ていう場合になると、終わってから移動とかっていうことなんかも現在ありますのでね、できるだけその、年度を決めて計画を具体化してほしい。これ、要望します。

それで、もう1点では、幼稚園・保育園・学童保育ですけれども、この職員数や職員の処遇など、それから今実施しているけれども、実施上でこういう問題があるとか、そういうようなこと、ありましたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、前田教育課長。

○教育課長（前田義夫君）

保育所・幼稚園・学童保育所、それぞれですね、職員が配置をし、また、場合によって、臨時職員、非常勤の時間による職員で対応しているところがございます。

特にあの教育課としてですね、私どもの認識としては、学童保育で、に関しては時期の変動等ございますけれども、できるだけ職員のですね、対応ができればよろしいんですけれども、その、やっていただく方々の通常の、平常時の確保という面についてはですね、非常にギリギリでやっているということがございます。

できる限り、子どもの数に対して基準はクリアしておりますけれども、職員体制は常に気にしていかなければならないと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

えーっと、まあ職員やそれから児童数の数、でいきますと、やはり学童保育が一番いろんな問題点があるんじゃないかなというふうに考えます。できる限り利用者が良い環境をつくるように努力してほしい。

それから、できればそういういろんな問題などを事前にチェックするためにこうしているとか、こういう努力をしているとか、いうのがありましたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

学童保育のことにに関して申し上げますと、定期的にと言いますか、数カ月に1回、年に3・4回になりますけれども、父母会で構成している会議をですね、私どもと協議をさせていただく中で、保護者の代表の方と、指導員の代表と、こちらの教育課の方で様々な課題とかですね、要望、または現実の話を進めさせていただいております。

それであるの、その都度問題をクリアしていくためにですね、努力をさせていただいております。以上です。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

えー、大体答弁、えー、わかりましたけれども、引き続き問題が起きないようにね配慮を続けてほしいし、努力もしてほしいと要望します。

そして、もう1点は保育に要する認定制度、公定価格制度が新たに導入されるとのことで、まだ確定して情報がないのでという答弁がありました。

この点については施設への補助金となる仮単価が示されたんですね。その中でマスコミの報道でしか私情報を得られませんが、小さな認定保育園などの単価が高くて、大規模なところは単価が下げられているということで、規模の大きなところで認定保育園をやめて幼稚園だけにしてしまうという、ような動きが出ているという報道がありました。これは全国認定子ども園協会の代表がアンケートに回答した181施設のうち、55施設が幼保連携型子ども保育園なのを認定返上を検討しているというような報道もあります。

そういう意味で、まあ鋸南町の場合はね、町でやっている施設しかありませんのでね、それらの問題っていうのは直接は影響はしませんけれども、仮単価が示されたという点では、検討をしたのかどうか。

その辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

今の公定価格、仮単価が示されたということでございます。

確かにあの国の方からですね、こういう状況であるという、一つの、現在の考え方の数値をもって示されておりますが、それはあくまで仮ということでありまして、それについてまだ変化も有り得るということの中で、細かいそれについての詰めた検討は進めておりません。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

えー、この子ども子育ての新システムについてはね、多くの問題が、まあ都市部の様々な問題を解決するという方向に重点を置かれていまして、地方自治体、まあ鋸南町などではね、直接大きな影響が出るというふうには考えられないですけれども、いずれにしても、新しい制度になるということなので、できるだけ前向きに積極的な対応をしてほしいと要望します。

それから、2件目の3点目なんですけど、すでに委員会を設置したと、要項もつくったというお答えです。これでいけば、私の質問の目的としての「会議」に匹敵するものが

設置されたというお答えだと思います。

ここで委員会としたというのはどういう理由なのか、あるいは審議会なのか、それとも諮問機関なのか。そういう点での計画策定委員会、この性格付けそのものは、どうなっているのかお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

はい、計画の策定委員会を要綱に基づいて設置をいたしました。その基本的な考え方はどうかということであろうかと思えます。

先ほど申し上げましたようにですね、保育所・幼稚園・学童保育、全て町立で運営しておりまして、定数内で収まっている状況、待機待ちはございません。そういうような状況からですね、需要と供給を中心として計画を策定していくということになっております。

小学校の就学前の子どもさんをもつ保護者の方々にもアンケート調査等も済んでおりますので、それらを踏まえましてですね国の方針にもできるだけ、子ども子育て支援に関係している方々の声を反映させるべきだということでございますので、内部規定でございますけれども、要綱による会議体として設置をさせていただいたところであります。

ただ、条例による会議体ということで設置をしているところもありますけれども、それは広く、広域的な学識経験者あるいは議会の代表の方、または民生委員さんその他福祉施設等、広く重層的な委員構成でつくってございますが、鋸南町におきましては、この自主的な声を反映させるということの中でですね、内部規定で設けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

まあ諮問機関なのか、そうじゃないのかという点でははっきりした答えが、よくわかりませんでした。答弁がちょっと聞きにくいんですね、もう少しマイクに近づけて答えてもらうともう少し聞き取りやすいんですけども。

えー、要項でまあ、あー、委員会ということですけども、例えばこれ、幼稚園・保育・学童保育と、3つの部門にかかわることなんですね、そういう意味で例えば特別な、要するに部署、例えばなにになに委員会とかっていう特別部会みたいなものを設置するような考えもあるのかどうか。

その辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

先ほどの御質問の中で審議会云々ということの性格はどうかということでございますけれども、審議会その他の合議機関の機関となりますと、自治法に基づいた条例で定めるとい位置付けがございますので、そういう方向ではないという意味での要項の設置でございます。

この委員の構成でありますけれども、さまざまな意見を反映させるだけの大きな、まあ幅広い組織づくりができればよろしいんではありますけれども、あの、委員の構成について、ここでちょっと申し上げますと、まあ保護者の代表の方ということで、保育所・幼稚園・小学校・学童保育所それぞれ保護者の代表でありますけれども、父母の会の代表、PTAの会長さん等をお願いしてございます。

で、子ども子育てに関する事業、施設関係の代表者ということにつきましては、保育所・幼稚園・小学校の副所長・教頭・校長等をお願いをしております。

そしてさらに学童保育につきましては、指導員の代表をお願いし、さらに子育てサポーターリーダー等の方々にも、参加させていただいております。

これらの意見をですね、できるだけ身近な実態をですね、あの、反映させるという意味において、この方々をお願いしたということでございます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

再度の質問になってしまいます。

委員会の中に、専門部会みたいなものを設置する考え、あるいは検討したのかどうか。なければいいですので、その辺はつきり答えてもらえますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

この、もとにですね、あるいはこれ以外に専門部会等を検討するということはいたしません。設置はしないで、この形をお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

はい、わかりました。

いずれにしても、平成 27 年度の 4 月から新しい制度がスタートするということで、やはり抜かりなく準備して、きちっと良い方向の計画をつくってほしい。

要望して質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

…………… 休憩 ・ 午前 1 1 時 5 1 分 ……………

…………… 再開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

◎一般質問

◎3 番 緒方猛君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

質問者から資料の配布を求められましたので許可いたしました。

緒方猛君の質問を許します。

3 番 緒方猛君。

【ベルが鳴る】

○3 番（緒方猛君）

よろしく願いいたします。

私は今日は 2 点、一つはですね、人口減対策ということについて、これは継続的になりますけれども、今回で私は議員になってから 7 回目くらいの人口に関するですね、質問をさせてもらいます。どなたもですね、どの質問もこれに関係していると、大なり小なり関係していると思いますけれども、私は最大のやっぱし自治体の経営の結果がですね、人口増減に現れるという信念をもっていますので、ぜひとも今回もですね、この質問について共感できる回答をいただきたいという具合に思っております。

それから二つ目はですね、水害対策、これについても過去に説明をさせていただきました。今回もまた続けて質問をさせてもらいます。

では質問に入る前にですね、今議長の方から配布を許可されました資料についてですね、簡単に触れさせてもらっておきます。

これは人口減に関する少しのですね、資料をポイント的に書いたものです。人口減データはですね、鋸南町の役場の担当課から、この人口減データは出してもらいました。

私がこれをこういう形に加工したということでもあります。

初めですね、1 ページ目の方を見てもらいたいんですが、鋸南町地区別人口変化というのがあります。これは小保田からですね、佐久間までの合計 17 の自治体があると思うんですが。あ、行政区があると思うんですが、平成 29 年と平成 25 年、この間 30 年ですね、30 年の間に人口が地区ごとにどういう具合に変わったんだと。町全体ではかなり変わっていますね。それは、そこに書いているように 30.7%変わっています。地区別にはどうかっていうことを私は調べてみました。

下の方に地区別の、増加はないわけでした、減の%がそこに載っています。一番人口が、人口減が少ないのがですね、下佐久間ということになりまして、わずかって言いましょうかね、30 年間で 4.3%の減にとどまっている。これは私は大変優秀な結果だと思うんですが。それ以外は残念ながら大六の 27.4%です。それから以下ずっとですね、人口減の割合が多くなって、奥山・小保田に至るとですね、90、あ、49%を超えます。約 50%くらいになります。

で、んー、言われていることは、日本で言うそうですね、東京一極集中ということを中心に言われています。大阪府でさえ人口が減っています。だけど地方都市に行くと、今度は県庁の所在地がそこそこ人口が減るのがですね、抑えられている。県の地方に行くとやっぱり減りが大きいと言われています。で、地方のえー、県の地方に行ってもですね、地方の自治体の中でもその自治体の中心部、ここで言ったらこの役場のある所は下佐久間になると思うんですね。こういう所が、そんなには減らない。もっと閑散、山間部の方が減ると、いうのが、これは日本の統計として出ています。

で、あの、前回の町長さんの、なんて言いますかね、都会に比べて田舎はですね、えー絆も、絆って言葉は確か使わなかったと思うんですけども、つながりが強いから、田舎はそう、都会ほどは簡単に減らないなということをおっしゃったと思うんですが、こういう資料をとくと眺めていただきたいという具合に思っております。

それから裏面を見てください。

これはですね、うーんと、平成元年と、それから平成 25 年のですね、年齢別の人口の割合。先ほどあの、小藤田さんもちよっと私の取ったところとですね、時点が違いますが、平成元年と私は平成 25 年を調べてみました。

これ見ておわかりのようにですね、平成元年の方は、下の方にあの、コメントが書いてありますが、平成元年と 25 年度の比較、丸 1、平成 25 年は元年度比でですね、10 代・20 代及び 10 歳未満の若年層が大幅に減っていると、左と右を見比べればそのことがよくわかると思います。

それから、15 歳から 65 歳までの生産年齢人口という具合に言われている年齢層がですね、左と右を見比べると、また右の方が大きく減っていると、そのかわりと言っちゃあなんなんですが、高齢化が進んでますから、70 代・80 代あるいはそれ以上の方の割合は増えていると。

で、平成元年には 100 以上は言わなかったんですが、平成 25 年には、10 人おられると。まあ、良いことでもありますけれども、こういう実態に数字上はなっているということです。

それから出生数を見ますと、平成 60 年から、平成、あ、昭和 60 年から、平成 25 年までの 30 年間で 5 年刻みに見えています。で、平成 25 年度はですね、これは先日の国保の会議でもあったんですが、私は個人的に驚いたことはですね、28 人の中の鋸南町の国保対象者、国保、国保っていうのは国民健康保険ですね。国民健康保険対象者が 3,100 人くらいいるんですが、そこに書いていますね、3,140 人。この方からですね、この御家族から子どもさんは一人も生まれておりません。だって 28 人の中は、えー、国民健康保険以外の方だけ、方だけからだ。それはそれでしょうがないんですが、そういう実態もあるというのが、このくらいも示しております。

そういうことを踏まえながらですね、質問をさせていただきたいと思います。

質問 1 のですね、人口減の問題。これは自治体経営のですね、総合評価は急激な人口減に現れているという考え方は私の持論です。で、日本創成会議のですね、指摘を待つまでもなく、当町の人口減は厳しい状態であると認識をしております。で、3 年前からですね、これを改善する糸口はないか、質問を繰り返してきました。この間、日本一住みたいということになっております田舎の都市、田舎の町って言いますかね、住みたい田舎、大分県の豊後高田市というところですが、ここや、あるいは安房の 3 市、御宿町・栄町のこの関連のですね、いくつかの具体的な取り組みなどもこの場で紹介をしてもらいました。そして、町長さんからは、効果のある良いものはやっていきたいなという答弁をいただきました。

続けてですね、人口減を食い止めると、している、今回、今、正に進んでいるんですが、都市型交流施設ではですね、住民の活力は期待できるものの、交流人口と定住人口の間にはですね、相関関係がないよということが、6 月の議会で答弁がありました。そんな中ですね、提案した空き家バンク事業、導入の検討を指示されたと、あるいは雇用創出のためですね、町長さんのトップセールスの要求もしつこくさせてもらいました。その結果ですね、必要があれば行うよという答弁もありました。創意と工夫でですね、えー、地域間の競争に勝ち残らなければならないという具合に私は考えております。

以上を踏まえて、えーまあ、小さな質問をするわけですが、小さな集落、括弧田舎ですね、わ、都会に比べ、地域のつながりが強いので、簡単に消滅するということは想定、想像できないよという答弁がありましたけれども、町はですね、平成 2 年から平成 22 年の間の日本全体の人口がまだまだ増加している間にですね、わが町は 27.3%も減少しております。

十分その、危機意識をですね、もたなければならないんじゃないかという具合にまずは申し上げたい。さらにですね、えー、総合計画で、あの、出ているんですが、町は総合計画で平成 2 年から 32 年までですね、36.7%の推計をしております。こういう実態が

あります。

これで本当に都会に比べてですね、田舎は、消滅することはないんだよということが言えるんでしょうかということが、私の疑問になるところです。これが一つの質問ということでお答えをいただきたい。

それから二つ目は、導入の検討をですね、指示されたという空き家バンク、の事業について現在どのように進んでいるんでしょうかと。

それから三つ目、雇用創出のため、町長さんのトップセールスはとりわけ若者のためのですね、ぜひ尽力を果たしてですね、実現していただきたいという具合に私は懇願しております。その最強の戦術をですね、と思うが、えー、先だってはですね、6月はなんとかやるという具合に言ってくれたんですが、果たしてどのように考えて今おられるんでしょうかということをごをそこで聞きたい。

それから、えー、四つ目ですが、これは、ちょっと我々がですね、考えなければならんことじゃないかと思うんですが、移住をしていただく上でですね、よそから移住していただく上において、受け皿となる、すでに住んでいる住民の方、それらがですね、果たさなければならない役割っていうのもあるんじゃないかと。ただ来てくれって言ったってですね、なかなかそこに居付けないといういろんなことがあるんじゃないかと思うんです。

その辺をどうお考えでしょうかということでお尋ねをしたいという具合に思います。

それから二つ目のですね、水害対策。これは今年の8月は広島を初めですね、全国各地で記録的豪雨の被害が続出しました。

で、昨年の10月ですね、えー台風12号で保田川あるいは佐久間川で、の、危険な状態にもなりました。これを受けてですね、町は県の方に確か2月の12日だったと思いますが、対策の要請をしてもらっております。その進捗がどうなっているんでしょうかと。えー、えっとこれを、今聞く理由はですね、過去に私も取り組んできたんですが、8月というのは県ではですね、予算取りをそろそろ進めていくという概算、概算予算っていうんでしょうかね、こことここには予算を付けていこうかというようなことを、えー、調べていくというか、作業をしていく、その時期になっているという具合に理解しております。

そういう意味で、この問題がですね、どのように進んでいるんでしょうかということについて、御解答いただきたいと。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「人口減対策について」お答えをさせていただきます。

御質問の1点目、「人口減少に対し、十分危機意識を持たなければならないと思うが」についてであります。本年6月の議会におきまして、緒方議員からの御質問に対し、専門家の意見を引用をする中で、町の消滅に関する考え方を述べさせていただきました。

決して、人口減少に対する危機意識が欠如をしているわけではありません。

現職に就任以来、観光入込数の減少や観光ニーズの変化に対応するため、景観の整備をまちづくりの基本方針の一つに掲げ、花木の植栽など観光資源の醸成に努めてまいりました。

厳しい財政状況を踏まえまして、多額の予算をかけずに取り組んでまいりましたので、即効性はございませんが、自然景観を守り育てる鋸南町の取り組みは、多くの方に共感をしていただき、町の象徴となったと思っております。

これからは、鋸南町の素晴らしい自然景観とその取り組みを発信をして、課題となっております経済的波及効果の発揮、そして定住化への転換を図ってまいりたいと考えております。

6月議会での緒方議員への答弁と同様となりますが、景観整備のほかに、義務教育施設や保育所の整備、延長保育、さらには学童保育の公設公営など、子育て支援対策を講じているところでございます。

また、全国的に評価をいただいている高齢者の介護予防対策、そして結婚相談事業などソフト面での対策も講じているところであります。

さらに、住宅取得奨励金事業の導入や空き家対策など住環境の整備に努めているほか、都市交流施設の整備、さらには農業体験、地域の魅力を発信するイベントの開催など、町民の皆さんとともに施策を推進をしているところでございます。

人口減少を是正する定住化の取り組みは、雇用対策を始め、住環境の整備、子育て支援など、様々な施策を多角的、継続的に講ずる必要があると思っております。

定住化の大きな課題である雇用対策につきましては、全部署でそれぞれ検討を巡ることとし、現在進めている定住化に資する個別事業につきましては、担当部署において拡大、強化を検討することといたします。

御質問の2点目の、「空き家バンク事業について、現在どのように進んでいるか」についてであります。議員御指摘のとおり、本年3月の議会におきまして、空き家バンク事業の導入を検討するよう指示を行った旨、答弁をさせていただきました。

まずは、事業を導入するか否かの検討を行うため、町民の皆様を対象とした意向調査を実施したいと考えております。

御質問の3点目の、「雇用創出のための町長のトップセールスは、ぜひ行ってほしい最強の戦術と思うが、改めてどのように考えているか」についてであります。6月議会

におきまして、緒方議員からの御質問に対し、必要があればトップセールスを行うと答弁をさせていただきました。

雇用の創出は、人口の減少を抑制するための大きな取り組みの一つで、全庁を挙げて、多面的に取り組む必要があると思っております。

その過程で、必要な折衝や組織の長としての判断、指示など、適切に対応を図ってまいる所存でございます。

鋸南町の人口減少は、一次産業などで生計を立てることが困難となってきた社会背景が大きく影響しており、高齢化が進む本町では、一次産業を通じた経済の発展が求められていると思っております。

したがいまして、町の雇用対策では、町外からの企業誘致を図ると、図ることと併せ、一次産業の再生のための施策を講じ、雇用の確保と所得の向上を目指していきたいと考えております。

生産、加工、流通などを一体化した六次産業化の推進や、農漁業と商工の連携による新たな地域ビジネスの創出など、地域産業の振興を図り、併せて雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

一次産業の持続的な発展によって、地域の自然環境は良好に保たれ、自然災害の未然防止にも役立つものと考えております。

御質問の4点目の、「移住をしていただく上で、受け皿となる住民の果たさなければならぬ役割もあると思うが、町長の考えは」についてであります。移住される方の年齢や世帯構成、職業や、移住先に鋸南町を選んだ理由など、さまざまな要因によって、求められる役割は異なってくるものと思います。

極端な例で申し上げますと、退職後は、都会から、趣味を満喫するために移住された方は、地域住民の方々や行政への依存度は低く、対外的に求める事項は少ないものと思います。

将来的に、鋸南町の豊かな自然環境が保たれることを望んでおられると思います。

一方で、子育て世代で、現役世代の方が移住をされた場合には、雇用はもちろん、住環境や子育ての環境など、行政や地域に対する要望は多く、多岐にわたるものと思います。

住民の皆様が、各地域におきまして、行政を補完する形で、共働のまちづくりに参画いただけることは大変望ましいことと思っております。

特に、本町では、高齢化が進み、地域のコミュニティや災害時の対応機能が低下をし、いわゆる地域力の低下が懸念されますので、地域での取り組みを推進をし、併せて支援を行ってまいりたいと思います。

議員御指摘の地域間競争に勝ち残るための創意と工夫では、行政主導ではなく、地域の皆さんの継続的な取り組みによって構築された活動が実を結び、他の自治体にはない成功事例として紹介をされています。本町でも、町民の皆さんが元気に活躍できる体制

づくり、環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

2件目の「水害対策について」お答えをいたします。

保田川及び佐久間川は、千葉県管理の2級河川であり、その治水対策については、本年2月に安房土木事務所に対して要望書を提出をし、その後、6月の豪雨を受けて、8月5日にも、改めて要望書を提出をしたところであります。

要望の趣旨は、重要水防箇所解消、河床の堆積土の撤去、護岸改修の早急な実施及び佐久間川の護岸復旧工事の早期再開について要望しております。

堆積土の撤去に関する実績ですが、保田川では、平成22年度から24年度で約1,200立方メートル、佐久間川では、平成23年度から25年度で約2,500立方メートル、となっております。

県からは、「県内において同様な河川が多数あり、厳しい財政状況の中、順次対応しているが追い付かない状況である」とのことでしたが、現状を見ますと、両河川とも相当量の堆積土がありますので、早急の対応をお願いをいたしました。

また、安房土木事務所では、来年度予算について、河川の治水工事の改良、あるいは維持補修に関する予算を財政部局に要求をしているとのことでもあります。

町といたしましては厳しい財政状況にある千葉県において、予算を確保していただけるよう、強く働き掛ける必要がありますので、引き続き要望活動などを行ってまいりたいと考えております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えっと、あの、とりあえず回答ありがとうございました。

えー、再質問にあたってはですね、水害対策の項についてはですね、今町長さんが県の方にですね、えー、予算獲得のですね、えー、アプローチをしているということについてはぜひそれは強力にやっていただきたいという具合に思います。

で、私もですね、私の立場で、県土木の方に近々この打ち合わせをしようじゃないかということを通り連絡をしました。

そしたら、3・4日前にですね、えー、日にちはわかりませんが、20日前にですね、えー打ち合わせをしたいという連絡が私のところに入っております。

したがって、この水害対策の件についてはですね、そこで十分議論をしたいという具合に思っております。

一つだけ、言わせてもらいますと、この件はずっと前からやっているんですが、二代も三代も課長さんが代わってやっているんですけども、要は、12年前からやっています。その間にですね、県が持ってきた資料っていうのは、保田川は78ミリの時間雨量ま

では安全だというデータをもってきております。で、ついこの間、昨年10月の第2、第12の台風ではですね、35ミリと、45ミリぐらいが続けて降っただけでですね、面一までできてます。

したがって、78ミリまでオーケーだっているのは机上の計算なんです。そこはですね、僕も言っておりますけれども、そういう認識は改めてもらって、スクラッチからですね、ゼロからの発信で考えていくということで、私はこの件については近々の、会議があるといってるですね、会議に、県と対応したいという具合に思っております。

で、したがって、それ以外ですね、項目について再質問をさせていただきます。

まず初めにですね、町長さんのトップセールスについて、再度確認をさせていただきますという具合に思っております。

先ほども言いましたようにですね、町長さんのトップセールスは、やっとなんて言いますかね、私に言わせるとやっとなんていう感じなんです、必要があれば行きますよという答弁がされました。

この答弁がですね、議会だよりで町に配られました。

それを読んだ人はですね、えー、はっきり申し上げますと、町長さんの認識は甘いなと、そんな程度の結論しか出せないのかということも、正直言われました。えー、それですね、えっとなんて言いますかね、あ、今回のですね、今町長さんが答弁していただいた内容は、町長のトップセールスを、トップ、トップセールスをですね、僕にはかかったらいいんですが、必要があればやるよというところまで踏み込んでいただいたのがですね、また元に戻ったような回答に今回なっているという具合に私には、理解せざるを得ないんです。町長さんはトップセールスというのを一体どういう具合に理解しているんでしょうか。

例えばですね、えー、私は、農業のですね、一次産業も、六次化も否定するものではありません。それはそれでやればいいんだと思うんです。だけど、それだけを待っていたんではですね、この町は改革はしません。何十年も何十年もそうだったじゃないですか。そのことを無視してやってきたわけじゃないでしょ、行政を。

例えばの話で言います。

えー、今ですね、えー、これは特定の県の知事の名前を言っているのかわかりませんが、いろんなメディアに載っている内容でですね、人口問題が取り上げられています。で、私が知る限りですね、農業県っていうのがたくさんあります。その農業県の代表の中で秋田県のですね、佐竹知事さんっていう方がこの間房日新聞、あ、毎日新聞かな、載っていました。この人の考えは、えー、農業が盛んな地域ほどですね、順に人口が減っているという具合に言っているんですよ。これはなぜかと言うと、農業の生産性を上げることによってですね、労働力、働く人がそれなりにいらなくなっちゃうんですよ。工業は、自動車をたくさんつくれば輸出をします。じゃあ農業はたくさん米をつくって輸出ができますか。補助金頼みの農業でね、そんなことはできないわけですよ。だから

農業をやって、活性化して、人を増やしていくんだというのは、僕は、なんて言いますかね、なんて言ったらいいのかな、適当な言葉が思い浮かびませんが、えー、もっともらしいんだけど、事実はどうじゃないということをこの秋田の佐竹知事さんっていうのがおっしゃっています。

私もまったくそうだろうと思います。農業が積極的に輸出をするという体質になれば、コストになれば、それはそれで僕はいいんだと思うんです。たくさん米をつくって、野菜をつくって、輸出をするということになればどんどんつくって、どんどん雇用を増やしてやっていけているわけですよ。今米いくらつくったって輸出はできないわけですよ。

だから、一次農業を、で、活性化しながらやっていくというのは、本当にそれで大丈夫なんですか。言っていることだけじゃないんですか。ということを私は言いたい。

例えば、えーこれは私は、あの、この人たちを必ずしも崇拝しているわけではありませんが、最近安倍首相はですね、海外にたくさん行っております。たった1年半ぐらいの間に50カ国くらい行っています。それはなにしに行っているか。いろいろ外交もあるでしょう。だけど、資源外交と日本の製品の輸出をすることによって、経済活動を、日本の経済活動を活発にしようということによってやっていっているわけです。したがって、あの飛行機にはですね、200人前後の経済界と一緒に乗っております。経済界のトップが。だから首相は首相で、相手国と交渉している間に、産業界は産業界で、どうやって交流を互いにやって、国益を守っていかうかということをやっているんですよ。

で、今回、ついこの間ですね、えー、千葉県森田さんが台湾に行くっていう話がありました。これは、台湾に行くのは別の件で行くのかもわからない。だけど、あの人がメディアで言ったのは、私は千葉県を売り込みに行くんだと。千葉県の観光のね、えー、誘致って言いますかね、観光客を誘致する。そのトップセールスをするんだと、そのために行くんだという具合に言っています。安倍さんもさっき言った事とまったく同じことを自分の口から言っています。

町長さんはなんでそれが言えないんですか。残念でしょうがありません。改めて町長さんの、御見解、御認識を伺いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長、白石治和君。

○町長（白石治和君）

まあ、今緒方議員のおっしゃられるトップセールスという話がございませけれども、メディアにそういう取り上げ方をされていることが、私はトップセールスというような認識ではないわけでありまして、私は町長職についておりますので、私が町長職についている以上ですね、私が動いていることそのものが、これはトップセールスだと、私は認識をしております。まあ、いちいち私がどこでどうしたということは言いませんけれども、かなりですね、かなりの部分で、トップセールスは行っていると、そう自分自身では認識をしております。ですから、何回も言いますが、私は町長職についております。

町長職についている以上ですね、私の行動そのものが、トップセールスであると、そういう認識を持っていただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えー、あの今のことにですね、別に反論するわけじゃありませんが、前回もですね、南房総市ですね石井さんの例を取りました。それは、僕が傍聴に、南房総市の傍聴に行った時に、ある議員さんが南房総市って人口が坂道を転げ落ちるみたいに、知事、あ、町長、あの、市長減っているじゃないかと。なんとかしなきゃいけないんじゃないかという具合に議員さんが言った時に、南房総市は御案内のとおり、課長さんクラスを県だとかあっちこっちにですね、派遣してます。それはなんのために派遣しているかっていうと、派遣している人の人材育成ですよ。将来いろんなところとネットワークを持って、帰ってきて、帰ってきたらですね、その方たちが、いろんな企業だとか、事業所だとかですね、そういうものをできることなら引っ張ってきてほしいと。そういうつながりをつくってほしいというために出しているわけです。

だけど、なんぼ出したってその実績は上がらないと、だから、私が、石井さんが、今回は、南房総市ってなかなか企業に来てもらうような立地条件ではないと、地理的に、だけど、それを乗り越えて、トップセールスをやりますという具合にその会議の議場で言ったんですよ。私は立派だったと思います。

その時にすでに案があったのかどうかわかりませんが、2年のうちの今年の4月にですね、ITの、53名の、教育を含めた人を雇うということができました。

これは僕は一里塚だと思います。

そういう形の見えるものをね。それは常日頃、町長さんがいてですね、えー、あっちこっちに目を配らせて、町をうまく、あの一、えー、運営しているっていうのはわかりますよ。それはわかるんだけど、ことここに至ってですね、この危急存亡の時期に、県下の人口減があって、先ほどのグラフでもわかりますようにね、もう粗方、えーあの、日本創成会議が言う、社会崩壊の部落になっているじゃないですか。田舎はならないというけれども、この間都会は人口が減ってないんですよ。

私が居た横浜も、藤沢もまだ増えています。その時にもう30%くらい減っているんですよ。この先どうなりますか。

認識をぜひ改めていただきたいという具合に思いますが、もう一回回答いただけますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長、白石治和君。

○町長（白石治和君）

まあ、いずれにしてもですね、人口が減少をしているということについてはですね、緒方議員さんと一緒ですね、危機的に意識を持っていることは、私も持っているわけでありまして。

先ほどのトップセールスの部分についてはですね、これは緒方議員さんがですね、認識を持っていない部分もあろうかと思いますが、私はですね、先ほどもいいましたけれども、町長職にある以上、私が動いているそのものがトップセールスであると認識をしていますということでございまして、まあ南房総市さんのお話があったわけでありまして、そういうケースがあれば、私も当然ですね、トップセールスをして努力をさせていただきますので、その辺は御理解をいただきたいと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

じゃあこの次はですね、もうお答えいただかなくて結構です。

私の希望をですねお願いをしておきます。

大変僭越なんですけど、できることならですね、私の気持ちですよ、答弁はいりません。私の気持ちですが。

週に1回くらいですね、私は16年間町長さんをやっているっていうこと、勤められているっていうことは、相当なネットワークだとか人脈があるんだと思います。それがどういう形でですね、この町の高校卒業したら皆出ていくということにならなくて済むか。その1点に向かってですね、私の感じでは、週1回くらいですね、えー、東京のいろんなところをですね、言葉は悪いですが、お尋ねをしながら、鋸南町にそういう雇用をですね、創出するためのお願いができないだろうかということを書いて回ってもですね、いいんじゃないかなと。そのくらいの、今は危急存亡のこの町ですよということをお伝えしておきたいと思います。

で、今のはお答えはいりません。

私の希望です。

で、続けてですね、空き家バンクの関係にちょっと入らせてもらいたいと思います。えー、空き家バンクはですね、全国で皆さん御案内のとおりだと思うんですが、300を超える自治体がですね、空き家バンク制度、国の補助金を使いながら、何らかの補助金を使いながらですね、これを行っております。で、別荘を含めるとですね、最近のメディアに載っているのは、7軒に1軒が空き家だと言われております。

ここで質問します。

わが町に空き家はいくつあるんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君

○総務企画課長（内田正司君）

データとしてございません。

ですので、鋸南町にどの程度空き家があるということについては、今お答えできる数字を持ち合わせておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

ちょっとずいぶん失礼ですよ。

前回空き家バンクについて取り組むということを示されたわけでしょ。空き家の数がいくつあるのかも、3カ月も6カ月も経ってわからないんですか。なにやってたんですかその間。それがベースじゃないんですか、これからやっていこうという。空き家がなかったらこんなことはもう、緒方空き家ないんだよと、いうことで終わっちゃうじゃないですか。

空き家の数も調べてないっていうことはね、なにもやってなかったってことですよ。

私3月になんの一般質問させてもらったんですか、じゃあ。それを行政はどういう具合に使おうとしているんですか、この場を。あれ言わせときゃいいっていう感じなんですか。どうなんですか。もう一回答えてください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

空き家バンクにつきまして、地域振興課の方にお話がきまして、この9月から取り組みました。現在空き家、国勢調査22年度のものを利用しましてですね、空き家がどのくらいあるのかの調査に入っております。

この後、どこにどのくらいあるのか。そして、現地調査を行うと同時にですね、区長さん方に地域の状態等を確認して行って、その後ですね、空き家の状態を確認し、そして所有者の考え等の意向調査に入るという手順をつくったところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの、今の答弁の、お答えになったね、口頭でお答えになった内容と、先ほど町長さ

んが答弁していた内容は、昨日書ける内容ですよ。昨日書ける。

まあもうちょっと前に検討しているかわかりません。2カ月も3カ月も検討するような答えじゃないですよ。私はそう思うんです。で、私はね、私は過去に空き家バンクの関係でいろんなことを勉強させてもらいました。自分で交流をしてきました。

これは何回も皆さんに言っているわけですが、近隣の3市、館山・南房総市・それから鴨川、はたまたね、大分のあの、日本で一番、日本で一番住みたい都市という具合に一昨年言われた、備前高田市。その情報も全て、執行部の方に見せてもありますし、資料をそのまま渡しました。残念ながらその資料はどこかでなくなって、私のところに帰ってきていません。それはそれとしておいて、町民をですね、対象にした調査をですね、いまさらやるという答弁は、例えばですよ、空き家って、その近くの人にはそれをどう思っているかっていうのは常識的にもわかるんじゃないですか。どういう調査をしようとしているんですか。どういう答えを望んでいるんですか。

私は、空き家があったらですね、それは邪魔ではしょうがない。藪になっちゃってるよ。蛇が出るよ。猫がいる、ネズミが、危なくて、保安上も、火災上も心配でしょう。早く何とかしてくれって言うに決まっているじゃないですか。その他の何の答えを求めるためにね、今から調査をするという具合におっしゃっているんですか。教えてください。どんな答えが欲しいんですか町の。

議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

空き家はですね、鋸南町に先ほどありましたとおりのくらいあるのかっていうものをまだ把握していないという状況の中でございますので、鋸南町の中の空き家情報をまずは確認して、それから先ほど言いました対応をしていくという方針でいきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

じゃあ過去にですね、私が空き家バンクのことについて縷々周辺のはですね、情報を提供もしましたし、総務課にも、いろんなところにもそれは見てもらっています。総務課にその資料は全部いっています。だけど、結果的にはなにも動いてなかったっていうことですね。今から調査するってことは。

違うんですか。教えてください。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君

○総務企画課長（内田正司君）

前回の議会でもですね、空き家ですね、危険、管理が不十分な、危険、危険ですね、危険を伴うような空き家についてのまずその対応、それから、実際に活用できる方向での対応について検討するというので、町ではその両方向がですね、当然必要なことですので、まずその危険家屋ですかね、空き家に対しての対応を先行してやらせていただきました。その結果、条例等を制定させていただいたわけでございます。

現在総務企画課の方にはですね、それら、広報した関係で、まああの、町民の皆さんからですね、空き家、危険空き家の情報等をいただいておりますので、その現況確認、またその対応ということでとらせていただきます。

それと後手ではないかということでございますけれども、その空き家ですね、実態調査につきましては、地域振興課の方で行っていくわけでございますけれども、それと同時にですね、どういう方向でやるかということにつきましてはですね、これからの協議となりますけれども、例えば、まあ民間レベルでお話を情報としていただいているところでは、まあ町にですね今度新たにできます都市交流施設等とですね、連動した形で空き家の活用事業について検討をしていきたいというようなことをですね、されている方がおります。

まあ、例えばその空き家をですね、リノベーションして、素泊まりを基本としたようなゲストハウスづくり。あるいはですね、設計等にですねかかわっていただいております学生チームですね、学生のワークショップということの中で、規模は小さいかもしれませんがですね、その具体的な事例について、検討をいただいているというような状況でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

こと空き家バンクに関してですね、どうも総務課が担当しているのかですね、地域振興課が担当しているのかわからない。過去に町長さんは在籍時にですね、意識改革をするということをおっしゃいました。どういうことなんだっていうと、縦割りの仕事のやり方でね、なかなか横のつながりが、の仕事をできてないということについて、一つは、いくつか出しているなと思いますけれども、そういうのをちゃんと、縦割りじゃない仕事のやり方をするというを言いましたけれども、今どっちがちゃんと、本当の受け持ちになっているのかね、なかなかわからない。そこの辺りはぜひ整理していただきたいと思います。

で、私は、今 300 いくつか全国でもうすでにね、どんどんやっている中で、これも過去に言ったことですがけれども、もう一回私が 2 年前に調べたことを言いますと、南房総市は 2 年間で 34 件ですね、空き家をですね、希望者を出して、その中で、2 年前で

すね、2年前には、2年間くらいしか実績はないんですけども、10件の新たに住んでいただいたと、いう実績があります。

それから、えー、館山においてはですね、5年間で109世帯、238人が移住をしている。年齢は20代から40代が92%だということも調べております。

それから、もう一つ新しい情報で、私に最近入ったのがですね、これまた大分県なんですけど、竹田市というのがあります瀧廉太郎の荒城の月で有名な竹田市です。ここにですね、30くらいの市の職員なんですけど、一人でですね、奮闘しながら、この空き家バンクに移住してもらおうということの仕事をしております。

で、なんでやってんだというと、自分は今30歳だと、将来の問題としてね、この社会が残っているのが、次世代にこれはバトンタッチされますと。私ども30歳が40・50になった時に消滅社会になったら敵わないと、だから自分は今一生懸命にやるんだということで、2年間で110件の、110人の移住者を呼び込んでます。いっぱいそういう事例があります。ぜひ勉強してですね、あの、参考にさせていただきたい。

僕は行政っていうのはね、非常に仕事がやりやすいんだと思うんですよ。なぜか言います。

私は自動車に勤めていました。自動車はトヨタが良い車をつくったって、ホンダが良い車をつくったって、日産が良い車をつくったって、それは真似られません。パテントは皆引っかけます。何十年とかかります。

ところが行政はですね、良いことをやっていたら、喜んで真似られるじゃないですか。こんな良いことはないんですよ。開発・研究の段階がいらないうんですよ。即実績ができるんですよ。よそが時間かかったやつをね、ぽっと持ってこれるわけですよ。

鴨川の本田市長が、えー、あの、地域をつくる鴨川市ふるさと回帰支援センターというのをつくりましたね。これだって、棚田関係で、9地区370。それから、えー鴨川七里、枝豆で1,200のオーナーをつくっております。そこに行っているのは、鋸南から行っている人がいるんですよ。

どう思いますか。そのことを私は3年前の、4年前でしたかね、今の総合計画を立てる時に、私はそれを提案しました。そういうことをやったらどうなんだと、オーナー制度は。そうしたら、時の総務課長さんは、そういうことは自治体は、行政はやらないんですよと、それは農協の話ですということで一蹴されました。あ、そんなもんなんですよ。遅れているというところは。追いついていこうという意欲がないんですよ。

非常に残念に思います。

それからあの、先ほどあの、移住をしていただく上ですね、空き家バンクのからみですね、移住していただく上で、受け皿側の我々もですね、いろんなことを考えないとやっぱしょそからきた人がなかなか定住しにくいということが多々あります。

私の耳にもいろんなのが入ってきます。新しい人だけでチームをつくろうじゃないかっていうことまで入ってきます。新しく入ってきた人たちでここ5年・10年で入ってき

た人だけでサークルをつくろうじゃないかって言ってくるんですよ。だけど私はその話には乗りません。なぜかって言ったら、ただでさえなかなか入れないのに、そういうチームつくったらますます入れなくなっちゃうでしょ。手を握れなくなっちゃうでしょ。だから我々は呼ばれざる客としてきたんだから、自分の方から積極的に出て行って、手をにぎるような形をやしないと、それは無理なんじゃないでしょうかねという具合に私はそういう人たちには繰り返し言います。

だけど、考えていただきたいのは、この空き家バンクはね、ただ来たって、その人たちは長く勤められません。おられません。そのことについてはもうすでに鴨川は気づいています。それで、どういうことをするように考えているかって言ったらおもてなしの心なんですよ。地域住民の、おもてなしの心がないと移住してきた人は、しばらくはね、えー空気の良いところで、海も見える魚も釣れるということでのんびりはするんだけど、半年経ったら飽きちゃってもう住めなくなっちゃう。そういう形で鋸南からもう、また東京に、横浜に帰った人を私は何人も知っています。

そこは今度は、さっきから言っているように、町長さんも言ってくれましたけれども、私は受け皿側でおもてなしの気持ちがなくちゃだめだと。

それは行政だけじゃないし、住民です。例えば、行政区で言ったら区もそうだと思うんですね。区になかなか入れない。回覧が回ってこない。特別の経費を、加入金を貰わなきゃならん。というようなところがあるやに聞いています。そういったところをやっぱり改善していかないと、本当に入ってくるということにはならないんだと。入ってきても心細い思いをすることにつながるんじゃないかと。

だからえらい総合的なことを考えていかないと、その一つは実現しないということをおこの際申し上げておきたいと思います。

それから最後になりますけれども、えーこれも過去に言ったことですがけれども、鴨川ではですね、夏休みに、中学生・高校生・大学生と教育委員会が、わが町はですね、人口が減っている。雇用がない。出ていくというのが多い。そういうことについて、どういう具合に自分の故郷を改善してほしいのかということの勉強会をしてますよという話を私は過去にしました。

その時の教育長さんのお答えは、鋸南の良さやですね、特徴を学ぶ学習には力を入れているが、マイナス面を含む町の現状と課題については、情報提供は積極的には行っていないという具合にお答えになりました。

同じく町長さんは、子どもたちにとっては、いろんなところで活躍できる下地をつくるのが大切で、中学校、あ、小学校低学年、低学年で話をしたことがあるが要領をできなかったという答弁がありました。

したがって、そういうことをやろうということにならなかったと。けどですね、最近の千葉日報を見ると、例えばですね、私が確認できているだけで、千葉市・成田市・東金市・和泉市で市と教育委員会が主催して、小学校、中学生の子ども議会、これとま

まったく同じものをしてしております。で、やり方は本会議場で例えば 20 人くらいが子ども議員ということになって、子どもたちは一生懸命にどういふことをこの場で提案しようかというような、彼らのサークルで勉強会をしながらですね、えー、質問をしております。

21 人のうち、20 人質問する。そういう子ども会もあります。

で、議長さんは当然子どもです。これに対してですね、ある市長さんは、誠心誠意答えますよと、お答えをします。そっちに並んでいるんですがね、誠心誠意答えますよということを言っている市長さんもいます。

また議長さんはですね、市の発展に力を尽くしてくれることを祈念していますよと、いう具合に子どもたちに言っています。という具合に挨拶しています。

で、どんなことがですね、子どもたちから、そこで出てる話題っていうかテーマ、質問になっているのかというと、三つ四つ言いますけれども、医療・農業・福祉等故郷の課題についてどうするんですかと。問題についてどうするんですかという質問が出ています。それから二つ目、高校生までの医療費助成は大変ありがたいが、えー、財源の維持はできるんですかと、いう具合に高校生から問われています。

それから三つ目、若い人が関心を取り、あ、関心と、取り組みたくなる農業の活性化をぜひしてくださいっていうのが三つ目です。

それから、たくさんありますけれども、もう一つ言います。児童減少の対策や、商店街活性化の、活性化など。要するにそれ以外にいっぱいあるんですけども、多岐にわたってですね、本当に我々と同じような質問をしている。

これに町長さん、市長さん。あ、町長はいないですね、市ですから、市長さんあるいは部長さんが何十人も出ながらですね、一生懸命に答えている。私はそれはね、どういふことかと言うと、そのことが生きた子どもたちの教育だと思うんですよ。

今大企業でその人を採用するっていう場合ですね、教育長さんよく聞いていただきたいんですが、算数だ英語だ社会だ、要するに筆記試験で採点をしてですね、その人をとろうということに決める割合は 2 割です。あとの 8 割は面接なんです。面接は 3 回あります。私の会社は今。私の O B の会社は。

縦から横からグループ討議をやりながら、その子が、その人がね、大学生、大体が大学生なんですけど、その人がわが社に入った時に本当にわが社で力が発揮できるのか、そういう創造性があるのか、協調性があるのか、リーダーシップが取れるのか、コミュニケーションが取れるのかというのを縦から横から観察をしながら採用を決めていきます。算数ができた、理科・社会ができたなんていうのは、もうどうでもいいんですよ、極端に言えば。私は実績として、事実としてそう思います。入社した時の成績なんて全然関係ありません。採用してもらえれば後のがんばり次第なんです。その後のがんばり次第は企業はまだわかりませんから、本当にがんばれる男のかな、女性のかなということを見るわけです。それが採用試験の 8 割方なんです。これは嘘ではありません。大企

業に聞いてみてください。というようなことで、私はこのことはね、ぜひ、ここの子どもたちに経験をさせてやってもらいたい。こんな良い町にあって皆おっしゃるんですが、良い町に住たいんだけど職がなくてられない。出ていくしかないわけですよ。だったらなんか言いたいことがあるはずなんだ、この町にこうしてくれ、この町をこうしてくださいと。そしたら我々の故郷がね、続いていくし、私もここに残りますと、勤めますという子どもたちがいるはずなんです。その芽を摘まないでいただきたい。

いかがですか。

お答えください。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長、白石治和君。

○町長（白石治和君）

今です、緒方議員の御質問と言いますか、御発言の中でですね、我々の町の子どもたちとというような話があったわけでありまして、えー、過去にはですね、当然あの議会をですね、子ども議会を開催したこともございますし、私は小学校の方に出向いたこともございますし、今年です、今年学校の方から依頼が来まして、えー中学生の1年生を対象としてですね、私がある意味では話をすると、で、中学生の子どもたちの生徒のですね、意見も聞くというような場面もございますので、そういうことはですね、これからもいろんな場面でそういうことをおこなっていただければなど、そう思っています。先ほどからあの、雇用の機会ですとか、いろんなお話がございますが、当然我々の町の中に雇用が生ずればな良い話であります、我々の町から通勤できる範囲の中でですね、雇用があっても良いわけでありまして、通勤できる範囲があればですね、通勤できる範囲が広がれば広がるほど、我々の地域にも生活ができるわけでありまして、その辺も踏まえながらですね、我々もその取り組みをしていかなければならないことだと思います。

先だって、テレビかなんかでやっていましたが、まあ、ちょっと待ってください。やっていましたが、通勤のですね、通勤の補助をやっている自治体もあるわけでありまして、そういう意味ではですね、いろんな角度で、総合的なことを行っていく必要があると、定住していただくためにはですね、そういうことをやっていかなければならないと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

○3番（緒方猛君）

教育長にお願いします。

○議長（伊藤茂明）

教育長富永清人君

○教育長（富永清人君）

この人口減対策につきましてはですね、町民皆で取り組んでいかなければいけないということである以上、子どもたちもですね、この問題について考える機会をもってほしいという議員の御意見だと思います。

それにつきましては、これからまあ、学校のカリキュラムもありますので、学校とも相談しながらですね、どんなことができるか探っていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

1分切りました。

○3番（緒方猛君）

40秒ありますね。

えー、マイナス面については、この町のマイナス面についてはね、積極的に情報を入れないと、そんな保守的な考えは持たないでいただきたい。それこそ積極的に教えてあげて、どうしようかという相談をしていただきたい。そういう考え方に切り替えていただきたい。

私も小学校の3年生を保田でもったことがあります1時間。大変よく理解してくれました。保田川の危険度、保田川の環境ということについて勉強しました。思った以上によく理解しています。子どもは心配することはありません。難しいことでも、つらいことでも十分理解します。

ぜひよろしくをお願いします。

ちょうどですね、終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、緒方猛君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

2時40分まで休憩をします。

…………… 休憩・ 午後 2時30分 ……………
…………… 再開・ 午後 2時40分 ……………

◎一般質問

◎1番 渡邊信廣君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

渡邊信廣君の質問を許します。

1 番 渡邊信廣君。

【ベルが鳴る】

○1 番（渡邊信廣君）

私は汚染土壌処理施設について、2 回目の質問となりますけれども、町にとって非常に重要なことだと思いますので、この件、1 件に絞って質問をさせていただきたいと思っています。

本計画は説明を受けてからすでに2 年を経過しています。

説明では、外環道からの自然由来の汚染土壌を入れる計画でしたけれども、国道工事事務所の説明ではそのような計画は一切ないとのことであり、業者による最近の地元説明でも、他からの搬入を認めるなど、町民の不安は増す一方であると同時に県の進める事前協議についても、納得のいかない状況にあります。にもかかわらず、県は、一方的に事前協議を終了し、現在工事が進められております。その間、町内では不安が募り、反対運動が一段と高まり、区長会全体による反対決議も行われると同時に県庁前での300 人規模の決起集会、そして、デモ行進が行われました。

町民の大多数が事業の中止を求めており、町長も反対を表明している現状を踏まえて、町は今後どのような対応をするのか。

そこで、4 点質問をさせていただきたいと思います。

1 点目、事業者の説明内容に変更箇所があるようですが、町として計画変更等の内容を把握しているかどうか、伺いたいと思います。

2 点目、以前に県から照会があり、町が提出した意見書の中に「外環道から発生した自然由来の汚染土を不溶化し環境基準値に適合したものに限る」という項目での意見書を提出をしておりますが、国道、国土、国道工事事務所の説明では、そのような計画は一切ないということでございます。

町としては、この点についてどのように考え、対応するのか伺いたいと思います。

3 点目、施設建設工事の進展に伴い、町は事業者に対して事業計画の内容の変更に伴い、地元説明会を早急に開催するよう、要望すべきだと思いますがいかがか。

次に4 点目、最後になります。

町の説明による現在の状況では、11 月の初旬に汚染土壌処理施設の供用開始が、開始されるというふうに思われます。町はこの、事業者との環境協定締結について、どのように検討しているのか伺いたいと思います。

以上4 点の質問に対し、答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁をいたします。

「汚染土壌の処理施設について」お答えをいたします。

御質問の1点目、「事業者の説明内容に変更箇所があるようですが、町として計画変更等の内容を把握をしているか」についてであります。平成26年3月11日付けで、千葉県環境生活部水質保全課長より、平成24年2月17日に鋸南開発株式会社から提出をされた汚染土壌処理施設設置等事前協議書について、県と事業者との協議の結果、処理施設設置計画の変更点として、埋立て時の粉じん飛散防止対策の追加、埋立て処理施設の遮水構造の変更、浸出水集水管の平面配置の3点が通知をされたところであります。

県からは、先ほど説明の通知以降。

先ほどの説明の通知以降、詳細設計等に伴う軽微な変更については適宜報告がなされているところであります。基本的な構造等の変更はありませんと、平成26年8月29日付で回答がきております。

また、今年に入ってから、田町地区・吉浜区での説明会の中で業者から積み上げや運搬方法に、変更について説明があったとのことですが、業者からは、確定したものではないので、今後の業の許可申請の際の資金計画の中で明らかにしていく方針と聞いております。

御質問の2点目、「以前に県から照会があり、町が提出をした意見書の中に「外環道から発生した自然由来の汚染土を不溶化し環境基準値に適合したものに限り」という項目がありますが、国道工事事務所の説明ではそのような計画は一切ないとのこと。

町としては、この点についてどのように考えるのか」についてであります。首都国道工事事務所及びネクスの千葉工事事務所より、各々の事務所が行っている外環自動車道工事の発生土を鋸南町に搬出する計画はないと聞いております。

議員がお示しのとおり、県からの照会に対し、町として意見書を提出をしております。事業者からの事前協議書では、「設置の目的を、東京外環自動車道工事「等」に伴い発生する自然由来基準不適合土、もしくは土壌汚染対策法による自然由来特例区の土壌を不溶化処理し、土壌環境基準に適合した土壌（処理土）を埋立処理するため」となっております。

町といたしましては、「発生元を外環自動車道工事に伴い発生する土砂に限定すること」を意見書として平成24年6月15日付けで提出をしております。

また、議会でも、平成25年2月26日開催の議員全員協議会におきまして、議員から事業者へ直接質問をしていただいたところであり、その中で、搬入する土壌の発生元について質疑がなされております。町が提出をした意見書に対する事業者の回答は、平成25年4月9日開催の議員全員協議会でもお示ししましたように「搬入する土壌については、外環自動車道路工事等。等とは、主として公共事業とするが、今後の計画の進捗によっては民間事業も入る可能性もある」とのことでありました。他の公共事業の発生土

の状況により、発生元が変化する可能性があることは、千葉県から聞いておりますが、自然由来の基準不適合土を不溶化したものしか認めない。これは変わりませんと確認をしておりますので、今後もこの指導が守られますよう、注視をしております。

御質問の3点目、「施設建設工事の進展に伴い、町は事業者に対し事業計画内容の地元説明会を早急に開催するよう、要望すべきと思うがいかがか」についてであります。1点目の御質問でもお答えしましたように、計画変更については、施設に関する3点の変更のみと千葉県からは伺っております。

施設建設工事の進展に伴う説明会ですが、事業者からは、希望があれば説明を開催するとの意向も確認しており、許認可権者である千葉県から事業者に対し、説明会の開催を強く要請をしております。

御質問の4点目、「現在の状況では、11月初旬には汚染土壌処理施設の供用が開始をされると思われ。町は、事業者との環境協定締結についてはどのように検討をしているか」についてであります。町民の多くの方が設置に反対をしている状況であり、町としては、一貫して地域との合意形成がなされなければ、事前協議終了について認められない姿勢を示してまいりました。

関係地域住民との調整を定めている千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第12条では、「事業者等は、当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域を管轄する市町村長または関係地域住民（世帯主）3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならない。

ただし、関係地域住民（世帯主）3分の2以上から当該事業計画の実施に関する環境保全協定と同等の条件による承諾を得たときはこの限りでない」と規定をされており、この規定は、汚染土壌処理施設設置事業にも準用をされています。

町としては、町民の多くの方が設置に反対している状況であり、現在は、環境保全協定の締結をする状況には至っていないと判断をしております。

また、事業者から千葉県へ届出があった、施設設置届では、使用開始予定を11月1日としておりますが、千葉県に確認したところ、あくまで計画上で施設の使用が可能となる予定日であり、その日から土砂の搬入を行うというものではないと回答がございました。

施設の設置稼働に関しては、土壌汚染対策法による各種ガイドラインが規定されておりますので、そのガイドラインの規定に沿って、許認可権者である千葉県に指導を徹底していただくよう要望をしております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

渡邊信廣君、再質問ありますか。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まずですね、本事業の実施に対して、町民の大多数が反対していること。そして、勝山富山インターに隣接していること。そして、町の主要産業である農業・漁業・観光産業は風評被害を含め、大打撃を受けるというふうに私は思っています。

さらには、本年度計画している町長肝いりのですね、都市交流施設についても心配でならないわけであります。ぜひとも、本事業を阻止したい。その立場から再度質問をさせていただきたいというふうに思っています。

1点目の計画変更と、3点目の住民説明会は関連がありますので、一括してですね、再質問をさせていただきたいというふうに思います。工事内容のですね、変更点はわかりましたが、町民にとって特に不安なことは、最近ですね、田町の方の住民説明会で説明があったそうですが、3つの変更点があったそうです。1点目はですね、皆さん御承知のとおり、外環道からの自然由来の汚染土はまったく入らないということです。この件についてはですね、議会の中でもいろいろ説明があった、ですけれども、外環道の汚染土がちょっと不足した時のことを考えて、「等」を入れましたというような業者からの説明がありました。

自主規制とは言えですね、これは嘘をついたと言われても仕方がないことだろうというふうに私は思っています。

2点目です。

市川の不溶化処理施設からの受け入れに加えて、私も視察に行ったことがありますけれども、東京都の城南島にある、不溶化処理施設からもですね、この鋸南開発の方に処理土が入って来るといようなこととございます。

3点目ではありますが、保田漁港の反対によって、町有岸壁の利用からルート変更により陸送、これはですね、127号なのか、高速道路なのか、その辺については説明がなかったようですが、まあこれが変わったそうです。

この3点についてはですね、町民にとって非常に重要なこととございます。町長の説明では、許可申請時、これは10月の下旬くらいだと思えるんですけれども、この頃明らかになるということとございますけれども、そんな悠長なことを言っていたら、これはですね、大変なことになるんじゃないかと思うんですね。

事実を早急に確認して、これは業者に説明させるべきではないかと思いますが、まず、このですね、変更点を、3点、これ、知っていたかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まず一つ目の外環道につきましては、この答弁書に書きましたとおり、首都国道事務所ネクスコの千葉国土工事事務所に文書等で確認しまして、回答はですね、鋸南町にはそういう計画はない。入れる計画はないということは、はっきりと聞いたところでござ

います。

それから、城南島につきましては、申し訳ございません。私の方は把握してございません。

それから後吉浜の関係につきましても、どこかですね、最近行われた説明会でですね、そのような話があったということは聞いておりますが、それについてもはっきりと聞いておりませんが、そういう話があったということは聞いております。

これにつきましても、説明会につきましては、業者の方にですね、私の方で申し入れましたけれども、業者といたしましては、先ほど変更のあった施設の3点、これらにつきましては説明はする計画は、もし要望があれば説明します。ただし、先ほど言いました外環道とかですね、吉浜のことについてはまだ不確定要素もあるので、今の段階においては説明はできるような状態ではないという回答になっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今ね、そういう説明があった中で、例えば運搬経路、もう11月にね供用開始の予定で、工事の方もまったく順調に進んでいるというような状況の中でね、今の状況でそのね、搬入ルートがわからないということが、そもそも業者の逃げであるというふうに私は思っています。

これはね、今3点、町民にとってね、工事のその、施設の中の変更内容も非常に重要なことだと思います。しかしながら、どういうルートでどんなものがここに入ってくるのか、これは、町民にとって一番大事なことだと思いますので、この辺についてはですね、よく調査をしていただきたいというふうに、業者を呼んでね、その辺の方の確認をしていただきたいというふうに思っています。

これはしてください。

えー、それではですね、2番目にいきますけれどもね、町民がこのことを知らなかったでは困る。これは町のね、意見書の中にもあるように、住民に説明をし、理解を得ることというような項目がございますよね。そういうことからすればですね、まあ、意見書のとおり、それから町長の先ほどの答弁でもございましたけれども、町としてもですね、強くその説明会を要請するというようなことがあったんですけども、これについてはですね、早く、希望があればじゃなく、当然いままで説明があった所に対して、こういうことがあるけれどもと、というようなことで、町の方からいままで説明を行った地域、あるいはこれからも聞きたいという地域については、そのようなことを、まあ区長さんを通じてお願いを、説明をして、当然やるべきだと思います。

後でね、これ町民が知らなかったということはね、これ大変なことになると思いますので、その辺について、町としてのね、今私が申し上げたことに対して、町としてどう

やって考えているのか。その辺をね、これ大事なことですから、伺いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

当然ですね、変更があれば説明会を開催した場所の方々にはですね、説明すべきだと思います。ただし、説明を求めている方々が施設ではなくて、先ほどもまだ、業者の方のはっきりしていない外環道の問題だとか、吉浜からの運搬経路だとか、その辺は業者ははっきりした段階においては私は説明を当然させるべきだと思いますので、町として当然説明をしていただくようなことを申し入れたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今ね、課長の方からまあ、そういう申し入れをしたいということでございますけれども、多分、この間の課長の説明があったようにね、今はこの工事が順調に進んでいる。私も昨日現場を見てきましたけれども、確かに順調に進んでいます。

したがって、町の示された、あの供用開始である11月の1日、多分それに向かったの多分、許可は下りるでしょう。

その時にね、当然その運搬経路だとか、いろんな、例えば、田町でしゃべっ、業者がまあ、その、地元説明の中で言っているね、課長も多分見ていると思う。城南島からのね不溶化処理施設の処理したものが入って来るなんていうことを言っている中でね、これはもうすぐにでもね、業者の方に話をして、やらせるようにしていただきたいと思いますが、今頃わからねえなんていうことはまずない。

それについて、もう一度答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

先ほど申しましておりますとおりですね、この後ですね、当然処理業の許可申請という形になります。当然その中では、資金繰り、あるいはルート等がですね、出てまいります。その前にやれということでしょうけれども、業者の方では今確認したところ、まだはっきりしていない状態で説明は今の段階ではできないということですので、申し入れることは可能だと思いますが、今はそういう状況ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

これはちょっと堂々巡りになるかもしれないけど、そのね、資金計画の中でね、そのルート、例えばですよ、運搬経路がね、そこで出されるなんてことはないと思うんだよね。普通だったら、岸壁が使えなかったらどういうルートで来るんだと、そんなのもわからないでね、11月1日から供用開始なんてあり得ない。まあ、そういう意味でね、まあ、これは課長が言っているのは、業者さんから言われたことはそのまま、当然、言われたことを述べただけけれども、でも、その辺については再度ね、確認をして、早急に対応をしてもらうことが大事だと思う。

もうね、ダンプが動いちゃってね、供用開始になってからこれが違いましたっなんて言っていることでは、まあ、町長はよくね、役場というのは、町民にとって役に立つ場所だって言っているわけだ。そういう中では町民の意向に沿う、それは非常に大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

いずれにしてもですね、町民の方々が聞いている説明とですね、違う部分があるということがございますから、先ほどはですね、菊間課長の方から業者の方に町としてですね、役場として問い合わせをしたということでありましてけれども、再度、町からですね、このことについては、説明をしていただきたいと、申し入れをさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

この件についてはですね、今町長からお答えがありましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に関連になるんですけどもね、実は、前回、8月の20日の日に、一生懸命がんばっている「環境を守る会」、自分の仕事を犠牲にしてね、一生懸命この問題にかかわってくださっている「環境を守る会」。そして、区長さん等による反対協議会の皆様と町の意見交換会を行いましたよね。これについては町長も議会も区長会も、そして、多くの団体が反対している状況からですね、これは定期的な情報交換会を実施すべきだと思っています。先ほど言いましたようにね、供用開始も11月の始め頃だということの中ではですね、町の方で知らなかったことも今あるわけですよ。そういう意味では、情報の共有、そして、これからの対策を含めてですね、ぜひ、全部とは言いません、何人かの人数と町と、その辺の意見交換会をやって、情報交換、あるいは今後の対策、そういうものをしていただくことができる、そういう意思があるかどうか、まあ、その辺については

これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

ただいま対策、対策する組織を設置をということによろしいのでしょうか。情報交換会ですか。それにつきましてはですね、町主導でそれを設けるということは、非常に難しいのではないかとこのように考えております。

と言いますのは、反対をする多くの方々がいらっしゃるということは当然町も知っておりますし、さまざまな団体等も含めてですね、反対決議をされているということも知っております。

しかしながら、町内の中におきましては、町民の中におきましては、賛成をする方もいらっしゃるわけでございます。そういう部分で行政としては、法令を順守して行政を進めなければいけない。そういう立場もございまして、町主導で情報交換会をですね設置するということは、非常に難しいと、こういう判断をしております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

確かにね、一部かもしれませんが、多分内容を知らないからそうやって賛成にまわっている方もいらっしゃるかもしれないけれども。

いずれにしてもね、多くの方が反対をしているのは皆さん御存知のとおりですよ。そういう中で行政としてはね、そちらから、行政からはできないということであれば、逆にですよ、会の方から、これ区長さんも入っている協議会もありますから、そういうメンバーの方から要請があれば定期的にやっていただくことについては可能かどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

そのような状況になればですね、申し入れをしていただければ、我々としては、決して意見交換をすることが悪いことではございませんので、そのことについてはですね、当然そういうことになろうかと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ、今回、まあ、そうですね。

当然会からでもですね、そういう申し入れによって、町との意見交換ができれば、いづれにしたって、ぜひとも止めるとするのは町長も同じお考えのようですしね、いろいろな方々が反対している中では、多くの知恵を集めて、これから期間的には短い中ですね、県に対しても業者に対しても阻止できるような体制での取り組みをお願いしたいと思いますので、この辺の意見交換会については、まあ、良い、良いね、回答をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いてもう1点関連になります。

あの、この、汚染土の問題、平成24年度からかなり地元で説明をしている中でね、私もこれ町の方に質問をしたことがあるんですけども、サッカーコートの完成の折には、町に無償貸与すると、そういうような業者が説明をしているんですね。

今も、町民の中の方にはですね、町が、サッカー場を管理するんだっていうような方がいらっしゃるわけですよ。これはね、まだ先とは言えね、負の財産を町が背負うことは私はいかがなものかなと、というふうに思っていますが、その点について、町はこの場でははっきりと、町の考え方を示していただければですね、議会だよりも載りますから、その辺について、イエスカノーかははっきり答えていただければと思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

いつかですね、あの、全員協議会だったですか、業者からの説明会だったですか、記憶は定かではありませんが、私は副町長の方からですね、当然このことについてはですね、町は受け入れる気持ちはございませんと、町が管理することはありませんということ、お答えをさせていただいております。

この場でですね、再度、私の方からですね、仮にそれがサッカー場として完成をしたとしてもですね、町はそれを、ある意味では寄付を受けるという話だと思っておりますけれども、寄付を受けるつもりはございません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

わかりました。

これはぜひね、議会だよりの方に載っけさせていただければというふうに思います。

それでは2点目ですけども、2点目の件、町の意見書として、これは議会に諮ってね、県に提出している、先ほども言いましたけれども、「外環道から発生した自然由来の汚染土壌を不溶化して、環境基準に適合したものに限る」という意見書を県にまあ、提出しておりますけれども、これは非常に重要なことだと思っています。それがですね、今町長の答弁の中では、発生先が変化する可能性があることは、県から聞いている。自

然由来の基準不適合土を不溶化したものしか、認めないことを確認しているというよう
なことがありました。じゃあ、外環道はどうしちゃったんかねと。町民の皆さんはまだ
外環道と思っているわけですから、どうしたのかねと。これはね、町の意見書というの
は、県に対してあれしか出せない。許可権者は県である。町の意見書しか出せない。そ
ういう中でこの意見書の町の中身は非常に濃いことだと思うんですけども、とんでも
ないことだと私は思っているんですよ。これに対して、町として意見書を無視して、
外環道以外のものをこれから認めていくのか。認めたのか。この辺については非常に重
要なことなんですよね。まだ住民は外環道だと思っている方もいらっしゃる。しかし、
なんか町の方を見ると、なんだ他のやつも許しちゃったのかなと。じゃあ町の意見書は
どういう、議会に諮って出した、非常に私は重いというふうに思いますが、この辺につ
いてどうでしょうかね。その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

渡邊議員のですね、町の意見書の重さということ、当然重さはですね、十二分に重い
ものだと、そう解釈を私はしております。

それ以前にですね、それ以前に、私が聞いている範囲ではですよ、今度のこのこと
については、汚染土の処理施設についてはですね、県の皆さんがまだ要項ができていな
いと、そうおっしゃっていたんです。要項ができていないから、廃棄物の指導要綱に準拠
をして、廃棄物の指導要綱に準拠をして行っていきますという話をされたわけでありま
す。

当然あの、廃棄物の指導要綱に準拠をして行うということであれば、事前協議も必要
ですし、様々な手続きが必要なわけでありまして。そうしたら、ある期間を過ぎた時点で
ですよ、町の方からいろんな県にですね、要望をさせていただきました。

ある時に廃棄物の指導要綱に準拠じゃなくて、廃棄物の指導要綱を参考にしてという
ような変化をしてきたわけでありまして。そのことはですね、私の立場から言えばですね、
県の対応はいかなものかと、今でもそういう気持ちを持っておりますし、で、意見書
に対しても先だってもですね、これは事前協議終了というような話をですね、県の方で、
町の方に来た時もですね、そのことは地元の皆さんの合意をといる部分があつてですね、
そのことがおかしいのではないですかということ、実は本郷区の区の役員の皆さんにも、
役場の方に来ていただいて、県の方と会っていただいて、事情を話をさせていただきました。
その結果、県の皆さんはですね、その場でその書類をお持ち帰りいただいた
というような経過もございます。

その後ですね、県の方は、事前協議の終了の書類をですよ、普通であればお持ち帰
りいただいたものはですね、もう一度説明に来ながらですねお持ちするというような、
私は、それが県の行政ではないのかなという判断をしていたわけでありまして、

結果的にある意味では郵送をしたような雰囲気がございます。

しかし、その郵送をしたものはですね、我々は事前協議終了と思っていないので、結果的にですね、その封書はですね、封を開けずに副町長がですね、県の方に出向いてそれをお返ししてきたという状況でございますので、町としては未だ事前協議は終了したと思っておりません。

ですから、このことはですね、先ほどもお話をさせていただきましたが、非常にですね、私は県の担当セクションに対してですね、かなりの疑問をもっておりますので、そのことは、このことはですね、終始変わらない判断だと私は思っております。

以上であります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

そうですね、県の今町長が言われるようにね、県の立場はこれは公平な立場なのかなというのは私も本当に疑問に思う。

ましては準拠から参考だと、当初は半径 300メートルの方々の3分の2の方々の同意が取れなければ一步も前に進まないというような、まあ、人事の異動があった中でコロナと変わっちゃった。

そんなことがある中ではね、本当になにを、だれを信用していいんだ。県の指導をこれからまともに聞いていいのかなというような非常に不安を感じるわけですよ。しかし、このいろんな面で、町からの意見書というのは、必ず付いてきます。これは汚染土だけじゃないいろんな問題についても出てくる。これはいろんな指導要綱がある中でも必ず町の意見書あるわけですよ。中で、やはり、これは、町として、文書をもって徹底的に抗議すべきだというふうに思いますけれども、町としてですよ。

その辺についていかがか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

ただいまの件につきましては、書面として、県の方に提出してございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

提出してあるんですか。

はい、じゃあわかりました。

抗議文だよ。

○議長（伊藤茂明）

副町長川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

訂正をさせていただきます。

意見書として議会の御意見、そして環境審議会の答申内容を含めてですね、意見書としてまとめたものを県に提出はしてございます。

県の方で意見書全ての項目がきちんと指導されて了解を得られたということではないという部分については承知はしていますが、その後についてですね、町としての対応はですね、文書でもって、提出してございませんので、訂正をさせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

これはですね、何日だったか忘れましてけれども町の方から県に対してまだ住民の理解を得られていない、合意形成が得られていない。それから岸壁の関係についても容認したものではない等々があった中で、今言われているようなことについてのね、文章を私は見たことがない。開示請求した時に。

したがって、この文書はちょっと遅いかもしれないけれども、やっぱり抗議というのはね、すべきだと思いますので、ぜひこれはやっていただきたいと思いますが、もう一度聞きます。いかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

その都度私が千葉の方に、知事、県の方にですね、行った時に、常にですね、私がさっき言ったような話は常にさせていただいておりますので、改めて今度はですね、文書をもって、その辺のことをですね、させていただきたいと思います。

当然私はですね、私自身が行ってですね、常にその話をしていますので、届いていると思っております。ですから、渡邊議員が今言ったように、再度改めて文書をもって抗議をさせていただくということでありませう。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

この件についてはですね、今町長からありましたように、これはあの、よろしく願いしたいと思います。

続いてですね、先ほどの県は信用ならないというようなことを申し上げましたけれど

も、まああの、職員の方もね、まあ不溶化処理施設はまあ、視察をしていますよね。今県が言っているようなことが果たして可能かどうかというのはね、一つの層にごちゃまぜにされちゃう。それが自然由来のものだとかそういうのが分別ができるかどうかということが物理的に可能かどうかについてね、これ可能だと思っていますか。

この、県からの文書を信用していらっしゃるようですが、この辺についていかがですか、現場を見てきた状況で。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

私は市川の現場をですね、確認させていただきました。

市川の現場に行きました時の処理施設につきましては、立派な施設でありまして、セメントとですね、不溶化、それぞれ別々にですねやれるような状態になっていたというふうに確認しております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

今言っているのはね、不溶化処理施設、その層を見てきましたか。

それで、計画書を当然貫ってきていると思います。これは以前に小藤田議員も申し上げたと思いますが、関東近圏から持ってくるということが一つ。ね。

それからもう一つ、濃度上限なし、ただし、水銀及び水銀化合物は除くというふうなうたいがあって、市川の市役所の方で5月に、25年の5月か、に、許可が降りている。そういうような状況がある中でね、セメントとね、不溶化については別なんだけど、不溶化処理施設についての層を見た時にどう思いましたか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

層っていう意味がちょっとよくわかりませんが、これからあの、現場からですね、おそらく運び出される分については管理票等ですね、しっかりされたものに基づきですね、管理されて、また我々もそれを管理していくような形で対応をしていくということになるろうかと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

じゃあこの辺はまあね、まあ、これからもう一度ね、現場を見ていただいて、まあ、

いろいろな面で勉強していただくといいかなというふうに思います。いずれにしてもね、まあ、この中で、県が言っていることに対して、五洋建設だけではなくて、東京の城南島の方からも入ってくるということが、業者さんからの説明であったことについては、県の言っていることが果たしてね、本当にそこまで県が確認できるかどうかということもね、今後は、十分にその辺のことを、それこそ注視をしていただくように、これは要望して終わります。

続いてですね、4点目ですけれども、環境協定の件でございます。

町民の多くの方が設置に反対している状況にあり、現在は確かに町長が言われるように、協定書の締結については至っていないということですが、これはあの、使用開始手続きはこれはあの書類上ですよ、11月の1日、ただそれについて、まあそれがすぐじゃないとかっていうようなことを町長が説明されましたけれども、まだ半年も先じゃないですよ。

そういう中においてはね、当然あの、今町の方からも説明がありましたよね、あの、なんだ、施設の設置稼働に関しては、各種ガイドラインが設定されておりますので、そのガイドラインの規定に沿って、千葉県に指導を徹底していただくよう要望していくと、いうようなことだったんですね。

まず1点目に、これは菊間課長に聞きたいんですけれども、ガイドラインっていうのはね、どんな中身になっているのか、その辺を参考に教えていただければありがたいですね。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

ガイドラインにつきましては、3点ありまして、一つ目として土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン。これとですね、汚染土壤の処理業に関するガイドライン。それと、汚染土壤の運搬に関するガイドラインという形になりますので、これから出てくるのが、施設ができた場合において、汚染土壤の処理業に関するガイドラインと、後、汚染土壤の運搬に関するガイドライン。この二つの関係がですね、対応されてこようかと思っております。施設ができた場合における処理業に関するガイドラインにつきましては、ここで先ほども言いましたとおり、申請書の中で資金計画だとか、あるいは排水の問題だとかですね、その辺が記載されて、要するに業を行うためにそういう申請を出すという形になっております。

それともう一つが、汚染土壤の運搬に関するガイドラインというのがございまして、これにつきましては、運搬をするためのですね、届出、これにつきましても届出があって、計画等がありますので、この二つのガイドラインがありますので、それに沿ったような形で業者が県に提出し、県がこのような形の中でこれに沿って審査していくというような形になろうかと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

3点あるというようなことでね、ガイドラインの話は、よく中身がわからないんだけど、これはね、まあ、被害を受けるのはさ、県じゃない、許可をしている県、県ならまだいいよ。町が、町民が受ける。そういう時の時に、これはまだ、我々としては絶対つくりたくない。しかし、万が一の時を考えた時の、町としてのですね、対策というのは、当然考えておくべきだろうと思っておりますが、その辺について今後その対策を、まだできていないかもしれない。しかし、そういう対策を考えていく気持ちはあるかどうか、これはあの、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

先ほどの菊間課長が答弁したとおりでありまして、いくつかガイドラインがあるわけでありまして、そのことに対してはですね、担当セクションで十分勉強をしながらですね、どういう対策ができるかということはやらなければいけない。当然渡邊課長は、渡邊議員がおっしゃるようになりますね、県が被害を受けるわけじゃありません。地域の住民の方々が被害を受けるわけでありまして、我々が町としてですね、被害は防がなければいけないというような視点に立ってですね、やっていかなければならないと思っております。

そしてもう1点はですね、先ほどもいろんな意味で事前協議の話をさせていただきました。もう1点不思議なのは、採石場をですね、新たな事業を展開をする汚染土壌の処理業に移行するということですね、県は、軽微な変更であると。その辺に対してもですね、我々は非常に疑問がございまして、このことが本当に軽微な変更かどうかということですね、疑問に思っているところでありまして、私の頭の中はですね、軽微な変更になったという部分から頭が離れておりませんので、なかなか切り替えができない状況になっておりますので、いずれにしてもですね、このことは、住民の方々に被害のないようにということを第一に考えていかなければならないと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあね、まあ、町長の言われるとおりね、本当に県の場合はおかしいことばかり、まあ国も同じですよ。確かに採石法でいけば我々も国でいけば、当然13メートルまでについては、採石法ですよと、まして業となすものであれば、重要変更ですねと、まあ、

埼玉、あ、茨城の場合はね、採石法の 33 条の 4 の中に当然安全を損なうような場合についてもこれはもう、これは変更計画だと、是正計画じゃない。そういうようなことが千葉県の場合は安房の中しか採石場がないこともあるのかどうかもわかりませんが、いつの間にか是正計画書が 9 月 28 日付で出されているような、そんなような状況なんで、この辺はですね、まあ大変、県として、我々のね、指導的な立場である県は、まあこれは大変なところだなど、信用できないところだなど私も思っています。

そういう中で、それは置いておいて、いずれにしてもね、万が一という話をしましたけれども、まあガイドラインもある。いろんなことがあるかもしれないけれども、町民にとって不利にならないような、そういうような足枷になるようなことも当然考えていただきたいと思いますが、再度その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

いずれにしてもですね、町の立場はですね、町民が安全に、安心して生活ができるということが町の立場でありますから、そのことは順守をさせていただきたいとそう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1 番（渡邊信廣君）

まあ、多分町長はこれ以上は答えないでしょうから、これで、今のことは終わります。

まあいずれにしてもね、そういうふうな形を要望させていただきたいと思います。これについては我々も当然ね、いろんな面でそういう部分、万が一のことですから、それについては我々も当然考えなくちゃいけないと思っていますので、まあ、そういう意味で、まあ、要望として受けて、まあ、まあ、我々からすればね、かなりねその辺について考えていただく上での要望として考えていただければと思います。

それでは、関連ですけれどもね、これはあの、昨年 12 月にも私の方から質問をさせていただきましたけれども、鋸南町には 7 カ所の採石場があつて、鋸南開発を含んで 3 カ所の深掘りになっている中でね、まあ、県の検査っていうのは 3 カ月に 1 回ある。そういう中で今後は町も一緒に立ち会って、これから、その辺、一緒になってね、これから対応をするということでしたけれども、その後の状況、かなり採石もどンドン出しているようですけれども、その後の状況については新しい情報があれば、教えていただきたいし、と思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まああの、採石場につきましては、本課が1年に2回。そして、安房支庁が4回というような、安房の方が4回というような形になりますが、えー、全部で4回ですけれども、県はそのうちの2回行うという形になります。これにつきまして、職員の方もですね、できる限りの関係で一緒にですね、同行するような対応をとりました。そういうなかにおきまして、特に大きな変化というのはあまり見受けられませんでしたけれども。

えー、まああの、中央産業さんのことを言っていると思いますが、埋め戻し材につきましても、予定しているところにつきまして、そのままの状態ですというふうには確認はしているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

多分私の記憶の中ではね、まあ、中央産業さんの場合は平成26年の11月の30日で、許可が切れると思うんですよ。そういう中でね、これはあの、私も現場を確認していませんが、かなり深掘りになっていて、14.7メートルが5メートルまで掘り下がりになっている。そういう中において、これはあの、地元の方々の話ですけれども、沈砂池が機能していないというようなことも話に出ています。したがって、河川の方に、土砂が出るというようなことであろうというふうに思っていますが、その辺もですね、あの、当然これから採石場の問題っていうのは、確かに今まではね、地場産業の一つであったかもしれない。しかし、迷惑施設でもあったわけだから、その辺も徹底的にですね、やっぱりその、環境という部分では、まあ管理をしていただくように、お願いをしなくちゃならないし、まあ第2の鋸南開発っていうのが今のような計画、これは計画ですけれども、ならないような、対策もいろいろ講じているのか、その辺もですね、今の状況であったらば、伺いたいと思いますが。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まあ今の現状におきまして、中央産業さんについては許可を取って、事業を行っているようなことは確認しているところでございます。

ただし、まあ、今御指摘いただいたような点をですね、今後検査等する機会が当然あるわけですので、それについて、その辺につきまして、チェックをしてですね、いきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ、この件についてはね、河川も汚れる。結果的に堆積土も増える。それは今度は今のゲリラ豪雨だとかによって、この被害を受けるということになる可能性がありますので、これについては十分にね、これからの指導を県に対しても、自分たちもそうですけれども、していただければと思います。

これはよろしくお願いをしたいと思います。

これ最後になりますけれどもね、今年の3月に知事あてに提出した採石場における堀下がりの埋戻し土砂の意見書というのをね県の方に、議会の議決っていうかね、出て、出しましたけれども、これについて、県からの回答があったかどうか。それについてお聞きできればと思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

岩石採取場における堀下がりの採取跡地の埋め戻し基準制定についてのことだと思いますが、これにつきましては、今年の5月29日付です、町から商工労働部長の方に提出してあります。そして、商工労働部長の方から、6月の、今月の、今年の6月の10日付で回答が来ております。

読ませていただきますと、「普通地方公共団体は住民や事業者に対し義務を課し、または権利を制限するには法令に、特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされており、当該基準案で権利義務事項を定めることは地方自治法に違反するものと考えられます」という回答でございました。

これにつきましては、地方自治法を見ますと14条の2項に該当しているという形になります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

結果としては、その自治法の14条の2項からすればできないということかもしれませんが、まあそれはね、今度町の方でもいろいろ今、条例をつくらうとしていますので、そういう部分でね、とにかくこれから町がそういう問題でね、少しでも良い状況になれるようにと思っています。

これで質問を終わりますけれども、当町はさっき言いましたけれども、採石場が多いことから、1カ所の許可になれば、これは歯止めが利かなくなるだろうというふうに思っています。

この美しい町をね、汚染土の町っていうようにならないように、まあ私もがんばりますけれどもね、官民一体になって、これを阻止できるように要望してこの一般質問を終

わらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

以上で、渡邊信廣君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

3時50分まで休憩といたします。

…………… 休憩・ 午後 3時38分 ……………

…………… 再開・ 午後 3時50分 ……………

◎一般質問

◎9番 笹生正己君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生正己君の質問を許します。

9番 笹生正己君。

【ベルが鳴る】

○9番（笹生正己君）

今定例会での私の一般質問は、4件通告しておりますので、順次質問いたしますけれども、1問目から3問目まで、ちょっとお互いに関連しているところがございます。それは先ほどの緒方議員の中にもありましたけれども、もてなしの気持ち、あるいは、特産品などが関連していることとなります。それを御承知の上、答弁を賜りたいと存じます。

それでは最初に、都市交流施設及び道の駅きょなんについて質問いたします。

都市交流施設については、予想されていた保田小学校の閉校、その後の利用について、24年度に整備基本調査を行い、昨年2月事業計画は示され、議会では3月14日に特別委員会を組織し、何度か変更される案についてさまざまな方面から検討をしてきました。

6月定例会において、提案された約9億円の補正予算について、具体的な事柄がまだわからず、時期尚早などの意見もありましたが、町長の「全ての責任は私にある」との一般質問後の異例の発言によって賛成多数で可決され、最終的なゴーサインが出されました。

やるからには協力は惜しまない、という気持ちに変わりはありませんが、道の駅や直売所は現在どこに行ってもあるものです。この町にすでに1カ所存在します。特色やもてなしに特徴がない所は現状維持が精一杯の淘汰の時代。しかも、近隣の道の駅や直売

所ではマイナス運営が多い時節柄で、成功の可能性が見えてきません。

この質問を提出した後の同日、協議会が開かれ、その説明を聞き、幾分かは納得するところもありましたが、改めてその成功するであろう説明を求めます。

また、関連するところがありますので、道の駅鋸南の24時間の無料休憩所がないことや、元々の物産センターを含んだ全体の配置について伺いたいと思います。

2件目、ふるさと納税について伺います。

地域間の税収の格差バランスを正すためとして、2008年にふるさと納税が始まりました。個人の意思で納税する自治体を自由に選べるので、特典を付け、寄付金集めをしているとも言える自治体が多くなっています。

先月の新聞報道によりますと、和歌山県田辺市は、当初予算に計上した1,000件分、500万円が大幅に上回る3,152件となったため、3,000件分、1,944万円の専決処分をし、その分を含む3億6,000万円の一般会計の補正予算案を発表しました。今年度から1万円以上の寄付者に小売、キロ2,000円相当の南高梅の梅干し7キロをプレゼントの、この特典を付けた効果だそうです。千葉県内でも、22自治体で特典が付いていることは、御承知のことと思います。時々マスコミでも取り上げられますが、全国的にはかなり魅力的な特産品も多々あります。来年度から、税軽減の上限が2倍になり、さらに納税、返してもらったから納税の、返還ですね。あの、減免。さらに、手続きの簡素化も検討されており、かなり寄付される方も、金額も増えることが予想される中、鋸南町としては、どのように考えているか伺います。

3点目に、職員の接客能力の向上について伺います。

これはもてなしという点では、1件目の質問にも関連していますが、日経新聞のテレビ番組で「ガイアの夜明け」という番組を見る方も多いかと思えます。7月22日は「接客革命が始まる」というタイトルでした。どんな業種でも人と人とのつながりがあります。接客は商売の基本中の基本という社長もいるように、挨拶も含め接客の大切さが改めて注目されています。

役場関係について、立場上いろいろな方から御指摘を受けることがありますが、一般の方から見て、接客に対しての点数はプラスな点もありますけど、かなりマイナスも多いと、見ている人が多いようです。対人折衝能力も必要な検定試験があります。合格者には資格給等の手当を支給できるような制度も、職員全体の接客能力の向上になると思えますがいかがに考えるか、いかに考えるか聞かせてください。

最後の質問です。

橋、トンネルの点検について。

国交省は平成26年今年の7月から橋やトンネルの点検を自治体に義務化しました。現時点では町は委託した点検結果を基に劣化度合いやその他によって計画的に改修を行っていくということです。今後の点検についてどのような考えを持っているのか伺います。定期的な目視点検まで業者に委託するわけにはいかないと考えますし、できうれば自前

で道路橋点検士あるいはコンクリート診断士の資格を得て、できましたら経費の点でも継続的な変化がわかるという点でも、大変有利だと考えますので答弁をよろしく願いいたします。

これで最初の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「都市交流施設及び道の駅きょなんについて」お答えをいたします。

御質問の1点目、「成功の可能性が見えません。その見える説明を求めます」についてであります。全国の道の駅は1,000を超え、その機能は、ドライバーが立ち寄るトイレ、休憩施設から、特産品や観光資源を活かした交流施設や、地域の雇用を生み出す拠点に進化を遂げています。

道の駅を所管する国土交通省では、各省庁などとの連携により、道の駅の更なる機能の強化を図り、道の駅が活力を呼び、雇用を創出するなど、地方創生の拠点として形成することを推進し、支援を始めようとしております。

議員は、道の駅を“淘汰の時代”と受け止めておられるようでございますが、これからの道の駅は、観光的な役割に加え、地域の重要な拠点として、今以上の利活用が図られるものと推察をいたします。

保田小学校の閉校により地域の核となっていた公共施設がなくなり、日用品などの調達に利用をしていた店舗等が年々減少する保田地区の現状を考えますと、今回整備をしようとする道の駅は、町外からの来訪者のみならず、地域の皆さんにとっても大変価値のある、そして将来に向けて大きな可能性を秘めた施設になるものと考えております。

参考までに国土交通省が想定し、総合的に支援しようとする新たな機能の一例を御紹介いたします。

インバウンド観光の分野では、外国人向けの観光案内や免税店の併設、無料公衆無線LANの提供、EV充電設備の設置などでございます。

観光総合窓口の分野では、宿泊予約やツアー手配のための旅行業、地域資源を活かした体験、交流機会の提供などがございます。

地方移住等の促進分野では、空き家情報や就労情報などの情報の提供、ふるさと納税に関する情報提供などがあります。

地域福祉の分野では、診療所や役場機能など、住民サービスのワンストップ提供、高齢者への宅配のサービス、ガソリンなどの供給拠点などがございます。

さらに、防災面では、自衛隊などの後方支援拠点機能、燃料保有や非常用電源装置等

によるバックアップ機能などが想定をされております。国土交通省が整備を推進をしようとする機能の一部を紹介させていただきましたが、その中には、今回都市交流施設整備の検討段階で議論をした事項も多く入っておりますし、実際に導入を目指している事項もございます。

さて、議員御質問の「成功の可能性」に関しまして、改めてお答えさせていただきます。

旧保田小学校を活用した都市交流施設は、地域の活性化や地場産業の振興、町内の観光資源の活用など、施設のみならず、町の観光や産業の拠点として位置付けをしており、さらには定住化に向けた役割を備えることを想定しています。

施設単体での集客や事業収支が成功の可否と判断されがちではありますが、地域や地場産業など、町全体への波及効果を想定した施設でありますので、町全体に対する事業効果を判断をいただきたいと存じます。

まず、施設改修に関しましては、実績のある設計事業者を中心に、学校施設の利活用と周辺の里山景観を最大限に活かした設計コンセプトのもと、単なる立ち寄り施設ではなくて、より長く、快適に滞在できる施設へ改修を目指し、設計を進めております。

加えて、本年6月に選定をさせていただいた運営管理やテナントの候補者、さらには生産者の代表の方々との協議を重ね、施設活用の観点からの設計協議を行っているところでございます。

次に、機能面ではありますが、道の駅の必要機能のほか、直売所や物販、飲食店舗など、典型的ではありますが利用者からの要望の高い機能を導入いたします。さらに、特徴的な機能として、宿泊機能や入浴施設、子どもの遊び場スペースなど、滞在型の機能を導入いたします。

さらに、町内外の観光等の情報提供や貸しスペースなど、行政的なサービスも行うこととしております。

この施設では、初期の段階から申し上げておりますとおり、町が施設を整備し、町民の皆さんを中心として、施設の活用がなされ、経済的な効果が発揮できることが理想でございます。お陰様で、施設の運営管理やテナントの事業候補者、そして、出荷組合設立のために組織をされた準備委員会の方々など、施設に関わっていただく方々が、各々、あるいは関係者間での話し合いや活動を始めております。

関係する事業者や関係団体の創意工夫、連携した取り組みが、施設運営の特徴として現れ、他の施設との差別化が図られることが、正に成功の秘訣ではないかと考えております。

引き続き、施設の運営等に関係する皆さんと議論を重ねてまいります。

また、現在話し合いを進めている方々のほか、直接施設の運営に携わる方や販売品などを納める方、さらには各種体験を受け入れる方など、様々な立場の方々が施設運営や地域の活性化に向け、参画をいただきたいと思っております。

町民の皆さんを中心に、この施設に多くの方が関わっていただくことが、交流施設としての大きな役割でもございますし、成功の証しではないかと思っております。

御質問の2点目の、「道の駅きよなんにおける無料休憩所や配置について」であります。道の駅きよなんでは、観光案内所及び施設周辺を休憩場所として御利用をいただいております。改めて申すまでもなく、現状の配置は、観光案内所と物産センター、歴史民俗資料館などが各々別棟となっております。

物産センターでは、テナント1区画が空き店舗となっており、8月15日を期限に2度目の入居者募集を行ったところでございますが、入居の希望はございませんでした。

現在まで空き店舗の状況となっておりますが、引き続き入居者を募ってまいりたいと考えております。

なお、長い期間で店舗を閉鎖をいたしますと、施設運営の観点から悪影響を及ぼすことも懸念されますので、時期を見て、休憩所や観光案内所として活用することも検討してまいりたいと考えております。

2件目の「ふるさと納税について」お答えいたします。

当町では、ふるさと納税の制度が創設された平成20年度に“鋸南町豊かなまちづくり寄付金条例”を制定して、寄付の受入を行ってまいりました。初年度を除く寄付金額の平均は、概ね200万円程度で、全国の平均的な寄付金額を下回った状況となっております。

全国の自治体の概ね半数が特典品等を返礼しており、特典品を扱っていないことが、平均額を下回る要因と考えております。

各自治体が町のPRを兼ね特典品を充実させた結果、この制度を活用する寄付者も年々増加をし、平成24年度では10万件を超す寄付件数となっており、制度や先進的な自治体の取り組みがメディアで取り上げられるようになっております。

このような状況を背景に、制度が定着をし、寄付件数が増加傾向にある“ふるさと納税制度”は、地方再生のための重要な施策と位置付けられ、政府が現行制度の拡大などを検討すると報道がなされております。

町税収入が減少傾向にある当町でも、このふるさと納税は、自主財源の確保が期待でき、併せて町の宣伝効果も図ることが可能な制度となっており、重要な施策として取り組む必要があると思っております。

一方で、特典品の管理や発送、寄付金の収納事務など、事務負担の増加が課題となっており、職員定数の抑制に努めてまいりました当町におきましては、特典品の提供などが導入できなかった要因ともなっております。

今補正予算におきまして、特典品の送付や情報発信、さらには寄付金の収納事務などの業務に関する委託経費を計上をさせていただきました。業務を一括して委託することにより、町が抱える情報発信の不足や特典品の開発と管理、そして事務負担増加など、課題の解消を図ろうとするもので、年度内の事業導入を予定をしております。

今後は、町民の皆様の御協力をいただく中で、特典品の開発などに着手し、自主財源の確保、そして特産品や地場産業への波及、さらには鋸南町の宣伝など、事業の導入効果が上がるよう努めていきたいと思いをします。

3件目の「職員の接客能力について」お答えをいたします。

役場職員は、町民の皆様をはじめ、直接対面して接する場面が多々ございます。人対人の関わる中で、全ての方々と気持ちよく接するように努めなければならないと思いをします。

接客の基本は、挨拶、笑顔、相手を思いやる心だと考えます。

職員は、それらの基本をわきまえ対応しなければなりませんし、相手の要件を的確に把握をし、対応しなければなりません。

日頃からどのようにすれば、相手によりわかりやすい説明ができるか、また相手のニーズに答えられるかを考え、行動する必要がございます。

そこで、町では、全ての職員が広域市町村圏事務組合で行っている接客研修を受けるようにしております。また、NTTさんが実施しているビジネスマナー研修会にも定期的に職員を派遣をしております。

御提案をいただきました「資格給等の手当」ですが、職員への手当支給につきましては、地方自治法 204 条の 2 に定められており、その中には制度としてございません。したがって、導入することはできませんが、今後は職員研修の機会を増やし、自治研修センターの「折衝・交渉能力向上研修」への派遣や必要に応じて町独自の研修会も計画し、職員のレベルアップに努めてまいります。

職員の資質の向上を図るためには、職員各自が自分自身を振り返り、長所や短所に気づいていかなければなりません。各自が目標を立て、積極的に自己啓発に取り組めるよう指導をしてまいりたいと思いをします。

4件目の「橋・トンネルの点検について」お答えいたします。

平成 25 年に改正された道路法に基づき、改正道路法施行規則など、維持修繕に関する省令及び告示が、平成 26 年 7 月 1 日施行されました。

これらの改正で、トンネルや延長 2 メートル以上の橋梁については、5 年ごとの近接目視による点検が義務化されました。

現在、町内には、町が所管するトンネルは 5 カ所、2 メートル以上の橋梁は 74 カ所ございます。

これらの点検につきましては、国土交通省は、点検・診断業務を発注する際に、技術士や専門知識を有する資格者などを管理技術者の要件としております。

また、管理技術者として「相応の資格または相当の実務経験」、「設計・施工・管理に関する相当の専門知識」、「点検に関する相当の技術と実務経験」のいずれかを持つ者がいれば自治体職員による点検も可能としていますが、鋸南町においては、現在該当の職員はおりません。したがって、点検業務、点検の結果に基づく修繕計画の策定業務

を、専門業者へ委託をする考えであります。

トンネルにつきましては、平成 27 年度に点検業務、平成 28 年度に修繕計画策定業務を実施する計画です。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画策定事業に基づき、平成 23 年度に点検を実施をし、平成 24 年度に修繕計画を策定しておりますが、今回の道路法の改正によりますと、5 年ごとの実施となりますので、平成 28 年度に点検業務を実施をし、平成 29 年度に修繕計画の見直しを計画しております。

財源につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用して実施していく方針であります。鋸南町においては、国から事業費の 65%が交付金として交付をされる予定となります。

この交付金を積極的に活用し、平成 27 年度以降は、現在設計業務を委託している 2 橋の補修工事を実施をし、他の緊急と判定された 17 橋の補修設計業務、補修工事についても順次実施することとし、その後は、今後継続されていく点検、計画に応じて、町財政と調整を図りながら整備を進め、町の、町民の安全と利便性の確保に努めてまいりたいと思います。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君、再質問ありますか。

はい、笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

今の質問を伺いまして、1 件目・2 件目では再度の質問が多くて時間がなくなることが考えられますので、3 件目の一部から確認しておきます。

今年ある課で一般の方々を集めて会議がありました。集めた担当は時間で始まった会議に遅れてきました。「すいません」の一言もなく、上司も注意すらしませんでした。

その会議に出た方から、誰しも時間に遅れることはやむを得ない場合がある。でも、来てくださいと集めた当の本人なので一言くらいあってもいいし、あるべきだと苦言を呈されました。

また、違う方から客として伺った際、これはどことは申しません。お茶を出すのに上司に先に出した。お客は後で、というのもありましたし、また、電話での対応、これはいろいろあります。あまり詳しく言うと本人が特定されるのでこのくらいにしておきますが、小さなことでもこんなことで人間の評価の採点が厳しくなることもあります。いつもそのようなことでは、ばかりだとは思いたくありませんし、現実にこのようなことがあって、見聞きしておりますし、人によって感じ方が違うということもわかった上で、言っているわけですが、職員として採用する際のテストには一般常識も入っているのではないのでしょうか。

研修を受けさせているとおっしゃいますが、身についたマナーと、身についた一般常

識についてどのように考えているか伺わせてください。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

御質問のですね、あの、まあ、事案ですね。具体的な事案で会議に遅れて、こう、謝罪の言葉もない。あるいは、会議にですね、招集して、遅れてなんのこう、お詫びの言葉って言うんですかね。挨拶もない。あるいは、お客様に対しますね、お茶をお出しする順番って言うんですかね、そういうようなことはあの、事実そういうことであつたつればですね、大変申し訳なく、そういうことはですね、通常社会人としてと言いますか、一般的な常識の中でマナーの一つとして身についていない職員がおればですね、大変申し訳ないと、初めにですね、お詫び申し上げたいと思います。

またそれに対してですね、そのことをですね、御本人が自覚しているか、あるいはそれがその方の、ちょっと変な言い方ですけども、あるいは常識になっているとしたらですね、本人も不幸なことでもありますし、また町民の皆さんに対してもですね、不幸なことかと思しますので、そういう意味ではですね、研修ということの中でですね、まああの、何度かそういう研修の機会もあるわけですけども、また改めてですね、より実効性のある、実になるですね、研修については今後ですね、検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

先ほどの答弁の中で、いわゆる能力給ですか、そういうことは法令上認められないということだったんですけども、例えば階級を上げるとか、他にも方法はいろいろあるかと存じますが、役所体質は守るということかなと思って答弁を聞いていました。

文部省の認定で秘書技能検定、これは1級から3級まであるんですけども、秘書業務に携わるだけじゃなく、一般常識やビジネスマナー、正しい敬語の使い方を取得、もちろん、これは取得した上でテストがあるわけですけども、この評価が上がるという、これを持っているだけで評価していただけるということで、幅広い年齢層に人気があるものがあります。

あの、この、役所という点で、せめて2級の資格を取れるなら一般町民に指摘されることもないかということを知りましたが、取得したら当人の利益になれるようなことは考えられないのか、改めて伺います

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

ある意味、インセンティブを与えるというようなことかとも思いますけれども、御指摘のですね、議員の質問の主旨的にはですね、冒頭その、採用試験の時にというようなお話もありました。本来であれば身につけていなければいけないことをですね、なんて言うんですか、そのレベルに達するための勉強をして、まあその手当って言いますか、給与に反映させるというのは、ちょっとまた、少しいろんな考え方も出てくると思いますので。

ただ、評価としてはですね、またあの人事評価というようなこともですね、今後導入していかなければなりませんので、また相対的なことの中で、その資格があったからどうということではなくて、相対的なですね、評価の中で昇給・昇格等には今後ですね、反映させていくような形で取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

町長は鋸南病院が接客も含めた対応に不評があった時代を覚えておいでと思います。「注意します」その次も「注意します」、最後には「今度こそきつく言わせてもらいます」、これは全協でおっしゃいました。

指定管理になって、評判は、私は良くなったと感じていますが、後に、もう一度言いますが、企業感覚で意識向上をすることを要望して、次の質問に入ります。

都市交流施設についてですけれども、今私が言ったように白石町長が町長に、選挙の時だったかと私は感じていますが、企業感覚で町を運営するということではなかったかと、今でも思っています。違うでしょうか。観光的な役割にしても、地域の拠点にしても、最終的には人が来る、人が住む。町にとっての利益ということを考えなければならぬと思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

町長、白石治和君。

○町長（白石治和君）

笹生議員おっしゃるとおりでありまして、私はですね今でも企業感覚でですね、行政はやっていかなければならないと基本的にはそう思っております。

しかし、残念ながらですね、いままでかなりの年数を財政の健全化と言いますか、そういう視点でとらえておりましたので、ある意味では、企業感覚を持ちながらの財政の健全化に、これを目指してきたということは、やむを得ない事実だったと思います。

しかし、これから先ほどのですね、接客の件であります、直接私がですね、見たり聞いたりした場面においてはですね、私が直接指導をさせていただきたいと思っております。

これは何度も何度もいろんな場面でお話をさせていただきますが、例えば職員がです

ね、まあある一定の人数です、宴席なんかを行うことも当然ございます。その時にですね、私は会場に入る時のスリッパをちゃんと揃えてくれと、そんなことをまあ、些細なことで、別になんとはないことであろうかと思いますが、自ら自分たちが宴会場に入る時にですね、お客になることもそうですけれども、もてなしをするっていう気持ちを持ってですね、当然スリッパを私は揃えて入るものだと、そういうような感覚を実はもってますので、その辺のことについてはですね、かなり職員の人たちにはですね、きつく言わせていただいておりますし、また、あの、宴席の中でですね、座布団の上に立って挨拶をするなどということまでも言わせてもらっております。座布団は座るものであって、そこにですね、ある意味ではそこにですね、立つものではないわけでありまして、そういうところでいろんな話をさせていただいておりますので、これからもですね、職員の接客、そしてまた、町民の方々への対応については、その場面場面で私が把握をした時にはですね、指導をさせていただきたいと思っておりますし、このことは、私自身のことにもかかわることでもありますから、自らもそれをですね、範としてやっていければと、そんなことを思います。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

ちょっと聞きたいことと、答えて、先ほどに戻った答えになってしまったようですけれども、次の質問に入ります。

淘汰の時代と感じているのはお前だけだっていうように先ほど聞こえたんですけれども、私はある専門知識のある方がおっしゃっていたことになるほどと思ったから言う訳ですし、道の駅は生き残り合戦というような報道もありましたし、また、別の意味で町長答弁にあったように、同じような進化する道の駅という番組も確かありました。

私が言いたいのは、通り一遍の普通の施設じゃなく、新たに参入するには難しいのではないですかということですのでけれどもいかがですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

このことはですね、答弁の中ではですね、淘汰の時代と受け止められておられるようですがというような表現をさせていただきましたが、当然私もですね、これはあの、淘汰の時代じゃなくてもですね、仮にいろんな機能を持たせて、道の駅が完成して運営をしたとしてもですよ。これはあの、競争の原理があるわけでありまして、魅力がない道の駅は当然淘汰をされるということであろうと思っておりますし、これはあの、魅力のある施設に、していかなければ淘汰をされてですね、残っていくということにはならないわ

けでありますので、淘汰をされないような道の駅にしていくということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

地元の個々の方の利益という点では産直所ですので、産直所について、1・2点伺いたいと思えます。1人平均100万の売り上げ、それで100人で、1億円、これを見込んでいる。まあ、見込みたいということでしょうけれども、こういう説明が会議の中でありました。県職の方やコンサルに聞くと、既存の道の駅の直売所はなかなか優良な経営だそうです。やっと教えてもらいましたが、そこでの昨年度の実質的な出品者は120名ほど。売り上げが160万円台、150万円台、100万円以上の方が3人。そして、50万円を超える方が9名です。この上位12人の平均が93万円です。まあ、1人平均100万円100人という数字がどこから出てきたものでしょうか。また、1億円は無理ではない、無理な数字ではないという根拠はなんなんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まずですね、例えば今回ですね、直売所ですね、可能性と言いますか、優良品みたいなものの判断をですね、まあコンサルを入れていろいろ実状等みていただいております。

その中でですね、その中で一つあの、非常に良いのは各生産者ですね、アンケート等現地をですね視察する中で非常にですね、生産者のおつくりになっておられます作物がですね、非常に品質が良い。あるいはその取り組みですね、その製品にですね、非常に自信をもって、生産者の方はもっていらっしゃる。そういうようなことのでございました。

また後施設の可能性、ポテンシャルというようなことからいたしますと、その現在予定しております体育館の中の直売所のスペースが395平米、売り場面積といたしましては276平米ですね。

直売所のスペースの約70%が売り場面積になるということがございます。その中でですね、換算いたしますと、たとえば100名の方が会員でいた場合、その方ですね使えるスペースが1平方メートル、要するにその個々ですね、販売スペースとして十分なものが確保できる。もちろんその製品ですね、それに見合うだけの出荷等がなければならぬわけがございますけれども、そういう生産者の支出の問題、施設のポテンシャルの問題等はですね、非常にまず良いということでお話いただきました。

その中でですね、その1億円ということ、まああの1人当たりの100万円っていうこ

とは、あるいはちょっと説明がですね、足らなかった点があったかもしれませんが、施設の目標値として1億円以上。これは最低ラインで売り上げが達成できるでしょうということのコンサルの方のお言葉をいただいております。

それで会員にですね、均すと、100名で100万を売り上げると1億と言う目標値、数字になるわけでございますけれども、まあ全体として1億を目標値に設定するためですね、一つの数値としてですね、ちょっと、御理解をいただければと思います。

その施設によってですね、もちろん個々の売り上げあるいは、等はですね、こう、ばらつきと言いますか、あると思いますけれども、頑張ればですね、この施設で頑張れば1年で100万円以上の売り上げができるということを目指すということですね、捉えていただきたいということでした。

それでですね、後まあその1億円の根拠ということでございますけれども、これは全国ですね、直売所ですね、全国の平均等を見た時にですね、売り場面積ですね、から勘案した時に約1億2,000万円の販売額が見込めるというような、参考的な数値があるということの中で、とりあえず1億円という目標をですね、設定させていただいたところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

答弁を聞くとまたまた再質問が出てきちゃうんですけれども、先ほど売り場面積、200何ぼとおっしゃいましたよね。あれ私計算したら330くらい。売り場面積っていうのは、レジを通して詰める所までが売り場面積じゃないんですか。そうすると330、100坪、330、100坪ですか、そうなるんじゃないんですか。

いや、まだほかにも出てきちゃったから。

最初のコンサル、コンサルっていうか、調査した会社によると、7億の売り上げがあって、その1割は売れるでしょうということで、そうすると7,000万ですよ。そういう説明を最初は受けていました。それが最低1億、まあ、いくらになるかわかりません。それと、そのことについてと、えーっとね、もう1点、あまり聞くとわからなくなっちゃうかな。

ここに千葉県農林水産部農村環境整備課長から出たのがありますけれども、千葉県の平均は1,300円、1人、あれ、これちょっと違っちゃった。あの、先ほどほら、全国平均でっていうことがあったんでね。千葉県の平均でいくとまた違った数字で、全国で平均、平均よりも、この客層とか、そういうので出していった方がいいかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

それでは施設の関係を先にお答えさせていただきますけれども、直売所のスペースはですね、バックヤード等を含む面積が現在約 395 平方メートルを予定しております。

そのうちですね、売り場面積と、平均的にですね、経験的に使えるだろうというものが 70%ということがコンサルの方から出ております。

したがいまして、395 平米のうちの 70%で 276 平米が売り場面積ということですよ。

その他にそこからレジの面積あるいは通路面積等を引きますとですね、それらが 165 平米で実際の陳列面積は 276 平米から 165 平米を引くと 111 平米が陳列面積になるということがコンサルの方の試算でそれを 100 人で割りかえますと 1 人当たり 1.1 平米のという形でございます。

それと、当初にですね、売り上げに対しての 10%くらいは道の駅、直売所で売れるんじゃないかというようなお話の 7,000 万円でございますけれども、その 7.1 億円ですか、については、まあ野菜としての鋸南町ですね、ちょっとデータ、その時は小藤田議員さんから古いデータだと言われましたけれども、野菜で 7.1 億それから花卉で 7 億円くらい、お米で 1 億いくらかということがございますので、多分そこら辺、米・花卉・野菜類は直売所で当然扱うことになると思いますので、その総生産、まあ販売額が 15 億くらいになると思いますので、仮にその 1 割としても 1 億 5,000 万くらいの計算にはなるかと思っております。

野菜だけをとらえて 7,000 万ということで、御理解をいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

今の答えでね、一般的な数字、70%をかけなくても、もう平面図で寸法が出てたじゃないですか。その通路も、見て回る通路も入るんですよ、売り場面積って言うんならね。それで私 330、3,300 って言ったんですけども、一般的に 70%だから 70%っておかしいんじゃないですか。そのまま計算できるんですよ、3.4 メートル、3.4 メートルってずっと書いてあったでしょ。縦には 3.3 メートルと 1.05 かな。それをかけていけば、レジのところも足せば出るじゃないですか。一般的な数字じゃなくて出ますよ。まあ、それは結構です。

えっと、次に進みます。

そこの直売所ですけども、1 割の人で、金額の約 3 分の 1、それを超えています。富楽里のレジ通過数の約 1 割です。客単価は 4 割の小さな直売所ですけども、これは単に比較できないでしょうが、単純計算すると、1 割の人で 5,000 万というと、100 万円が 50 人、さっきの 1 億ですね、100 万人、100 万円台が、100 万円が 50 人となります。そうすると、ここの小さい直売所をあてに、出すと、それから出すと、500 人を超える出

品者が必要となります。

まあ、客単価という点では、県の、先ほど申しました農村環境整備課の実態調査の数字を当てはめても、これでも、241 人の方が出品しないと、その金額にはならないんですよ。それで、アンケートで、以前アンケート取っていると思うんですけども、検討する、出品を検討しますと言った人まで入れて、私は確か 130 人ほどと記憶していますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

出してもいい、出すことを検討する前向きな回答をいただいた方は 130 数名でございました。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

そうすると、これからもっともっと人を集めるということ、町長がよくおっしゃっている、皆で協力していただくんだ、と。そうしてやっていくんだということで、これからもっと出品する方は募って、増えていくということで解釈してよろしいですね。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

先般の特別委員協議会の際にも今後の直売所ですね、スケジュールのようなことのお話をさせていただきましたけれども、10 月にですね、あの、えー設立のためですね、勧誘のための総会等をですね開くというようなことでございます。当然まあ 100 名程度ですね勧誘を目指してやっていくわけでございますけれども、鋭意努力して、より多くの方に参加をしていただければと思っております。

またあの直接ですね、生産者のお話で 100 名ということでお話させてもらっていますけれども、当然加工品と言いますか、よくあの道の駅等でお寿司のようなものをつくらったり、その加工を扱うこともありますので、それらの方につきましてもですね、会員等を募集をしていく予定と聞いております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

ちょっとこの質問だけで終わりそうにないんで、ちょっと飛ばします。

一番聞きたいこと、これは町が大家で商売する方が店子ということです。店子の事業

に大家が赤字補てんすることはない筈ですよ。直売所についても伺います。

そして、あ、とりあえずそれ答えをお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

いわゆる事業者にですね、まあ、まあ例えばテナントをですね、飲食のテナントあるいはそういう観点でいきますと、その直売所ですね、店子というのはですね、個々の生産者の方と理解しております。

その方がですね、生産したものを直売所にお持ちになりまして、当然その管理上の手数料というものが、まあそれは率はこれからで引かれるわけでございます。

そうしますと、まあその生産に要した費用・労力、それで販売した金額。そこで仮に個人の生産者がもし赤字を出したとしても、当然そこには補てんをされない。そういう意味で事業者の方にはですね、赤字補てんをすることはないということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

1点確認しておきたいことがございますので、町長の発言で、6月定例です。「全ての責任は私にある。当然結果責任は私にある」と申しておりました。これで最初に言ったように私はこれで補正予算が通ったと思っております。

もし仮に、失敗、この質問の中には成功した例も随分聞いているんですけども、失敗ですいません。すなわち、毎年お金をつぎ込む施設となったら、その責任の取り方についてどのように考えているか。

この質問を最後に終わりますけれども。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長白石治和君。

○町長（白石治和君）

先だっただけですね、6月の議会の時に全ての責任は私にあると、そういう表現をさせていただきます。このことはですね、今でも変わっておりませんし、まだ私はですね、そのことによってですね、皆さんが賛成をしてくれたということでもない、そうも思っています。

当然この交流の拠点をですね、町として設置をしていくということの期待感の中で皆さんに理解をしていただいたと理解をしておりますし、この毎年毎年赤字になるような状況になったら町長はどのように責任を取るかと言う話であるかと思いますが、私は責任の取り方はですね、決して赤字にしないということが、責任の取り方だろうと、取り方であろうと、そう思っております。

当然、ある意味ではその施設だけで完結をするものではございません。そのバックグラウンドの町民の方々がおられて、この施設が運営をされるわけでありますから、総合的な判断の中です、赤字になるということにならなければです、それはもう、しないということが責任の取り方であろうと、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

私も費用対効果という点で町へ波及するいろいろな点で波及効果はある可能性がある施設だとは思っております。それで協力は惜しまないということを最初に申し上げているとおりなんですけれども、この事業が成功して、白石町長は、銅像はどうかわかりませんが、あの町長の時良くつくってくれたと、後に言われることを祈念、と言ったら、あれなんですけれども、希望して、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤茂明）

これで、笹生正己君の質問を終了します。

席の方へお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9月10日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 4 8 分 ……………

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 26 年 9 月 10 日・午前 10 時開会

- | | | |
|----------|-----------|---|
| 日 程 第 1 | 議 案 第 1 号 | 鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 2 | 議 案 第 2 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 3 | 議 案 第 3 号 | 鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 4 | 議 案 第 4 号 | 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日 程 第 5 | 議 案 第 5 号 | 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日 程 第 6 | 議 案 第 6 号 | 平成 25 年度決算認定について
1. 平成 25 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日 程 第 7 | 議 案 第 7 号 | 平成 25 年度決算認定について
1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算 |
| 日 程 第 8 | 報 告 第 1 号 | 平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について |
| 日 程 第 9 | 報 告 第 2 号 | 平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計） |
| 日 程 第 10 | 報 告 第 3 号 | 平成 25 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計） |
| 日 程 第 11 | 請 願 第 1 号 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税務住民課長	福 原 傳 夫 君
保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君	地域振興課長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長	前 田 義 夫 君	水 道 課 長	山 崎 友 之 君
監 査 委 員	川 名 洋 司 君	総務管理室長	福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。
議員各位には御苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は 12 名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 1 号「鋸南町行政委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 1 号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

現行の行政委員報酬につきましては、平成 18 年度に 10%の削減をし、今日に至っております。減額しておりました報酬を 5 %元に戻す、増額の改定をしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願いたいと思います。

現行の報酬の規定でございますが、均等割りは、均等割りですね、基本額 1 万 5,500 円。戸数割につきましては 30 円の規定でございます。これを基本額 1 万 6,300 円、戸数

割につきましては1戸当たり32円に改めようとするものでございます。

この条例につきましては、平成26年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、条例改正に伴います必要額は、33万6,000円を見込んでおります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（笹生正己君）

前回1割下げる際に一つの条件だったんですけども、役場で区長配布のビラ、これを細かく分けて区長のところへ持っていくということだったかと記憶しておりますが、それはどうなるんですか。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議員御指摘のとおり、そのような条件、条件と言いますか、対応の、を、するという
ことで、現在も続いておりますし、今後も引き続き同じようなことで対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

よろしいですか。

○9番（笹生正己君）

わかりました。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

現行の非常勤特別職の報酬につきましても、平成18年度に10%の削減をし、今日に至っております。

減額しておりました報酬を5%元に戻す、増額の改定をしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願いたいと思います。

別表の第1の規定を全部改正するものでございますが、表中の、一番初めですね、地方自治法第180条の5に掲げる委員、教育委員会の委員長の例で申し上げますと、現在年額で、24万4,800円の報酬額でございますが、これを25万8,400円にしよう、改めようとするものでございます。いが、以下ですね、現行報酬の規定から5%の増額の改定をするものでございますが、下から、4番目に規定をしております介護認定審査会委員のようですね、平成18年度減額を行わなかった委員さんの報酬につきましても、現行の報酬額のまま据え置くものでございます。

新旧対照表の2ページ、裏面の方をお願いいたします。

表中の、1番下でございます、鳥獣被害対策実施隊員、日額2,000円の規定につきましては、今回、新たに規定するものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行し、鳥獣被害対策実施隊員を、の規定を除き、平成26年4月1日から適用しようとするものでございます。

なお、条例改正に伴います必要額は、66万1,000円を見込んでいただいております。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第3号「鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第3号「鋸南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

鋸南病院では、一般病床の許可を71床で受けておりますが、現在休床している3階病床を、施設基準に適合するよう、改修工事を行った結果、3階病床は38床から4床減の34床となりました。

また2階病床では、ナースステーションの隣部屋で重症者を管理しておりますが、面

積的には、3人部屋の広さがございますが、実態は2人部屋として使用しているため、2階病床が33床から32床となり、合計で66床となりますので、改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第2条では、経営の基本について規定しておりますが、第3項で、病床数について規定しており、一般病床71床を66床に改正しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第4号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議案第4号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」御説明をいたします。

今補正予算は歳入歳出それぞれ1億1,397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,135万5,000円とするものでございます。

それでは、10ページをお願いをいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

第2款総務費、第1項、第1目一般管理費でございますが、第1節の報酬34万1,000円でございます。先ほど、行政委員報酬・非常勤特別職員の報酬改正に係ります条例を議決をいただきました。一般管理費では、行政委員他2つの委員報酬の補正をお願いをしておりますが、今補正予算におきまして、各費目に計上しております、委員報酬の合計は99万7,000円でございます。

13節でございます。委託料でございますが、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料209万8,000円は、ふるさと納税を推進するため、豊かなまちづくり寄付金の収納業務及び寄付者に対する町特産品の贈呈業務等を委託するものでございます。

その上の12節、役務費でございますが、寄付金はクレジットカードでも取り扱いができるよう利便性を向上させることを考えております。クレジットカード取扱手数料5万7,000円をお願いするものでございます。

なお、一般管理費の特定財源の欄でございますが、460万円につきましては、南房総広域水道企業団出資金に係るものに充当するもので、財源の変更をお願いするものでございます。

第3目でございます。財産管理費でございますが、修繕料42万2,000円につきましては、保田総合センター2階和室のエアコン1台の修繕費をお願いをいたしました。

第4目、企画費でございます。地域活性化講演会等業務委託30万8,000円につきましては、地域活性化を図る観点から町民の皆様を対象といたしました講演会の開催、あるいは地域で活動しております皆さんとの意見交換会等を行うための業務を委託するものでございます。

第7目でございます。循環バス運行事業費ですが、財源変更をお願いしてございます。過疎債1,490万円を充当するものでございます。

第9目、都市交流施設整備事業費でございますが、8節の補償費、商業アドバイザー報酬につきましては、都市交流施設における商業施設部門の協議・検討を充実させるため、専門家招聘にアドバイス、アドバイザーとしてお願いをするための費用をお願いをしております。

その下の12節、役務費でございますが、建築確認申請等に係ります体育館の耐震診断判定料32万4,000円をお願いをいたしました。

続きまして第2項徴税費、1目。

失礼いたしました。2目ですね。賦課徴収費でございます。23節でございますが、町税還付金150万円につきましては、今後、法人税等の歳出還付が見込まれることから増額の補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第4款衛生費でございます。1項、第2目予防費の13節委託料154万7,000円につきましては、幼児のみずぼうそう予防接種が定期接種となったことから、170件分の予防接種事業委託料を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第5款農林水産業費でございます。第1項、第1目農業委員会費、第13節の委託料182万8,000円につきましては、農地の集積・集約化を促進するため、農地情報の公開、農地台帳の整備業務の委託をするものでございます。

第3目でございます。農業振興費、第1節の報酬でございますが40万円につきましては鳥獣被害防止対策の主体的な実践活動を行う民間隊員20名を任命し、鳥獣被害対策実施隊を設置することによります報酬でございます。

その下ですね、13節委託料40万円の減額でございますが、鳥獣被害対策実施隊の設置によりまして、これまでの有害鳥獣対策協議会に委託しておりました一斉駆除に係る費用を減額をするものでございます。

第6目でございます。農地費、13節委託料でございますが、地すべり防止施設維持管理委託57万2,000円につきましては、県の委託金が同額増額となりましたことにより、委託料の増額をお願いするものでございます。

第3項水産業費でございます。第4目の漁港建設費、勝山漁港分でございますが、公共事業債780万円を充当することによりまして、財源の変更をお願いするものでございます。

第6款でございます。商工費、第3目の観光費でございます。賃金につきましては、関東ふれあいの道草刈り人夫賃金3万円をお願いしてございますが、県の補助金増額に伴います賃金の増額でございます。

また、財源欄の地方債670万円につきましては、過疎債ソフト事業分で、既決の観光振興事業に充当するもので、財源の変更をお願いするものでございます。

その下ですね、第7款土木費でございますが、3目の道路新設改良費につきましても、公共事業債1,120万円を充当することから、財源の変更をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第8款消防費でございます。第1項、第2目消防施設費でございますが、消防車両更新事業の財源といたしまして、がんばる地域交付金550万円及び過疎対策債1,400万円を充当することから、財源の変更をお願いするものでございます。

第9款教育費、第6項、第1目保健体育総務費の特定財源でございますが、250万円につきましては、過疎債ソフト事業分で、既決のスポーツ振興事業に充当するものでございます。財源の変更をお願いをするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第10款災害復旧費、第1項、第1目道路橋梁災害復旧費でございますが、第15節工事請負費300万円につきましては6月6日から8日の梅雨前線豪雨によります町道の道路災害復旧工事をお願いするものでございます。国庫補助金200万1,000円、災害復旧債90万円を充当し、事業の実施をするものでございます。

第12款諸支出金でございますが、第1項の基金費でございます。第1目の財政調整基金積立金9,452万7,000円をお願いをいたしました。これにつきましては、前年度の繰越金1億8,905万6,000円の2分の1を法定分として積み立てをするものでございます。

今補正後の財政調整基金の残高は5億9,052万7,000円を予定しております。

3目の豊かなまちづくり基金費でございますが、535万2,000円の積み立てをしようとするものでございます。平成25年度の積立未計上分88万7,000円、平成26年7月31日まで、今年度分のですね、7月31日までの寄付金71万5,000円その他、ふるさと納税の見込み分375万円を合計し、535万2,000円を積み立てようとするものでございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出の説明の際に併せて説明をさせていただきます。

第15款を、第15款の財産収入でございます。利子及び配当金6,000円でございますが、これにつきましてはベイFM株式の配当金でございます。

第16款寄付金でございますが、第1項、第1目豊かなまちづくり寄付金につきましては平成26年度中、これは7月31日現在までの寄付金71万5,000円とふるさと納税分の見込額375万円の合計446万5,000円を計上をしたものでございます。

第17款の繰入金でございますが、特別会計繰入金、これは介護保険特別会計の繰入金360万4,000円でございますが前年度精算分の繰入金でございます。

9ページをお願いいたします。

第18款繰越金でございますが、前年度繰越金3,127万5,000円を計上をさせていただきました。なお、今補正後の前年度の繰越金の保留額は5,278万円となっております。

第19款をお願いいたします。諸収入でございますが、6目の雑入で、ちば電子調達システム利用負担金返還金14万2,000円につきましては、前年度精算にかかります返還金でございます。

第20款町債でございます。第1項、第1目の臨時財政対策債230万5,000円につきましては、普通交付税確定によります増額の補正をお願いいたしました。

その他の起債につきましては、歳出説明の際に、充当先を説明させていただきました。

が、それぞれ既決予算等の財源変更をするため充当をさせていただきました。

5 ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正でございます。変更に係るものにつきましては臨時財政対策債230万5,000円の増額。新たに追加されるものにつきましては、南房総広域水道事業ほか6事業で合計6,310万円の補正をするものでございます。

15 ページをお願いいたします。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、右側の一番下でございます。今補正後の、平成26年度末の地方債の残高見込みは48億8,623万1,000円と見込んでいるところでございます。

16 ページは給与費の明細書でございます。

非常勤特別職の報酬改定によりまして、99万7,000円の増額となるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第4号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」の説明は終了しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第5号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第5号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ2,647万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億9,897万9,000円にしようとするものでございます。

今回の補正は、平成25年度の繰越金を清算し、介護給付費準備基金への積み立て及び事業費確定に伴う予算の措置をするものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第4款基金積立金、第1目基金積立金91万円は、前年度繰越金を清算した残りを、介護給付費準備基金へ積み立てしようとするものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金24万6,000円ですが、年金から特別徴収された保険料を死亡や転出等により減額された保険料分を還付しようとするものでございます。

第3目償還金2,171万円は、前年度の介護給付費等の確定により清算するものでございます。

内訳といたしまして、国へ843万8,000円、県へ171万円、社会保険診療報酬支払基金へ1,156万2,000円を償還しようとするものでございます。

その下、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金360万5,000円でございますが、町一般会計へ、平成25年度分の介護給付費等の繰出金を清算するものでございます。

続きまして歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第7款繰越金、第1目前年度繰越金2,647万1,000円につきましては、平成25年度の繰越金を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第5号「平成26年度鋸南町介護健康保険特別会計補正予算（第1号）について」の説明は終了しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「平成25年度決算認定について」

1. 平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成25年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

を議題といたします。

○議長（伊藤茂明）

会計管理者から、平成25年度各会計の歳入歳出決算について、説明を求めます。

会計管理者 篠原一成君。

〔会計管理者 篠原一成君 登壇〕

○会計管理者（篠原一成君）

議案第6号「平成25年度決算認定について」御説明を申し上げます。

初めに、平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。実質収支に関する調書を御覧下さいませ。

歳入総額は47億5,715万9,171円となり、前年度と比較し10.13%、4億3,752万6,769円の増となりました。

歳出総額は44億8,603万4,804円、前年度比12.17%、4億8,679万8,954円の増となりました。

歳入歳出差引額は、2億7,112万4,367円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が8,206万9,000円ございますので、実質収支額は1億8,905万5,367円となりました。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第1款町税につきましては、収入済額7億7,863万3,366円で、歳入決算額の16.37%を占めるものでございます。

前年度との比較で1,047万1,292円、1.36%の増となりました。

徴収率は91.70%、前年度と比較いたしますと0.04%の減でございました。

不納欠損額は81件429万1,695円の不納欠損処分をいたしました。

町税の収入未済額は6,618万8,760円で、現年度分1,584万7,468円、過年度分5,034万1,292円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3,485万2,000円。前年度比181万6,050円、4.95%の減となりました。

第3款利子割交付金は、収入済額145万5,000円で前年度比3万4,000円の減となったものでございます。

第4款配当割交付金は、収入済額277万6,000円で前年度比110万5,000円の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額510万5,000円で前年度比462万円の増となりました。

第6款地方消費税交付金は、収入済額6,971万円で前年度比59万8,000円の減となりました。

第7款自動車取得税交付金は、収入済額1,547万7,000円で前年度比509万1,000円の増となりました。

第8款地方特例交付金は、収入済額162万円で、前年度比28万8,000円の減となったものでございます。

第9款地方交付税につきましては、歳入総額の43.08%を占めるものでございます。

収入済額は20億4,919万4,000円で、前年度比5,107万1,000円、2.56%の増となりました。

内訳といたしましては、普通交付税 18 億 6,437 万 6,000 円、特別交付税 1 億 8,481 万 8,000 円で、予算現額に対しまして 9,681 万 8,000 円の増となりました。

第 11 款分担金及び負担金につきましては、収入済額 3,818 万 3,205 円で、前年度比 9.91%、534 万 7,291 円の増となりました。

続きまして、3 ページ、4 ページをお願いいたします。

第 12 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 6,162 万 724 円で、前年度比 45 万 6,259 円、1.12%の減となりました。

第 13 款国庫支出金につきましては、収入済額 6 億 3,719 万 1,560 円で、前年度比 3 億 2,059 万 4,523 円、101.26%の増となりました。

第 1 項国庫負担金におきまして予算現額と収入済額との比較で 5,574 万 7,625 円が減額となっておりますが、これは道路災害復旧事業などが繰り越しとなったことによるものです。

第 2 項国庫補助金において 4,081 万 3,133 円増となっておりますが、主に勝山小学校管理特別教室棟建設に伴う補助金の増と都市交流施設整備事業が繰り越しとなったための減が主なものです。

第 14 款 県支出金につきましては、収入済額 2 億 4,052 万 4,587 円で、前年度比 2,175 万 3,835 円、9.94%の増となりました。

予算現額と収入済額との比較において 2,886 万 5,413 円の減額となっておりますが、農山漁村地域整備交付金事業（保田漁港）が繰り越しとなったことによるものが主なものでございます。

第 15 款財産収入は、収入済額 551 万 1,295 円、前年度比 28 万 5,097 円、5.46%の増となりました。

第 17 款繰入金は、収入済額 4,803 万 2,568 円で、前年比 1 億 5,319 万 6,709 円の減となりました。

これは前年度、教育施設等整備基金 1 億 9,216 万 7,000 円が繰り入れされたことが主な減となった理由でございます。

第 20 款町債の収入済額は 3 億 8,111 万 4,000 円でございます。

前年度と比較し 2,499 万 7,000 円、7.02%の増となっております。

予算現額と収入済額との比較において 1 億 2,720 万円の減額となっておりますが、これは先ほども申し述べましたが勝山小学校管理特別教室棟整備事業の確定で 8,070 万円の減によるものと、平成 26 年度へ繰り越しとなった事業によるものが主なものでございます。

歳入合計につきましては、予算現額 47 億 8,440 万 8,490 円に対し、収入済額 47 億 5,715 万 9,171 円となり、予算現額に対する収入率は 93.43%となりました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをお願い申し上げます。

第1款議会費は、予算現額6,602万9,000円に対し、支出済額は6,581万630円でありました。前年度比で174万319円、2.58%の減となりました。

第2款総務費は、予算現額7億6,585万2,000円に対し、支出済額は6億9,868万7,735円。前年度比で5,441万8,384円、8.45%の増となりました。

増額となりましたのは、総務管理費で庁舎車庫及びポンプ室改修工事1,942万5,000円、都市交流施設整備事業2,844万6,000円、徴税費で1,004万1,000円、戸籍住民基本台帳費で257万円、選挙費で、ただいまは増、選挙費で470万3,000円の減によるものでございます。

続きまして、第3款民生費につきましては、予算現額9億7,055万円に対しまして、支出済額は9億5,599万7,662円でありました。

前年度比で3,731万4,550円、4.06%の増となりました。

増となりましたのは主に、国民健康保険特別会計への繰出金が1,027万円増えたことによるものでございます。

第4款衛生費、予算現額4億593万5,000円に対しまして、支出済額3億9,707万9,126円で、前年度と比較し308万5,056円、0.77%の減となりました。

第5款農林水産業費は予算現額2億1,844万6,990円に対しまして、支出済額は1億8,406万5,370円でありました。

前年度と比較し1,748万7,060円、10.5%の増となりました。

農林水産業費における繰り越し、3,098万6,000円は漁港管理事業保田野積場補修事業460万円と農産漁村地域整備交付金事業2,638万6,000円にかかるものでございます。

第6款商工費は予算現額7,897万5,000円に対しまして、支出済額7,703万5,731円でありました。前年度比912万9,035円、10.6%の減となりました。減となりましたのは平成24年度において、特別商品券発行事業補助金199万6,000円、商店街街路灯撤去工事126万円、佐久間ダム駐車場整備工事279万3,000円、保田・勝山駅前アーチ撤去82万9,000円等が主なものでございます。計上されていたものでございます。

第7款土木費は予算現額2億2,325万4,000円に対しまして、支出済額2億1,139万9,935円でありました。前年度比1億284万2,783円、94.74%の増となりました。

増額の理由でございますが、平成24年度からの繰り越し事業8,610万円と土木総務費で住宅取得奨励金1,280万円が主な内容でございます。

第8款消防費は予算現額6,609万6,000円に対しまして、支出済額6,457万4,180円でありました。前年度比で162万7,108円、2.56%の増となりました。

第9款教育費は予算現額9億6,241万8,500円に対し、支出済額は8億9,590万1,524円でありました。

前年度比で2億8,269万6,091円、46.10%の増となりました。

増額となりましたのは、勝山小学校管理特別教室棟建設事業で昨年度からの繰り越し分を含め事業の完了をみたのが大きな要因でございます。

翌年度繰越金 4,844 万 9,000 円につきましては、勝山小学校駐車場整備事業分でございます。

7 ページ、8 ページをお願い申し上げます。

第 10 款災害復旧費は予算現額 1 億 357 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,440 万 3,911 円でした。主なものは平成 25 年度台風 26 号に係る災害復旧事業で、そのほとんど、8,900 万 4,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。

第 11 款公債費は、支出済額 6 億 8,057 万円でございました。前年度比では 51 万 8,630 円、0.08%の減となりました。支出の内訳は、町債償還元金は 5 億 7,471 万 6,555 円、町債償還利子は 1 億 585 万 3,445 円でございます。

第 12 款諸支出金は支出済額 2 億 4,050 万 9,000 円でございます。

内訳は、財政調整基金に 2 億 2,797 万 4,000 円、中山間地域農村活性化対策基金に 15 万円、豊かなまちづくり基金 251 万 5,000 円、東日本大震災復興基金 700 万円、過疎地域自立促進特別事業基金に 275 万円、美術品取得基金に 12 万円、それぞれ積み立てをしたものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額 47 億 8,440 万 8,490 円に対し、支出済額は 44 億 8,603 万 4,804 円で、執行率は 93.76%でございます。

翌年度繰越額は 2 億 2,297 万 9,000 円、不用額は 7,539 万 4,686 円で予算現額に対しまして 1.58%の割合となりました。

歳入歳出差引額は 2 億 7,112 万 4,367 円は、次年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成 25 年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

同じく初めに、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額は、13 億 6,787 万 2,098 円。前年度比で 4,233 万 8,285 円、3.19%の増となりました。

歳出総額は 13 億 60 万 284 円、前年度比で 2,922 万 9,282 円、2.3%の増でございました。歳入歳出差引額は 6,727 万 1,814 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となったものでございます。

それでは、国民健康保険特別会計決算書 1 ページ、2 ページをお開き願います。

歳入のうち、第 1 款国民健康保険料の調定額 3 億 4,837 万 5,409 円に対しまして、収入済額は 2 億 7,148 万 3,504 円でございます。前年度比で 1,463 万 1,272 円、5.7%の増となっております。

保険料の徴収率は、77.93%、前年度比では 1.42%の増となりました。

不納欠損額は 32 件分、564 万 1,824 円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、7,125 万 81 円で、前年度比 187 万 6,128 円の減となっております。

第 2 款国庫支出金につきましては、予算現額 3 億 729 万 6,000 円に対し、収入済額は

3億2,337万9,145円でございます。前年度比で3,110万7,307円15.38%の増となりました。

主に、療養給付費等負担金の増額によるものでございます。

第3款療養給付費等交付金は、予算現額7,713万3,000円に対しまして、収入済額7,269万3,086円で、前年度比で894万873円、10.95%の減となりました。

第4款前期高齢者交付金は収入済額3億755万3,734円。前年度比で1,104万2,948円、3.47%の減となりました。

第5款県支出金につきましては、予算現額5,619万1,000円に対しまして、収入済額は7,140万6,193円で、前年度比120万563円、5.21%の増となりました。

第6款共同事業交付金につきましては、収入済額1億4,288万8,699円で、前年度比では、2,087万9,124円、17.11%の増となりました。高額医療費共同事業交付金で726万4,292円、保険財政共同安定化事業交付金が前年度比で1,361万4,832円増額になったことによるものでございます。

第7款繰入金は、収入済額1億1,686万704円で、前年度比で1,948万5,210円、11.09%の減となっております。

一般会計繰入金のうち、財政安定化支援事業繰入分967万7,000円が増となっておりますが、基金からの繰入金が前年度と比較し2,976万5,000円減となったのが主な理由となっております。

第8款繰越金は、収入済額5,416万2,811円、第9款諸収入は、収入済額744万4,222円でございます。

歳入合計は、予算現額13億3,532万2,000円に対しまして、収入済額は13億6,787万2,098円となり、前年度比3.19%の増となりました。不納欠損額は564万1,824円、収入未済額は7,125万81円となりました。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額1,194万7,000円に対しまして、支出済額は1,108万6,052円で、前年度と比較し、8万6,725円でございます。

第2款保険給付費は総支出額の66.97%を占めております。

支出済額は8億7,103万3,431円で、前年度比で2,940万9,988円、3.49%の増となりました。

これは第1項の療養諸費で2,227万3,113円増と、第2項の高額療養費1,057万6,875円増となったことによるものでございます。

第3款後期高齢者支援金等の支出済額は1億6,078万1,637円となりました。前年度比591万5,522円、3.82%の増となりました。

第6款介護納付金の支出済額は7,534万6,605円で、前年度比790万9,156円、9.5%の減となりました。

第7款共同事業費拠出金は、支出済額1億1,861万5,047円で、前年度比で217万476円、1.80%の減となりました。

第8款保健事業費は支出済額2,662万2,534円で、前年度と比較いたしまして151万3,196円、6.03%の増となりました。

第9款基金積立金は2,708万2,000円で、前年度比531万7,000円、24.43%の増となりました。

5ページ、6ページをお開き願います。

一番下でございます。

歳出合計、予算現額13億3,532万2,000円に対しまして、支出済額13億60万284円となりました。予算執行率は97.40%で、不用額は3,472万1,716円となりました。

歳入歳出差引額は6,727万1,814円は、次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思えます。

歳入総額は、1億541万9,999円で、前年度比91万9,427円、0.88%の増でございました。歳出総額は、1億266万1,637円で、前年度比56万7,799円、0.55%の減でございました。歳入歳出差引額は275万8,362円で、実質収支額も同額となったものでございます。

続きまして、決算書に基づきまして御説明いたしますので、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページ、2ページをお開き下さいませ。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額7,016万500円に対しまして、収入済額6,971万9,200円、徴収率は99.37%でございました。歳入に占める割合は66.13%でございます。

不納欠損額は、1件分2万9,200円、収入未済額は41万2,100円となっております。

第2款繰入金は収入済額3,226万3,592円でございました。

一般会計からの保険基盤安定繰入金は3,052万9,592円となっております。

第3款繰越金、127万1,136円。

第4款諸収入は収入済額216万6,071円。これは、広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

最下段の歳入合計でございますが、収入済額は1億541万9,999円でございました。

3ページ、4ページをお開き下さい。

歳出について御説明申し上げます。

歳出の主たるものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。支出済額は、9,895万7,000円で、歳出の96.39%を占めております。

前年度比では79万7,000円、0.8%の減となりました。

第3款保健事業費は、支出済額155万7,935円で、主たるものは検診事業委託料117

万 6,134 円となっております。

第 4 款諸支出金は、支出済額 41 万 6,075 円。主な支出は一般会計繰出金 33 万 5,875 円となっております。歳出合計では、支出済額 1 億 266 万 1,637 円となりまして、不用額は 71 万 7,363 円となりました。

歳入歳出差引額、275 万 8,362 円は次年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計決算について御説明いたします。

同じく、初めに、実質収支に関する調書を御覧下さいませ。

歳入総額は、11 億 7,803 万 516 円で、前年度比 3,612 万 447 円、3.16%の増となりました。歳出総額は、11 億 5,150 万 8,681 円で、前年度比 3,086 万 1,420 円、2.75%の増となりました。

歳入歳出差引額は、2,652 万 1,835 円。翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となりました。

それでは、介護保険会計決算書の 1 ページ、2 ページをお願い申し上げます。

歳入の第 1 款保険料の調定額 1 億 9,989 万 4,513 円、収入済額は 1 億 9,297 万 3,401 円で、徴収率は 96.54%でございました。前年度比では 712 万 1,901 円、3.83%の増となりました。

不納欠損額は、14 件分 62 万 3,157 円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、629 万 7,955 円となっております。

第 3 款国庫支出金は、収入済額 2 億 9,395 万 6,105 円でした。前年度比で 847 万 9,175 円、4.32%の増となりました。

第 4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億 3,221 万 8,000 円、前年度比で 1,116 万 3,074 円、3.48%の増となりました。

第 5 款県支出金は、収入済額 1 億 6,922 万 5,552 円で、前年度比では 493 万 9,833 円、63.71%の減となりました。昨年度は県からの財政安定化基金交付金 977 万 9,920 円の交付があったためでございます。

第 6 款繰入金は、収入済額 1 億 6,791 万 8,000 円で、内訳は一般会計繰入金 1 億 5,569 万 1,000 円、介護給付費準備基金からの繰入金 1,222 万 7,000 円でした。

歳入合計は、予算現額 11 億 7,680 万 5,000 円に對しまして、収入済額は 11 億 7,803 万 516 円となりました。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

歳出の主なものは、第 2 款保険給付費で本会計の 94.79%を占めております。

支出済額は 10 億 9,148 万 5,984 円で、前年度と比較し 2,686 万 7,014 円、2.52%の増となりました。

第 4 款基金積立金は、支出済額 720 万 6,000 円でございます。これは介護給付費準備基金に積み立てしたものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額1,407万3,035円で、前年度と比較し692万6,932円、96.93%の増となりました。主な理由は償還金528万4,134円の増によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額2,749万1,833円で、68万6,894円の減となりました。

歳出合計は、予算現額11億7,680万5,000円に対しまして、支出済額は11億5,150万8,681円で、不用額は2,529万6,319円でございます。

歳入歳出差引額は2,652万1,835円となり、次年度へ繰り越すものでございます。

以上、雑駁ですが、平成25年度決算についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ここで暫時休憩といたします。

11時15分まで休憩といたします。

…………… 休憩 ・ 午前11時06分 ……………
…………… 再開 ・ 午前11時15分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

説明のありました平成25年度決算につきましては、去る8月12日、監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、川名洋司君より審査結果の報告を求めます。

監査委員 川名洋司君。

〔監査委員 川名洋司君 登壇〕

○監査委員（川名洋司君）

〔平成25年度鋸南町歳入歳出決算審査意見書朗読〕

○議長（伊藤茂明）

会計管理者からの説明並びに、監査委員からの審査結果についての報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号「平成25年度決算認定について」、

1. 平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

4. 平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上については全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号「平成 25 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第 7 議案第 7 号「平成 25 年度決算認定について」

1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算

を議題といたします。

○議長（伊藤茂明）

初めに、平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入し 6 年目の決算となりました。

平成 25 年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益においては「他会計負担金」及び「他会計補助金」が主なものとなりました。

また、費用につきましては、医業費用におきまして「減価償却費」及び「指定管理者交付金」、医業外費用におきましては企業債利子の償還が、特別損失におきましては、官舎の取り壊しに係る費用が、主なものとなりました。

それでは、決算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、御説明いたします。

まず、収入においてであります、第 1 款病院事業収益では、予算額 3,934 万 2,000

円に対し、決算額 3,947 万 3,768 円となっております。

その内訳でございますが、第 1 項医業収益の決算額は、363 万 3,000 円で、第 2 項医業外収益では決算額 3,584 万 768 円となっております。

支出におきましては、第 1 款病院事業費用では予算額 6,993 万 1,000 円に対し、決算額は 6,725 万 5,660 円でありました。

内訳でございますが、第 1 項医業費用の決算額は、4,220 万 1,058 円で、第 2 項医業外費用の決算額は 791 万 8,360 円となり、第 3 項特別損失の決算額は、1,713 万 6,242 円となりました。

続きまして 2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

まず収入においてであります。第 1 款資本的収入では、予算額 5,003 万 6,000 円に対し、決算額も同額となりました。

第 1 項出資金は、企業債元金償還に対する繰入金及び病院改修に係る設計に対する繰入金を一般会計から出資金としていただいております。

支出におきましては、第 1 款資本的支出の予算額 5,003 万 6,000 円に対し、決算額は 5,003 万 5,169 円となりました。

第 1 項企業債は、企業債の元金償還額でございます。

第 2 項建設改良費は、病院改修に係る設計委託料 262 万 5,000 円です。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

平成 25 年度における損益計算書、これは税抜きでございますが、御説明申し上げます。

1、医業収益の 34、失礼いたしました。346 万円でございますが、診断書料等の文書料による収益でございます。

2の医業費用でございますが、丸 1 の「経費」から丸 3 の「指定管理者交付金」まで、合わせて 4,215 万 6,772 円となりました。これによりまして、医業収支におきましては、医業収益から医業費用を差し引いた 3,869 万 6,772 円が損失として生じました。

3、医業外収益では、丸 1 の「他会計負担金」から丸 3 の「その他医業外収益」まで、合計で 3,577 万 803 円となりました。

4、医業外費用については、丸 1 の「支払利息及び企業債取扱諸費」から丸 2 の「雑支出」まで、853 万 7,181 円となりました。

5の特別損失につきましては、丸 1 その他特別損失から丸 2 過年度損益修正損で、1,644 万 3,742 円の損失となりました。

結果的に、平成 25 年度は 2,790 万 6,892 円の純損失が生じ、平成 25 年度末の未処理欠損金は、10 億 9,976 万 8,647 円となりました。

4 ページは、剰余金計算書でございます。

資本に係る、資本金・資本剰余金・利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示しするものでございます。

一番左の資本金につきましては、一般会計出資金の受け入れ及び企業債の償還により、年度末残高は16億6,177万8,122円となりました。

中央部分になりますが、資本剰余金については、変動がなく、右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げましたとおり、25年度末の未処理欠損金は、10億9,976万8,647円となり、平成25年度末の資本合計は、6億8,869万3,313円となりました。

次に、5ページは、欠損金処理計算書でございます。

本来であれば、減債基金等へ積み立てを行うところでございますが、未処理欠損金10億9,976万8,647円が生じているため、処分を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページからは、25年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。

資産合計と負債・資本の合計は、7億125万9,884円となっております。

資産の部の、「2. 流動資産」のうち括弧1の現金預金でございますが、年度末における現金保有額は、1,266万3,246円となりました。括弧2の未収金は、一般会計補助金873万2,500円及び診療費個人負担分の未納額68万2,218円でございます。

7ページの負債の部、「3. 流動負債」のうち括弧1の未払金ですが、官舎解体工事や病院改修設計委託料等、26年の4月1日以降に請求があったもので、支払いは5月までに全て完了してございます。

8ページからは、決算書の添付書類でありますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

次に、平成25年度鋸南町水道事業会計決算について、水道課長より説明を求めます。
水道課長 山崎友之君。

[水道課長 山崎友之君 登壇]

○水道課長（山崎友之君）

議案第7号平成25年度決算認定の内、鋸南町水道事業会計決算について、御説明いたします。

決算書の10ページをお願いいたします。

初めに、水道事業の概況について御報告いたします。

給水状況につきましては、年間の給水量は、115万3,745立方メートルで、前年度比5.4%の減となりました。

また、南房総広域水道事業団からの受水量は、41万1,827立方メートルで、給水量全体の35.7%となりました。

次に、建設工事ではありますが、3カ所の配水管布設工事とろ過池ベンチュリー管の配

管改修工事を実施いたしました。

12 ページをお願いいたします。

業務の状況であります。有収水量は、96 万 8,798 立方メートルで、前年度比 1.2% の減となりました。

また、有収率は 84.0% で、前年度比 3.5% 増となりました。

平成 25 年度末の給水人口は、8,668 人、給水戸数は 3,732 戸、給水栓は 5,495 栓で、給水人口は前年度比で 202 人の減少となりました。

1 ページをお願いいたします。

括弧 1、収益的収入及び支出の収入であります。第 1 款水道事業収益は、予算額 4 億 4,490 万 1,000 円に対し、決算額は、4 億 4,690 万 2,686 円となりました。

内訳であります。第 1 項営業収益は、2 億 8,749 万 2,596 円で、前年度と比較して、451 万 2,922 円の減となりました。第 2 項営業外収益は、1 億 5,941 万 90 円となり、主なものは、県補助金の 7,789 万 1,000 円と、一般会計補助金 8,081 万 6,000 円です。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費は予算額 4 億 4,083 万 6,000 円に対し、決算額は、4 億 2,286 万 8,283 円となりました。

不用額、1,796 万 7,717 円は、修繕費、路面復旧費及び薬品費等の減によるものです。

内訳であります。第 1 項営業費用は、3 億 6,476 万 9,742 円となり、主なものは、南房総広域水道事業団への受水費、減価償却費、人件費、委託料、動力費等です。

第 2 項営業外費用は、5,708 万 1,802 円となりました。主なものは、企業債利息、消費税納付額です。

第 4 項特別損失は、101 万 6,739 円で、これは、13 件の不納欠損を行った額です。

2 ページをお願いいたします。

括弧 2、資本的収入及び支出の収入であります。第 1 款資本的収入は、予算額 3,564 万 1,000 円に対し、決算額 3,646 万円となりました。

内訳であります。第 1 項分担金は、546 万円で、新規の水道加入者及び増径者の分担金です。

第 2 項企業債の決算額は、3,100 万円で、配水管布設工事とろ過池ベンチュリー管の改修工事に借入れをしたものです。

次に、支出であります。第 1 款資本的支出は、予算額 1 億 6,588 万 3,000 円に対し、決算額は、1 億 6,525 万 6,459 円となりました。

内訳は、配水管布設工事等による建設改良費、3,396 万 2,170 円と企業債償還金、1 億 3,129 万 4,289 円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額、1 億 2,879 万 6,459 円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

次に3ページをお願いします。

損益計算書で税抜きでございます。

1、上水道営業収益は、2億7,388万7,478円となりました。

2、上水道営業費用は、3億5,635万3,722円となり、営業収支では、8,246万6,244円の損失が生じました。

3、営業外収益は、1億5,937万9,271円となりました。

4、営業外費用は、5,358万6,019円となり、営業外収支では、1億579万3,252円の利益がありました。

5、特別損失は、96万8,479円でこれにより、当年度純利益は、2,235万8,529円となりました。

次に4ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。当年度の動きのありました科目のみ御説明いたします。

表の上段、一番左、資本金の欄では、企業債の借り入れ、3,100万円と、企業債の償還、1億3,129万4,289円を処理し、当年度末残高は、25億7,558万8,607円となりました。

表の上段中央部分、資本剰余金の欄の資本剰余金合計は、分担金520万円を受け入れ、当年度末残高は、18億8,021万3,044円となりました。

表の上段右側、利益剰余金の欄ですが、当年度純利益、2,235万8,529円を処理し、利益剰余金合計は、マイナスの1億3,878万5,250円となり、25年度末の資本合計は、43億1,701万6,401円となりました。

5ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書につきましては、当年度末未処理欠損金、1億8,466万2,672円を翌年度に繰り越すものであります。

6ページ・7ページは、25年度末の貸借対照表で、資産及び負債・資本の状況を示したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ43億4,051万1,100円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほど御覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の平成25年度決算につきましては、去る7月25日に監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、川名洋司君より審査結果の報告を求めます。

監査委員 川名洋司君。

〔監査委員 川名洋司君 登壇〕

○監査委員（川名洋司君）

[平成 25 年度企業会計決算審査意見書朗読]

○議長（伊藤茂明）

監査委員からの審査結果の報告が終わりました。

お謀りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 7 号「平成 25 年度決算認定」

1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算

2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算

について、決算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号「平成 25 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願いたいと思えます。

再開予定は午後 1 時 30 分といたします。

…………… 休憩・午前 11 時 50 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 30 分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

ただいまの出席議員は 11 名です。

先ほど、開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に 黒川大司君、同副委員長に 緒方猛君が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

…………… 休憩・午後 1 時 30 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 31 分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書を配布いたしました。

休会中の9月12日午前10時から、議案第6号「地方自治法第233条第3項に規定する、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定について」、及び9月16日午前10時から議案第7号「地方公営企業法第30条第4項に規定する、鋸南町病院会計、水道事業会計の決算認定について」、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、議案審査をお願いいたします。

◎報告第1号の説明

○議長（伊藤茂明）

日程第8 報告第1号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」を議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

報告第1号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」御報告を申し上げます。

財政健全化法第3条第1項の規定により、去る8月12日に監査委員の審査をいただきましたので、ここに御報告申し上げます。

表のように、健全化判断比率は4つの比率を算出いたしました。

なお、早期健全化基準は左側に。

失礼しました。右側に表示をいたしました。

初めに、実質赤字比率でございますが、平成25年度一般会計歳入歳出決算の実質収支が赤字ではなかったため、該当なしでございます。

次に、連結実質赤字比率は、平成25年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と平成25年度水道事業会計及び病院事業会計の決算における資金不足または資金剰余額の合計につきまして、赤字ではなかったため、該当なしとして、横棒の表示をいたしました。

次に、実質公債費比率であります。一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合、土地改良区等の起債等借入金の償還元金及び利子の合計額が標準財政規模に対する比率でございますが、過去3年間の平

均は、19.9%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債に対します標準財政規模の比率は109.4%であり、早期健全化基準の350%を下回りました。

以上で、財政健全化法に基づく健全化判断比率の報告を終了いたします。

なお、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

報告が終わりました。

◎報告第2号の説明

○議長（伊藤茂明）

日程第9 報告第2号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」を議題といたします。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

報告第2号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」を御説明いたします。

資金不足の算定につきましては、流動負債から流動資産を差し引いて計算いたしますが、当会計では資金不足とはなっておりませんので、平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計については、該当しないこととなります。

以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

報告が終わりました。

◎報告第3号の説明

○議長（伊藤茂明）

日程第10 報告第3号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく

く資金不足比率について（水道事業会計）」を議題といたします。

水道課長より報告を求めます。

水道課長 山崎友之君。

[水道課長 山崎友之君 登壇]

○水道課長（山崎友之君）

報告第3号「平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を御説明いたします。

資金不足の算定につきましては、流動負債から流動資産を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、平成25年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午後 1時39分 ……………

…………… 再開・午後 1時47分 ……………

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第11 請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」を議題といたします。

事務局長 増田光俊君より主旨説明を求めます。

事務局長 増田光俊君。

○事務局長（増田光俊君）

「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」の主旨説明をいたします。

平成26年7月31日に、安房郡市聴覚障害協会会長大倉清氏他2名の方々から、提出をされたものです。

請願の主旨でございますが、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広

め、聴覚障害児の手話の学習など手話を言語として普及・研究のできる環境整備を目的とした「手話言語法制定を求める意見書」を内閣総理大臣に提出していただきたい、との請願でございます。

請願の理由であります。国連の障害者権利条約及び改正障害者基本法では、手話が言語であることが明記されているが、その根拠となる法律「手話言語法」がないため、手話を言語とする根拠法整備を国として実現することが必要との考えによるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま議題となっております。請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」は総務常任委員会に付託の上審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

はい、9番 笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

この請願内容を見て、わざわざ総務委員会を開くような内容か、ちょっと私疑問に思うんですけども、皆さんどうですか。

○議長（伊藤茂明）

ただいま動議が出されました。

動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長（伊藤茂明）

一人以上の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

9番 笹生正己君の動議を議題として採決いたします。

動議のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

○議長（伊藤茂明）

もう一度、申し訳ありません。

挙手5名。

少数によって否決となりました。

よって請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」は総務常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午後 1時45分 ……………
…………… 再開・午後 1時48分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名です。

休憩中に、議案付託表・会期日程表及び総務常任委員長の委員会招集通知を配布いたしました。

休会中の 9 月 16 日午後 1 時 30 分から、総務常任委員会を開き、請願第 1 号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」の審査をお願いいたします。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日 11 日から 18 日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の 9 月 19 日は午後 2 時から会議を開きますので、定刻 5 分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 1 時 4 9 分 ……………

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 26 年 9 月 19 日 午後 2 時開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | 平成 25 年度決算認定について
1. 平成 25 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 平成 25 年度決算認定について
1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算 |
| 日程第 5 | 請願第 1 号 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
（委員長報告） |
| 日程第 6 | 発議案第 1 号 | 手話言語法制定を求める意見書（案）について |

平成 26 年第 4 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号の追加 1〕

平成 26 年 9 月 19 日

- | | | |
|---------|----------|-----------------------|
| 追加日程第 1 | 発議案第 1 号 | 手話言語法制定を求める意見書（案）について |
|---------|----------|-----------------------|

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税 務 住 民 課 長	福 原 傳 夫 君
保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君	地 域 振 興 課 長	菊 間 幸 一 君
教 育 課 長	前 田 義 夫 君	水 道 課 長	山 崎 友 之 君
監 査 委 員	川 名 洋 司 君	総 務 管 理 室 長	福 原 規 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。

議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎3番緒方猛議員の発言

○議長（伊藤茂明）

3番 緒方猛議員から、発言の申し出がありましたのでこれを許可いたしました。
緒方猛君。

[3番 緒方猛君 登壇]

○3番（緒方猛）

議長のお許しをいただきましたので、お詫びをさせていただきたいという具合に思います。

今定例会の2日目の午後からの会議の参集時間に議長に連絡を取らず、遅刻をしてしまいました。心から陳謝をしたいと思います。

加えて同時間には、自らが紹介議員となり、請願第1号について主旨説明をすべきであったことを考えますと、議長を始め各議員及び議会事務局、また、執行部の皆様に対し、二重三重の御迷惑をおかけしたことを深く反省し、謝罪いたします。

今後はこのようなことがないよう、議会の規律を順守してまいりますので、議員各位の御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

ただいま緒方猛君より謝罪の発言がございました。

議会は住民の代表である議員をもって構成される議事機関です。

緒方猛君には今後、議会の規律や、議会の品位を保持されるよう、議長として注意をいたします。

◎議長の発言

○議長（伊藤茂明）

続いて、議長の私より、議員各位に謝罪をさせていただきます。

今定例会 2 日目の日程第 11、請願第 1 号を議題とし総務常任委員会への付託を審議した際に、委員会付託を省略する動議が成立し、採決を行いました。その結果、賛成議員の挙手は 5 名であり、挙手少数により動議を否決と宣告をいたしました。

休会中に確認いたしましたところ出席議員は 10 名であったため、正しくは賛成・反対同数となり、議長裁決を行うべきところでありました。

本件について、議会事例資料等を調べた結果、裁決の読み違いがあったものの今回の採決は、裁決結果は有効なものとして判断いたしました。

しかし、議長として誤りがあったことにつきまして、深く反省しお詫びを申し上げます。

議員各位には御理解をいただき、今後の議会運営に御協力をよろしくお願いいたします。

◎議案第 4 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 4 号「平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、4 番 鈴木辰也君。

○4 番（鈴木辰也君）

10 ページ、4 目の企画費、13 節委託料、地域活性化講演会等事業、業務委託 30 万 8,000 円。これにつきましては、12 月、12 月 15・16 の二日間に講演会等予定しているとの説明がありましたけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

2点目はですね、同じく10ページの9目都市交流施設整備事業費、8節報償費、商業アドバイザー報償40万についてですが、これも説明を受けましたが、都市交流施設における商業施設部門の協議検討を充実させるため、専門家の招聘のための報償費とのことでしたけれども、交流施設の運営管理事業候補者、また、テナント候補者も決まりました。まああの、このような、今後ですね、どのような協議、検討をするのか、教えていただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

それではあの、1点目のですね、地域活性化講演会等の業務委託についてからお答えをさせていただきますと思います。

まずあの、講師として予定しております方は木村俊昭先生でございます。簡単にですね、経歴を申し上げますと、この方はあの、北海道出身で、小樽市の職員でございます。その後ですね、2006年から内閣府、国の方にですね、内閣官房官房府の企画官あるいは2009年から農林水産省大臣官房の企画官ということで国の方のですね、仕事をしております、その中で地域の担い手要請、地域ビジネスの創出、あるいは六次産業化などの業務等に取り組んできたところでございます。

その中で現在はあの、東京農業大学の教授、それから地域活性化理事会等の役職をされておられるわけでございますけれども、年間120カ所以上で講演、あるいは地域のですね、現地アドバイス等を実施をしているということでございます。

あの、この先生につきましては、現在実施しております都市交流施設の農水省の方ですね、その活性化プロジェクト交付金の方でお世話になっているわけでございますけれども、国の関東農政局の方からですね、御紹介をいただきまして、ぜひ先生の講演会の実施をということでお話をいただきました。

その中で、現在予定しております日程でございますけれども、12月の15・16日に二日間にかけて、講演会等を実施をしたいと考えております。講演会の実施の前後にですね、先生の方からの御提案で、地域パーソン、地域で活躍している方とのですね、交流あるいはその取り組み等現地視察などを含めまして可能な限りですね、地域の方との活性化に向けての協議、そういう場を持ちたいということでお話をいただいております。

詳細につきましては、予算の議決をいただきました後にですね、日程内容等については今後先生の方と、詳細には詰めていく予定となっております。

2点目のですね、商業アドバイザーの報酬ということでございます。40万円をお願いしておりますけれども、御案内のとおり、都市交流施設のですね、まああの、事業候補者あるいはテナント候補者決まっておりますけれども、その中でですね、まずまだ個別に詰めていかなければいけない点がございます。

その中で交流施設につきましても、ある意味で民間のですね、商業施設としてのですね、的な、そういう調整を図っていくことが必要となります。まあ、例えば販売品目や店舗の設計、販売促進、あと運営管理事業者とテナント事業者との、まあ、交えての調整等ですね、多岐にわたりまして、詳細にわたりまして、わたって詰めていかなければならない点がございます。その調整を図っていく過程におきまして、商業アドバイザーのですね、助言等をいただく中で施設の運営管理等についてまとめ上げていこうということで今回お願いをいたしました。その中で具体的には例えばあの、運営管理者等のですね、定期的な打ち合わせっていうのは、月、現在2回やっております。まあもちろんそれ以外にですね、今後はそのテナント事業者とのですね、あるいは運営管理者、事業者との調整等も入ってくるわけですが、その必要に応じましてですね、アドバイスをいただきたいと考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○4番（鈴木辰也君）

この地域活性化の講演の方なんですけれども、まああの、地域パーソン、地域の人たちとの交流を図るということで、講演の対象はまあ、鋸南町の町民の人か、広く周知していただいてやっていただけたらと思うんですけれども、またあの、こういう地域パーソン、どのような、町の方で、選択っていうんですかね、選んで、どういうふうに交流するのかっていうことを1点またお伺いしたいと思います。

それとですね、都市交流施設整備費の方なんですけど、実施設計がそろそろ終わると思うんですけれども、その実施設計が終わる時にですね、そのテナントの業者さんと管理運営事業者、まあその、全体的な統一の外のデザインとかですね、そういうのはもう、決まってないと統一感っていうのは出せないと思うんですけれども、その実施設計が終わる時点ですら、実際どの程度までですね、あの、決まって、実施設計が行われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

講演会につきましては、議員おっしゃるとおりですね、全町民を対象としての講演会というふうに考えております。またあの、地域、これもあの、今のところの案でございますので、地域のキーパーソンと言いますか、活躍されている方につきましては、当然商工、商工なり、農業者なり、まああるいは観光に携わっている方ということですので、具体的にはこれからとなりますけれども、ある程度まあそういう中で町ですら、活躍と言いますか、活動されている方、できればですね、これも幅広くですね、できるだけ良い機会ですので多くの方がですね、参加していただけるような機会にできた

らいいなと考えております。

それから、実施設計の関係につきましては、去る8月の26日でしたか、特別委員会です、設計事業者の方から図面ですか、等で説明をさせていただきましたが、それをベースにして、現在積み上げ作業をしております。当然あの、現状の中です、なかなか建築資材等が極端に言うと毎月単価が上がってくるような情勢がありまして、今その積算に苦勞をしているということでございますが、なんとか予算も、限られた予算でございますので、その中で納まるように努力をしております。その、今月中くらいには固まるのではないかと聞いております。

それから、個別のデザインにつきましては、もちろんあの、図面の中ではちょっと見えないところもあるんですけども、まあ、そこら辺のものはですね、実施設計終わりました、積算が終わった時点です、また個別にですね、今度は運営管理の問題もありますし、あるコンセプトに基づいた店舗の設計と言いますか、意匠等もあると思いますので、それらにつきましては、早い時期にですね、あの、またテナント候補者、運営事業者等含めたですね、協議と言いますか説明の機会を設けていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君最後です。

○4番（鈴木辰也君）

この講演会の方の件ですけれども、この地域パーソンの方々との交流ということで、まあ、今課長の方から説明があったようにですね、幅広くですね、手を自分から挙げたいという方に対しては門戸を開いていただいて、有意義なそういう交流会にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

はい、9番 笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

歳入で言ったら、予算書の8ページ、豊かなまちづくり寄付金、446万円。そして歳出では10ページの豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料209万円について質問します。

最初に鋸南町在住の方で他の自治体に寄付している方がおいでになると思うんですよ。その方の人数と、金額がわかったら教えていただきたいと思います。

次に、特産品によって寄付金の総額が変わることは、他の自治体の例を見ても明らかです。一般質問で申した、田辺市の例もそうですし、300万円以上の寄付で、200万円相当の牛1頭分の肉という例もあります。これは申し込みが多くて、すぐに締切になったそうです。特典によって寄付する先を選ぶ人たちには、仕入れ値でしょうが、3,000円ほ

どの特産品では、あまりにもインパクトが小さいのではないかと思いますでしょうか。

予算組みが送料込みで1件 3,500 円となっているので伺います。それともう1点、これから考えていくと答えられればそれ以上は申せませんが、特典は特産品などの品物であるとは限りません。例えば、100 万円寄付したら、1 日町長。その人が望めば1 日町長をやるなんてのもありますし、感謝状というような、ほとんどかからないものもあります。お金はかかりますけれども、宿泊券なんてのも、結構人気があると伺っています。それで、その人たちは宿泊券いただいたその方たちはこの町にも来てくれるという、あの、メリットもありますけれども、そういう今の時点で、この現時点で考えられること、それがあつたら教えてください。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

初めにですね、ふるさと納税の関係で、ちょっと町にですね、寄付された方の方からちょっとお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、平成 25 年度、去年の例でいきますと、35 件で 3,000、あ 339 万円の寄付がありました。そのうち鋸南町に寄付された町外者の方が 7 件で 223 万円ということでございます。それであの、議員御質問のですね、鋸南町、鋸南町の住民で、鋸南町以外の方ということでございますけれども、確定申告をされた方のうちにですね、ちょっと申告ベースでしか把握ができないんですけれども、確定申告をされた方のうち、鋸南町以外に寄付された方は 25 年では 5 件、24 年では 7 件の方が寄付をされたようでございます。ただこの寄付先等につきましては、ちょっとこちらでは把握はできません。実績としては以上でございます。

それから、3,000 円の特典について、他の自治体のですね、特典、そういうものから見てどうなのかということでの御質問でございますけれども、まずあの平均的にはですね、1 件当たり 3,000 円という、1 万円、寄付を 1 万円と想定した時に 3,000 円っていうのは一般的平均的な特産品の金額ではないかということで聞いております。それはもちろん、え、それで特産品の中でもですね、いろいろございますけれども、単純にまあそのお米でありましたり、まあ、お米とか農産物あるいは干物とか海産物というようなものがですね、比較的人気があるというようなことで聞いております。

その中で、まああの、インパクトというか、低いんではないかということでございますけれども、そういうような日常的なと言いますかね、農業生産品、海産物等でも結構そういうまあ人気もあると思っておりますし、とりあえずこのベースでやらせていただきたいということでございます。というのはそもそもと言いますか、ふるさと納税が当初始まった時点につきましては、まああの成長してですね、成人されて、あの、ふるさとを離れてその地域、生まれ故郷にまあ貢献をしたいというようなことの趣旨でまあそのふる

さと納税制度っていうのが発足したと思います。

それがちょっと今はですね、議員おっしゃるように、全国的に今特産品のですね、こう、競争と言いますか、そういうことがメインになっているようで、特産品を目的として、その自分のふるさとでなくて、まあ、特産品だけでこう、寄付をするというような、ちょっと風潮と言いますか、そういう方向にあることはまあ現実でございますけれども、できる限り町ですね、魅力ある特産品の構成についてはこれからあの事業者交えてまた町内ですね、えー、商工業者また生産者の皆さんにもですね、御相談をしながらですね、よりよい魅力ある、金額にこう、だから、3,000円だからどうということじゃなくて、良いものをですね、特産品としてチョイスしていきたいと思っております。

それでももちろんあの、3点目の質問でございますけれども、今どういうものが考えられるかということでございましたけれども、当然あの、農産品・海産物等のこともございますし、あるいは時期によっては水仙・カーネーション等のですね、花卉、花卉類ですね。町の特産というものがあると思います。

あるいは町内の、議員おっしゃるようなものでは飲食店さんが協力していただけるのであればその食事券あるいは民宿。これからできる交流施設等の宿泊等も含めましてですね、例えば割引の、まあ宿泊券の発行とかですね、あるいは道の駅での購入に対する買物券等いろんなことがまあ考えられるのではないかと思いますけれども、それらはまた、より良い魅力的な特典になるようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

今総務課長が2番目の質問に答えた時にこの鋸南町をふるさとと思って、そう、それ本来のふるさと納税の姿だと私も思います。でも、今は、これから、来年から多分2倍になると思うんですよ、納税額が。そうすると、いままでやらなかった人たちもやる可能性が出てきますよね。これ全て差し引きで考えなければいけませんから、一番最初に聞いたのは、なぜ聞いたかとする、この町から他の町へ寄付しちゃう。寄付しちゃうって言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、いくら残るか、だと思っんですよ。他の町に寄付したら、その方はここに納税しなくていいっていう制度ですからね。全て差し引きです。200万貰っているから、200万寄付いただいたってということにはならないんですよ。納税が場所が変わっただけですから、今それで、こんなのも出ているんですよ。見えます、「ふるさと納税特産品ランキング」、こうやって、あの、こういう雑誌まで出て、どれが良いかっていうことで選ぶ人がどんどん増えてきている。この倍になる。その、いままで以上に倍になる人たちはこういう人だと思っんですよ。2,000円かければ、まあ1万円だったら2,000円超えた分ですよ。それが納税の対象に、納税って、非課税の対象になりますんで、そうすると、一般的に3,000円って答えられ

ましたけれども、一般的だったらごく当たり前、皆がそうだったらいいですよ。だけどここの前田辺の話したら、えー、7,000、1万円で、1万7,000円、1万6,000円。なんか、1万円だったらそれ以上のものを貰えるんですよね。それはあの、普通市販されている値段です。それで、町が仕入れるには仕入れ値ですから、この3,000円でも、場合によっちゃあ5,000円・6,000円のものだと思います。それはわかりませんがね。その品物によって仕入れて売る、その値差がありますからね。だけど、一般的なものだったらインパクトが少ないって私最初の質問で言いましたけれども、どこへやっても同じ、それ以上のものがあればそっちに行っちゃうっていうことを私は言いたいんですけどもどうでしょうか。

一般的なもんじゃ、魅力っていうか、魅力がある所へ行っちゃうんじゃないですかって聞いているんですよ。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まあ、もちろんそういう側面はあろうかとは思いますが。先般ですね、千葉県内で睦沢町だったと思いますけれども、米をですね特産品ということで始められたそうです。もちろんその、金額はちょっとわかりません。どのくらいの価格のですねお米を提供したかわかりませんがね、それで結構1,000件くらい出たという例もあります。

ですからその、そのもの自体もですね、まあ農産品でもですね、要するに、そういうように寄付されている方もおられると思いますので、あまりその鋸南町でこれというものをですね、今からというのは、あるものでですね、魅力的な商品構成をしていくということに尽きるかと思えます。

ちょっとお答えにならないかもしれませんが、それでただ、例えばですね、1万円いただいてこれを8,000円も9,000円も1万円もですね、それ以上のものをですね、提供するという事はなかなかちょっと難しいと考えております。

一つ例でございますけれども、例えば今度の予算をいただきますとですね、仮に1万円いただいても費用、特産品あるいは手数料等引きますと55・6%のものが支出というふうになってくるわけでございます。そうすると、実質的な町でのものは44・5%ということになるわけでございますけれども、それもいろいろですね、まちづくりに活用させていただく、まちづくりに使ってくださいという寄付者の御意志もあろうかと思えますのでそこら辺を大事にしていきたいと思っております。

その中でまあ、今年度はですね、あの、積み上げました寄付金の中で特殊浴槽の購入、すこやかですね。お風呂の方のですね、購入事業に、まちづくりの基金を充当させていただきました。これが374万3,000円、積み上げた、いただきました寄付をですね、このような形でですね、有効にですね、行政の中で活用していくということも、本来のですね、一つの目的と言いますか、主旨だと思いますので、えー、そのようなことで。

できるだけ、魅力的な商品構成については考えたいと思いますけれども、以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、笹生正己君最後です。

○9番（笹生正己君）

えっと、一般質問で町長の答弁聞いて、企業感覚でやっていくというのは変わらないんだということでしたけれども、私が先ほど話したように、全てこれは差し引きです。町から逃げる税金もあるし、入って来る税金もある。

例えば、1億かけても1億1,000万になれば、1,000万。だから200万が1,000になるわけです。それは企業感覚を持っていけば、当然その方が良いということは理解できると思います。

えー、委託業者だけではなく、私どもも含めて、町全体でこの特産品、知恵とお金を使って、それで、それ以上の寄付をいただく、この制度の有効な利用を望んで質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第5号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第6号「平成25年度決算認定について」

1. 平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成25年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔決算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第6号平成25年度決算認定について

1. 平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成25年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

4. 平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、9月12日、午前10時から、役場3階大会議室において委員出席のもと、開催いたしました。審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して各課ごとに御報告いたします。

最初に、「平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。総務企画課関係について。

「ホームページ維持管理委託料の決算額は165万600円だが、当初予算では102万1,000円だった。増額となった要因は」との質疑に対し、「年度途中にホームページのサーバーを移したため、そのシステム保守委託として63万円ほど増額となりました」との答弁がありました。

「都市交流施設整備事業の委託事業について、それらの成果は」との質疑に対し、「直売所運営体制構築人材育成委託事業では、生産者アンケート・講演会・研修会・視察・意見交換会・説明会等を実施し、直売所の設立に向けた準備を進めています。データベース化及びシステム構築委託では、町のホームページを行政サイトと観光サイトの二つに分けてリニューアルし、観光サイトでは2,000件余りの情報のデジタルデータ化を図り、外国語対応も実施しています。都市交流施設活動PR委託では、活動ムービーを製作し、ホームページの中で都市交流施設専門のサイトを設けてPRを行っています」との答弁がありました。

「循環バス調査検討業務委託で、短期的に実施できる施策提案については実施しているものはあるのか」との質疑に対し、「現在実行しているものはありません。来年度以降に導入することを検討しています」との答弁があり、「予算に関わらないものは、早急に施策を実施してほしい」との要望がありました。

「鋸東コミュニティーセンターの管理について、監査委員からの意見書で指摘のあった点について詳しい説明を」との質疑に対し、「鋸東コミュニティーセンターは他の公の施設と同様に使用料を取ってはどうか。また、施設を地元に移管してはどうかという提案をいただき、現在検討中です」との答弁があり、「鋸東コミュニティーセンターは町の施設であり経費を町が負担しているが、利用しているのは市井原区が主である。他の地区から見るとおかしなことにならないか」との質疑に対し、「地元の皆さんと協議を行い、移管等も含めて検討させていただきたい」との答弁がありました。

「施設利用料に関して、旧鋸南一中の解体に伴い、自衛隊の訓練は旧佐久間小学校を利用することとなったが、利用する規模は同程度なのか」との質疑に対し、「自衛隊は年間計画で1年に2回訪れます。今までと同様、5月と10月終わりから利用予定となっております。今後も同じような計画であると思います」との答弁がありました。

税務住民課関係について。

「出産祝い品の桜の苗木については、植栽場、失礼しました。植栽場所に困るとい

声もあるが、佐久間ダム周辺に植栽して、ネームプレートを付けるといった方法はどうか」との質疑に対し、「植栽場所がないという方への対応については、検討していきます」との答弁がありました。

「町税の現年度分の徴収対策強化の内容は」との質疑に対し、「主な対策は臨戸徴収により、滞納者と面談しています。会えない方には、来庁いただき面談し納付誓約を行っています。また、電話催告は夜間に行い、繰り返し納付を依頼しました」との答弁があり、「職員全体で徴収事務に取り組んで、滞納を減らすということも、検討してはどうか」との要望がありました。

保健福祉課関係について。

「緊急通報装置は25年度で新たに何件設置し、またこれまでに全部で何件設置したのか」との質疑に対し、「25年度の実績は、N T T福祉電話シルバーホン27件と東亜警備保障9件の合計36件でした。また、これまでの設置した件数は合計で39件です」との答弁があり、「緊急通報装置の利用状況は」との質疑に対し、「月に1件程度の通報があります」との答弁がありました。

「高齢者見守り事業の取り組み状況は」との質疑に対し、「町内の金融機関及びコンビニエンスストア等と協定書を締結し、現在6社に協力をいただいています」との答弁がありました。

「福祉タクシー利用助成について、利用券の配布方法や今後の周知方法は」との質疑に対し、「毎年、利用券について申請していただき、交付しています。また、町のホームページや広報誌等により広報に努めていきます」との答弁がありました。

地域振興課関係について。

「不法投棄監視員からの報告事例は」との質疑に対し、「監視員報告は18件で、洗濯機・バッテリー・消火栓等の不法投棄がありました」との答弁がありました。

「環境衛生費の負担金補助及び交付金について、不用額132万円の内訳は」との質疑に対し、「住宅用省エネルギーシステム補助金の執行残です」との答弁がありました。

「佐久間ダムのトイレ清掃について、3月・4月は週3回で、他は週2回と聞いている。今後回数を増やしていく考えは」との質疑に対し、「鋸南土地改良区に草刈りとトイレ清掃を委託していますが、来客状況をみて、清掃回数を増やすよう予算を要望していきたいと考えます」との答弁がありました。

「道路維持費の工事請負費が増額しているが、地域からの要望に対して、現在の状況は」との質疑に対し、「要望箇所については、平成24年度末133件、25年度新規19件、工事完了27件、区自己処理12件、処理困難42件で、25年度末では71件でした」との答弁がありました。

「道の駅の修繕費で看板枠工事41万円について、枠はあるが看板は設置されていない。どのような理由なのか」との質疑に対し、「看板設置は各店舗の個人負担となります。枠を設置する前には店舗の設置希望があったが、現在設置されていないので、活用につ

いてお願いしていきます」との答弁がありました。

教育委員会関係について。

「幼稚園の警備委託 14 万 1,750 円の内容は」との質疑に対し、「通常の警備の他、12 月補正でお願いしました緊急用押しボタン機器の増設分が含まれています」との答弁がありました。

「選手派遣費補助金について、中学生の個人負担はどの程度か」との質疑に対し、この補助金は交通費を対象として支給しているため、交通費に係る自己負担はありません」との答弁がありました。

「中学校の放課後学習支援の効果や評判はどうか」との質疑に対し、「効果として、子どもたちが意欲的になり、テストの平均点も徐々に上がってきたと聞いています」との答弁がありました。

「歴史文化ガイドボランティア育成事業で養成したガイドは何人いるのか」との質疑に対し、「10 人です」との答弁がありました。

以上のような審査経過の後、平成 25 年度一般会計決算の認定について、採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「人間ドックの受診者が増加しているが、特定健診の受診率は 26.7%であった。特定健診の受診率の目標達成は大変だと思うが、特定健診をできる限り受けていただくような対策は」との質疑に対し、「これまでは、未受診者に対して特定健診終了後に鋸南病院での施設検診の案内を郵送していました。今年度は加えて千葉県国保連合会の支援を受けて、特定健診を実施する前週の 10 月第 2 週から昨年未受診者に対し電話勧奨を行う予定です。受診率向上に向け広報等に努めていきます」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、平成 25 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第6号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成25年度一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は全員で構成されておりますので質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成25年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成25年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 25 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 25 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 4 議案第 7 号「平成 25 年度決算認定について」

1. 平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案につきましても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 黒川大司君。

〔決算審査特別委員会委員長 黒川大司君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（黒川大司君）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第7号平成25年度決算認定について、

1. 平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計決算

2. 平成25年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を要約して報告いたします。

初めに、平成25年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成25年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成25年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「有収率が前年度より3.5%増となっているが、その要因は」との質疑に対し、「有収率の増は、漏水量の減が大きな要因です。25年度では漏水件数は増えていますが、漏水探査等を例年実施し、早期発見・修理に努め、漏水規模が小さくなったことが有収率の向上につながっていると考えています」との答弁がありました。

「営業未収金が増えている理由を、どのように分析しているか」との質疑に対し、「対策として、納付書による催告・臨戸徴収・給水停止等を行っておりますが、未収が増加する理由としては、自営業の方において、経営不振により納付誓約の履行が困難となったり、年金受給者において生活費や交際費の増により納付誓約の履行が困難であるといった状況になっています」との答弁がありました。

「石綿セメント管の改修がどの程度進むのか」との質疑に対し、「石綿セメント管は、13キロ残っており、今年度には約500メートルの改良工事を実施する予定です」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、平成25年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第7号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成25年度鋸南町鋸南病院事業会計

及び鋸南町水道事業会計の決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。
お諮りいたします。

決算審査特別委員会は、全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに、平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 25 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 25 年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について（委員長報告）」を議題といたします。

付託してあります総務常任委員会委員長 小藤田一幸君から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小藤田一幸君

〔総務常任委員会委員長 小藤田一幸君 登壇〕

○総務常任委員会委員長（小藤田一幸君）

議長の許可をいただきましたので、「議会総務常任委員会委員長報告」をさせていただきます。

当委員会は、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める」請願について、議会総務常任委員会を開催し、審議しましたので、本定例会にその結果を御報告いたします。

平成26年9月16日午後1時30分から委員6名の出席のもと議会総務常任委員会を開催し、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について」審議をいたしました。

委員会では、請願の提出者である聴覚障害者の団体より補足説明及び質疑応答を行いたい旨の要請がございましたので、これを許可し、補足説明及び質疑応答を行い、委員から意見を求めました。

委員からの意見は、聴覚障害者団体との質疑応答がほとんどでした。

その中で一つ、手話を取り巻く法の整備は、現在どのような状況なのか。

一つ、鋸南町、また安房管内では手話で会話をする方は何人くらいなのか。

一つ、手話言語法が制定された場合、聴覚障害者へのメリットはどうか、などの意見がありました。

その後、表決を行った結果、全員の賛成により総務常任委員会としては「採択すべきもの」と決定しました。

以上、審議経過及び結果報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま総務常任委員会委員長から「採択すべき」との報告がありました。

これより委員長に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

はい、11番 中村豊君。

○11番（中村豊君）

私はちょっとこの請願の中で局長より主旨説明があったのみで、紹介議員の説明もな

いと。そして、この請願文書だけを渡された中でどういう内容だったのかということ、ただいま委員長からお話があったんですけれども、ちょっと理解に苦しむ点がありますので、改めて確認させていただきたいと思います。

その中で、この文章の中でろう学校に対して手話は禁止されたということが出ておりますが、これは、現在も禁止されているのかどうか。

また、環境整備を目的とした手話言語法を制定することとなっておりますが、これは内閣総理大臣宛てに出すようですが、その手話言語法なるものがどういう内容なのか、ある程度お聞かせいただければと思います。

また、先ほど鋸南や安房郡内で手話を必要とされている方が何人くらいいるのかという質疑があったということですが、どのくらい的人数がいるのかも聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

総務常任委員会委員長 小藤田一幸君

〔総務常任委員会委員長 小藤田一幸君 登壇〕

○総務常任委員会委員長（小藤田一幸君）

それでは3点お答えします。

禁止されたということで今も禁止されているのか。

これは現在は、かつては禁止されていたそうですが、今は禁止されていません。

手話の授業は行われておりません。

それから、えー、この言語法が制定された場合、ろう学校の子どもたちは手話で学べ、手話の授業が受けられるようになります。

現在あの、鋸南町で障害者手帳をいただ、貰っている人が27名だそうです。そのうち先天的な、つまり生まれてすぐという方が10名くらいだそうです。

よろしいでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、11番 中村豊君。

○11番（中村豊君）

手話の授業はないということと、それと、言語法の制定についてはろう学校の手話の授業をすることという、それだけのことということで解釈してよろしいですね。

そうすると、現在27人おられるという中で全員の方が手話を必要とされているのか。中にはちょっとそれは無理ですよという方もいるのかというのもちょうと確認させていただきたいと思います。

改めて確認しますが、ただいまの答弁では、手話の授業ができることというのが法整備だという解釈で取れましたけれどもそういう解釈でよろしいですか。

○議長（伊藤茂明）

総務常任委員会委員長 小藤田一幸君

〔総務常任委員会委員長 小藤田一幸君 登壇〕

○総務常任委員会委員長（小藤田一幸君）

お答えします。

委員会の中での答弁のことについての答えですので、法律の中の細かいことについては今後また決まっていくと思いますので、ちょっとこの場所では、ちょっと、わからない部分があるので、了解していただきたいと思います。

ちょっとその後の細かいことについては、ちょっと、その総務委員会の中では話されませんでしたので、ちょっとお答えできません。

よろしいでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、11番 中村豊君最後です。

○11番（中村豊君）

じゃあまあそういうことまで審議されなかったという解釈で、まあただね、意見書として出すからにはいろんなやっぱり問題点も、質疑の中で何うということも必要じゃないかなと思ったんで。

また法整備ということになると、いろんな問題が絡んでくるんじゃないかなという気がしましたので、ただ、言語、手話言語法（仮称）という、制定してくれというからには、その中身があるんだろうということは何わせてもらったんですが、もう少し慎重審議しても良かったかなという感がいたします。

また、この、制定することによって、町内の中でこういう会議等において手話の通訳の方を入れなきゃいけないというような法整備になるのかなとね、そこまでちょっと考えたわけでした、そうなった場合、町としての対応はどうかなとまで考えたわけですけども、それ以上審議してなかったということであればしょうがないです。

以上で終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

質疑ですけど。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり、この請願を採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、請願1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

追加議案がありますので暫時休憩をし、議案を配布いたします。

自席でお待ちください。

…………… 休憩・午後 3時12分 ……………

…………… 再開・午後 3時14分 ……………

平成26年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕

平成26年9月19日

追加日程第1 発議案第1号 手話言語法制定を求める意見書（案）について

◎追加日程の決定

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって発議案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第1 発議案第1号「手話言語法制定を求める意見書（案）について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

本案につきまして提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 3番 緒方猛君。

〔提出者 3番 緒方猛君 登壇〕

○3番（緒方猛君）

それでは、議長の紹介議員としてですね、説明の時間をいただきましたので、手話言語法制定を求める意見書案の提出理由について説明をさせていただきます。

発議第1号「手話言語法制定を求める意見書（案）」は、3名の議員の賛成を得て提出をいたしました。

意見書（案）を読み上げて、読み上げることによって説明といたしたいと思います。
この案については、皆さんのお手元に案がいているかと思しますので御確認ください。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。

手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報確保、情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、鋸南町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めます。求めるものです。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる整備環境を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上のことから、内閣総理大臣に対し意見書を提出するものです。

議員各位の御理解、御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより発議案第 1 号「手話言語法制定を求める意見書（案）について」提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、11 番 中村豊君。

○11 番（中村豊君）

こういうことについては、障害者の方にはできるだけ手厚くという主旨がわかるわけ

ですけれども、まあ、その、はっきりとした、もう少し具体的にどういうことをやるんだよというお話しがちょっと聞ければ、ありがたかったなという感がいたします。

なお、近隣の市、あるいは県内の町村の採択状況はどうなっているかちょっと聞かせていただきたいです。

○議長（伊藤茂明）

3番 緒方猛君。

[提出者 3番 緒方猛君 登壇]

○3番（緒方猛君）

ただいまの質問のですね、近隣の自治体がこの意見書についてどういう進捗状況にあるのかという御質問だったという具合に理解します。

えー、去るですね、6月の定例議会の段階で、県下について特に情報を得ておりますので、そのことについて御説明をしたいと思います。

県下54自治体があるわけですが、6月の議会です、この意見書を具体的に検討して決めたというところが、40、約40。30いくつかのですね、自治体があるという具合に伺っております。

残る自治体については、今定例議会です、9月の定例議会です、例えばこの近くでは館山市も南房総市も鴨川市も、我々も一緒に動きをしております。

この件は以上です。

それからもう一つはなんでしたっけ。前半の質問は。

じゃあいいですか、以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、11番 中村豊君。

○11番（中村豊君）

はい、まあできれば具体的にどういうことをやっていくように進めていくんだという説明をしていただければありがたいなという感じがします。

なお、多くの自治体がそういう格好の中でやっておられるという中で、この意見書に関しては全員賛成という姿が理想だと思いますので、私も賛成という格好を取らせていただきます。

質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより発議案第1号について採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年第4回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 2 5 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成26年11月21日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 三 国 幸 次